

故文學博士中村清經
 和修 藤田英松 球
 藤 今著

増鏡詳解 卷二

東京 明治書院



増鏡詳解卷の下目次

第十五 くら千鳥 徳治二年より
 文保元年まで

後宇多院の後宮	一	萬秋門院の御事	二
遊義門院崩御	四	後宇多院落飾	四
同八幡御幸	五	同東寺灌頂御加行	五
同如法經御書寫	五	遊義門院御佛事	六
後二條帝崩御	八	西花門院落飾	一〇
萬秋門院落飾	一〇	長樂門院落飾	一〇
花園帝踐祚	一〇	尊治親王立坊	一一
十月大を改めて小となす	一二	花園帝御元服	一二
伏見院の御歌	一四	玉葉集の撰進	一五
爲兼卿の歌體	一七	伏見院の御歌體及び御筆蹟	一七
伏見院加茂御參籠	一八	同御歌	一八

目次

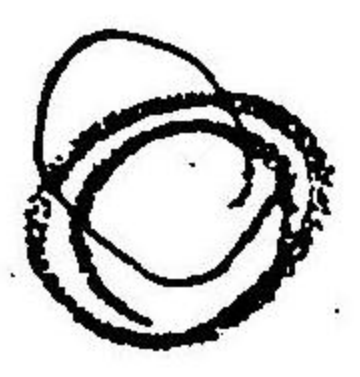
108-129

同伏見殿へ御幸……………	一九	同崩御……………	二二
同皇女……………	二一	二條富小路殿御移徙……………	二二
第十六 秋のみ山 <small>文保二年より 正中元年まで</small>			
後醍醐帝受禪……………	二三	後宇多法皇御政務……………	二三
左右大將内經家定列次を争ふ……………	二四	綾小路宰相有時害せらる……………	二五
かい川の三位顯秀流さる……………	二五	邦良親王立坊……………	二六
帝春宮御歌の贈答……………	二六	花園後伏見兩院の御中らひ……………	二七
後伏見院述懐の御歌……………	二七	後宇多法皇の御歌……………	二八
藤原嬉子女御の宣旨……………	二九	北山第に行幸……………	三〇
永福門院の御歌……………	三〇	後醍醐帝の御返歌……………	三〇
大納言の典侍の事……………	三一	源具親卿解官……………	三一
談天門院崩御……………	三四	勅撰集の沙汰……………	三四
前大納言爲世住吉玉津島に詣つ……………	三五	同述懐の歌……………	三六
同綾千載集を撰進す……………	三六	安福殿釣殿御歌合……………	三七
同御製……………	四〇	朝觀行幸……………	四一

同舞樂……………	四五	同御遊……………	四六
後醍醐帝御親政……………	四八	中殿作文御會……………	五〇
詩歌を奉しめて侍臣の賢愚を試給ふ……………	五一	乞巧奠御遊……………	五三
同御歌の披講……………	五五	石清水行幸……………	五六
賀茂行幸……………	六〇	任大臣節會……………	六二
大臣大饗……………	六二	前關白家平出家……………	六三
同薨去……………	六五		
第十七 春のわかれ <small>正中元年より 嘉暦二年まで</small>			
後宇多法皇御惱……………	六七	帝大覺寺殿に行幸……………	六七
春宮大覺寺殿に行啓……………	六九	後宇多法皇御遺詔……………	六九
同崩御……………	七〇	宮々の御歎き……………	七一
萬秋門院の御歌……………	七二	故院の御法事を所々に行ふ……………	七二
續後拾遺集勅撰の沙汰……………	七三	爲藤中納言薨去……………	七三
春宮御歌を爲世に賜ふ……………	七四	爲世返歌を奉る……………	七四
爲定爲冬繼嗣の争ひ……………	七五	六波羅の兵士岐多治見を殺す……………	七六

同資朝俊基を捕ふ……………	七六	資朝俊基諸國巡察……………	七七
後醍醐帝誓書を高時に賜ふ……………	七九	高時資朝を佐渡に流す……………	七九
俊基遁れて京師に還る……………	七九	春宮邦良親王薨去……………	八一
同御遺骸を北白川殿に遷さる……………	八二	有忠中納言の歌……………	八四
東宮方の男女房多く出家す……………	八五	祿子内親王の御歌……………	八六
續後拾遺集四季部奏進……………	八七	御製及び師賢爲定の歌……………	八八
後醍醐帝諸皇子……………	八九	量仁親王立坊……………	八九
春宮行啓始……………	九一	後伏見花園兩院御幸……………	九一
尊良親王元服……………	九二	同親王以下踏歌節會に出座……………	九二
邦良親王周關御佛事……………	九四	鷹司關白冬平薨去……………	九五
第十八 　　むら時雨 <small>嘉慶元年より 元弘元年まで</small> ……………	九六	同安産の御修法……………	九八
中宮嬉子御懷妊……………	九六	先坊御息所九ちの御産……………	一〇一
同臨月を過ぎて御産なし……………	一〇〇	玄輝門院永嘉門院等崩御……………	一〇三
咳病流行……………	一〇三	御製以下諸臣の歌……………	一〇四
中殿和歌御會……………	一〇四		

春日社日吉社行幸……………	一〇五	世良親王薨去……………	一〇五
源大納言親房出家……………	一〇五	平野北野兩社行幸……………	一〇七
北山花見行幸……………	一〇八	中宮同第へ行啓……………	一〇八
同御遊……………	一〇九	同無量光院廂の御遊……………	一一二
同和歌御會……………	一一二	御製以下諸臣の歌……………	一一五
天皇不豫……………	一一六	六波羅の兵再び俊基を捕ふ……………	一一六
惟子内親王を齋宮に卜定す……………	一一七	同野宮に入御……………	一一八
勅して窃に兵を諸國に徴す……………	一一八	尊雲尊澄兩法親王叡山の僧兵を召す……………	一二九
官軍の謀洩る……………	一二〇	天皇窃に宮を通れ給ふ……………	一二〇
叡山僧兵車駕を坂本に待ち奉る……………	一二三	天皇俄に奈良に行幸す……………	一二三
車駕鷲峰山に行幸す……………	一二三	更に笠置寺に徙御す……………	一二三
六波羅の兵關を犯す……………	一二五	中宮徹に野宮邊に行啓す……………	一二五
六波羅の兵宣房以下の卿相を捕ふ……………	一二七	大納言師賢車駕に擬して叡山に登る……………	一二八
東兵叡山を攻む……………	一三〇	叡山の僧兵潰走す……………	一三一
師賢遁れて笠置に參る……………	一三一	將軍久明親王……………	一三一



前執權高時入道……………	一三三	兩院春宮六條殿へ徒御……………	一三四
同六波羅北館に入御……………	一三五	楠木正成義兵を擧ぐ……………	一三六
諸國の官軍笠置に聚る……………	一三六	東兵笠置を攻む……………	一三七
笠置陥る……………	一三八	大佛貞直天皇を迎へ奉る……………	一三九
天皇宇治に遷幸……………	一四〇	師賢具行以下捕へらる……………	一四一
天皇六波羅南殿に徒御す……………	一四二	尊良親王捕へらる……………	一四四
尊澄法親王六波羅に拘せらる……………	一四六	二條富小路殿怪異……………	一四七
光嚴帝踐祚……………	一四八	康仁親王立坊……………	一五一
第十九 久米のさら山 (元弘二年)			
光嚴帝代始新年儀……………	一五四	後醍醐帝猶六波羅に御す……………	一五五
高時後醍醐帝を隠岐に遷し奉る……………	一五七	後醍醐帝御上途……………	一五九
同淀の渡りに着御……………	一六六	御製を佐々木道譽に賜ふ……………	一六六
尊良親王土佐に御下向……………	一六七	同御歌……………	一六七
尊澄法親王讃岐に御下向……………	一六七	後醍醐帝津國に着御……………	一六八
尊良親王昆陽野に着御……………	一六八	後醍醐帝播磨に着御……………	一七一

尊澄法親王野口に着御……………	一七六	後醍醐帝美作國に着御……………	一七七
同御不豫……………	一七七	同雲清寺に着御……………	一七九
少將忠顯櫻花和歌を小山五郎に與ふ……………	一七九	後醍醐帝久米の皿山に着御……………	一八一
同逢坂に着御……………	一八一	同みか月の中山懷舊の御歌……………	一八一
同隠岐國に着御……………	一八五	同御所の有様……………	一八七
尊良親王土佐に着御……………	一八七	光嚴帝御即位……………	一九〇
中宮禰子院號……………	一九〇	八歳宮の和歌……………	一九三
後醍醐帝の妃宣旨三位の事……………	一九五	爲定中納言籠居……………	一九六
爲世卿孫爲定の勅免を奏請す……………	一九六	賀茂祭御幸……………	一九九
洞院公敏下野に流さる……………	二〇一	花山院師賢下總に流さる……………	二〇二
源具行關東下向……………	二〇三	同近江國柏原逗留……………	二〇六
道譽同卿を諷す……………	二〇六	道譽具行を擧す……………	二〇八
具行出家……………	二一〇	具行辭世の和歌……………	二一一
具行害せらる……………	二二二	具行の室落飾……………	二二二
中納言藤房常陸に流さる……………	二二三	參議季房下野に流さる……………	二二三

平宰相成輔害せらる	二二三	中納言資朝佐渡の配所に害せらる	二二五
同卿辭世の偈	二二五	俊基害せらる	二二六
隠岐の御有様	二二六	後醍醐帝行房中將と御物語	二二九
光嚴帝御禊大會	二二三	正成金剛山千早城に據る	二三四
大塔宮諸國の兵士を徴し給ふ	二三四	正成聖徳太子墓前に戦ふ	二三六
光嚴帝の諸皇子	二二六		

第二十一 月草の花 (元弘三年)

後醍醐帝隠岐の御有様	二二九	同帝御夢想	二三〇
同帝隠岐を遁れ出で給ふ	二三三	名和長年同帝を船上山に奉ず	二三四
長年隠岐前司の軍を却く	二三五	赤松圓心兵を起して上洛す	二三七
光嚴帝兩上皇を六波羅に奉ず	二三七	六波羅の軍赤松の軍を撃て却く	二三七
春宮六波羅に行啓す	二三八	廷臣の侍士を徴發す	二三八
東兵上洛	二四〇	足利高氏に勅して船上山を攻めしむ	二四〇
高氏誓書を高時に致す	二四〇	高氏旗幟を反して京師を攻む	二四〇
六波羅陥る	二四五	光嚴帝兩上皇園を脱し給ふ	二四五

仲時時益帝上皇を奉して近江に奔る	二四七	五辻宮兵を擧げて乘輿を道に要し奉る	二四九
仲時時益戦死す	二四九	新田義貞兵を擧げて鎌倉を攻む	二五一
高時以下自殺し北條氏滅す	二五三	後醍醐帝伯耆より還幸	二五四
東寺御評定	二五四	後醍醐帝内裏に還御す	二五六
長年伯耆守に任せらる	二五八	還幸拜觀者の和歌	二五八
東兵歸降	二五八	禮成門院中宮に復して入内	二六〇
五壇御修法	二六〇	議定始	二六〇
尊雲法親王還俗御入洛	二六〇	同將軍宣下	二六〇
配流諸卿入洛	二六〇	四條入道善髮	二六二

目次終

増鏡詳解 卷の下

故文學博士 小中村清矩校閲

和田英松

佐藤 球 合著

第十五 くら千鳥

御位の御字印
本に脱りて補
本の御心印
ひはちの御心
の御心印
本は御心印
りなはちの御
りなはちの御
字あり

宗尊親王
拾子女王
龜山院妃
後宇多院妃



院のうへに御位にねはせしはさのなかくさるべき女御更衣も候ひ給はざりしか
と、おのりさせ給ひてのちの御心のまゝにいとよく紛れさせ給ふはとに、この程のい
みがはたぬる御方々、かすそひ給ひぬれど、猶遊義門院の御志に、たちならび給ふ人
さし、拾子女王の宮の御女も、おしなべたらぬさまにもてなし聞え給ふ。勝れたる御
おぼえは、龜山の御妹宮の、故院にわたらせ給ひしよりは、いと重々しうおぼしか
しづきて、後には院號ありて、永嘉門院と申し侍りし御事なり。

○くら千鳥。この巻、徳治二年遊義門院の崩御より、文保元年伏見院崩御の事までを記せり。と
て、伏見院の御製、「我が世にわづめぬ和歌の浦千鳥ひなしき名をやわとにのこさむ」とあるに

殿下の下のの字
字並に一本もつ
よおにせ補ひつ
お本にせ補ひつ
印本にせ補ひつ
り改めつよ

本がはれば一
本に一本はらね
子に一本はらね
子に一本はらね
に作れりさて
この下印本に
りし一本はらね
て除きつよ
に契りし一本
さあり

よりて、題號とせり。○なか／＼さるべき云々。御在位の間は、却て女御更衣どもは、伺候せしめ給はざりしに、御讓位の後にありていとなり。こは老の涙の巻に、内にいなか／＼女御更衣も候ひ給はず、いとさう／＼しき雲の上なりと、あるをうけていへり。女御更衣の事、前々に註せり。○いとよ／＼まされさせ給ふは。さるかたに、うちまされか、づらふ意にて、宮人を幸せさせ給ふをいふ。○いとみかはなる云々。かたみに寵幸を得んと、競ひがはに挑みさしるふ人々、あまたになりたりと也。○御志に云々は。遊義門院を寵愛し給ふ御志の深きには、他に及ぶ者もなしとなり。○れしなべたらぬさまは。大方一通なるもてなしにあらで、志ふかく寵し給ふとなり。○勝れたる御おぼえ云々。格別にすぐれて、御勢ありといふはほにあらざれども、姉宮掄子女王の、龜山院の妃にて、すさまじかりしほどに比べて、やむことなき御寵愛なりしかば、後には院號さへありたりとなり。掄子女王の寵なかりし事は、今日の日影の巻、龜山院御出家の條に見えたり。○後には院號ありて云々。女院小傳に、永嘉門院、瑞子、中務卿宗尊女、母大納言通具孫女、平准后家女房、正安四年正月廿日准三宮、卅、同日院號とあり。

そのかみに頼めし事のたがはねばなべて昔の世にやかへらむ

御返し、内侍のかむの君瑠子、

契りこし心の未のまらねどもこのひとことやかかはらざるらむ

○上ららは。上臈の女官をいふ。禁秘抄に、不謂是非、二三位典侍號上臈とあり。○十六にて云々。十六は廿六の誤なるべし。さるは、女院小傳に、萬秋門院、瑠子、圓明寺關白女、母中納言典侍、中納言成俊女、乾元二年三月五日爲後二條尙侍、卅六、同日叙從三位、徳治三年後八月十六日爲尼、後二條御事、四十一、元應二年三月廿六日准三宮、五十三、同日院號、建武五年三月廿六日御事、七十一、とあるによれば、瑠子十六の時は、弘安六年にて、後二條帝御降誕の前二年なれば、事實慥はす。さて廿六は、永仁元年、後二條帝九歳の御時にて、堀川の大納言の家に渡らせ給ひしほどに、よくかなへるをや。○基俊の大納言云々。この瑠子、初めは源基俊の思人にてありしをいふ。基俊は、具守の弟なり。○かの大納言のあづまくだりは。一代要記に、正應二年十月十日、征夷大將軍下向關東、御共公卿中納言源基俊とあり。○院にまわり給ひしほどに云々。後宇多院の宮に入り、御寵愛をかうふりしをいふ。さて大日本史に、この瑠子を、後二條帝の后妃の中に収めたるは、いかにぞやおぼゆ。さるは、本書の趣の如くにて、殊に前に引ける女院小傳によるも、後二條帝の崩御をかなしみて、徳治三年尼になられたれど、別に後二條帝の妃といふことを載せず。さて尼の後も、後宇多法皇の寵幸にあひて、元應二年には、准后にもな

男がかりて印
本にあり今一
てさありつ又
本にありつ又
番にありつ又
おはしませり
二印にあり今
御佛事なり印
本にあり今一
より改めつ
又一本に御法
事どもさまた
るもあり
大覺寺の云々
なり印本に
し一本に
て補ひつ
たき奉らせ
本にあり今一
御幸ありの下
あり

うまつる。いつも御持齋にておはします。いとありがたき善智識にてぞ、故女院遊義門院のおは
しましける。嵯峨の今林殿にて、御佛事など、日々に怠らずせさせ給ふ。この今林は、北山
の准后貞子のおはせし跡なり。遊義門院の御々しにて、梵字ぬはせ給へり。かの御手のうら
に、法華經一字三禮に書かせ給ひて、攝取院にて供養せらる。大覺寺の覺守僧正御導師
なり。故女院遊義門院の御骨も、今林に法華堂建てられて、おき奉らせ給へれば、月ごとの廿四日
には、必ず御幸あり。おぼし入りたる程いみじかりき。

○明る年は。徳治三年なり。○八幡御幸の御歸り云々。續史愚抄に、徳治三年正月四日甲子、法
皇此日幸石清水宮、(非御參籠歟)今夜爲御逗留、五日乙丑、法皇自八幡直幸東寺、至來廿八日、
可有御參籠、廿六日丙戌、法皇被透御灌頂於東寺、先御于灌頂院、王卿中務卿尊治親王、右大將
具守、己下三人、殿上人藏人頭治部卿仲親朝臣、己下十五人供奉、次於西院道場有御灌頂、大阿闍
梨長者前大僧正禪助、教授無品性融法親王、(西院蓮華光院)勅使藏人左少辨光忠參向、今夜法皇
入御内道場、向曉有後夜御入堂、己上奉行院司權右中辨隆長朝臣、廿七日丁亥、法皇御灌頂後
朝、廿八日戊子、法皇自東寺還幸(節署)とあり。○加行とは。大乘五位の中なる加行位にて、華嚴經
隨疏演義抄に、二加行位、謂四加行位菩薩、由得福智資糧加功用行、而入見道住真如性、是名加
行位と見え、眞宗法要典據に、向滿四善根位なり、四善根は、轉頂忍世第一法なり云々、加行
は、加功修行するなり、おぼし見えて、御灌頂の加行とは、御灌頂をうけ給ふ前數日の間、其儀に

つきて、功を加へ勤行あらせらる、事なり。○禪助僧正は。内大臣源通成の子なり。○寛平のむ
かしは。神皇正統記宇多天皇の條に、弘法大師四代の弟子、益信を御師にて、東寺にして、灌頂
せさせ給云々、弘法の流れを宗とせさせ給ひければ、其御法流、今にたえず、仁和寺につたえ侍
るとあり。○密宗は。眞言宗をいふ。眞言宗の事、あすか川の巻に註せり。學せさせは、學習せ
させ給ふをいふ。○龜山殿云々。龜山殿、如法經、並に上に註せり。○女房はつからまつらす
は。御傍ちかく、女房をしつかはせ給はぬをいふ。○男ごかりて云々。侍臣のみ盛所に下り
て、供御の盛盤など奉り、其他の御用をも、つからまつりたりとなり。○御持齋とは。釋氏要覽
に、起世因本經云、烏脯沙陀、隋言增長、謂受持齋法、增長善根故、以過中不食名齋、また、齋
正時、毗羅三昧經云、佛爲法慧菩薩說四食時、一日一時爲天食、二午時爲法食時、佛斷六趣因、
令同三世佛故、制日午爲法食正時也、僧祇律云、午時日影過一髮、即是非時と見えたり。即ち齋
法を持たせ給ふをいふ。○善智識は。一心を歡樂に導くものをいふ。あすか川の巻に、くはしく
註せり。故遊義門院のために、かく御出家せさせ給へるのみならず。よく御戒を持たせ、御勤行
あらせらる、ことなれば、女院こそ、ありがたき善智識なれとなり。○嵯峨の今林殿にて云々。
次にあるが如く、これ准后藤貞子の第なり。即ち園太曆に、建治三年十月十四日、幸准后嵯峨
第、また帝王編年記に、藤貞子、鷲尾大納言隆衡卿女、大宮女院母、帝并春宮外祖母、號今林准
后と見えたる處にて、山城名勝志に、在清涼寺東二町許、大覺寺東南、今大聖寺宮御領也、此地
嵯峨大指圖、有蓮花清淨寺とあり。○北山の准后は。西園寺太政大臣實氏公の室貞子にて、大宮

五壇印本に五
壇に誤り給ひ
はてはせ給ひ
ぬらせ給ひぬ
さあり給ひぬ
雲の上のけし
き印本にけし
字に脱せり補
本によりて補
まごさのや
字一本にり
大補へり
に大の二
なし
めづらしめづ
の印本のめづ
らしめづ
改めつ
て

院東二條院等の御母也。○御ぐしにて梵字ぬはせ給へりは。御髪の毛筋をもて、梵字を縫ひたる
なり。梵字は、印度の文字をいふ。書言字考に、本名悉曇章、西域所用點畫、波羅賀磨天所作、詳
名義集とあり。○かの御手のうらに云々。女院の御手のひらに、一字に三禮しつゝ、法華經の文を
書き給へるなり。御手のうらは、たなそこにて、日本紀に掌をよめり。一字三禮とは、文字一つ
を書くごとに、三たび禮佛するをいふ。○攝取院は。今林殿のうちにあるにや。今詳ならず。○
月ごとの廿四日は。即ち女院の御忌日なり。○おぼし入りたるは。思ひ入りて、一心に、女院の
後世をどぶらひ奉るをいふ。

かくて八月のはじめつかたより云々。積史愚抄に。八月廿一日丁未、自當月上旬、主上有御惱、而御
法、五壇、藥師、愛染、いろくの秘法ども、諸社の奉幣神馬、何かとのしりさわきつれど、
ひげにふかくにならせ給ひて、廿三日御氣色かはるとて、世のひきいひはむ方なく、馬
車はしりちがひ、所もなきまで、人々は参りこみたれど、いとかひなく、廿五日子の時ば
かりにはてさせ給ひぬ。火の消えぬるさまにて、かきくれたる雲のうへのけしき、い
すどもおしはかられなむ。まことや中宮は、折子徳大寺の公孝の大き大臣の御女ぞかし、め
づらしくかの御家にかゝる事のいたくなかりつるに、御おぼえもめでたくて候ひ給
へるに、あさましきもいはむ方なし。廿八日にまかてたまふ。

○八月のはじめつかたより云々。積史愚抄に。八月廿一日丁未、自當月上旬、主上有御惱、而御
増氣、因被始行五壇法於宮中、(二條高倉里内)中壇阿闍梨無品順助法親王、(聖護院)奉行藏人左
衛門權佐光經、廿三日己酉、爲御惱御祈、被行樂師法、愛染王法等、廿四日庚戌、依御樂事、被
發遣八社奉幣使と見えたり。○五壇云々。五壇法、藥師法、愛染王法等、既に上に註せり。○諸
社の奉幣神馬は。御祈禱の爲に、諸社に幣帛を奉り、神馬を献せらるゝをいふ。○むげにふかく
に云々は。一向に、不覺にのみなりまさりての意にて、不覺とは、心のみだれて、たしかならぬ
をいふ。○所もなきまで云々。公卿以下、あまた参内して、候する場所もなきまで、混雜しむた
りとなり。○子の時ばかりは。今の午後十二時ごろをいふ。○はてさせ給ひぬは。御崩御なりし
をいふ。一代要記に、後二條天皇、徳治三年八月二十五日崩、年廿四、自二條高倉御所、奉渡北
白川殿とあり。○火の消えぬるさまにて云々。闇夜に燈火の消えたる如くにて、禁中かきくらし
たるさまは、今更申さずとも、皆人推量せらるべしとなり。○中宮は云々。女院小傳に、長樂門
院、折子、後二條后、大相國公孝女、母内大臣公親女從三位喜子、正安四年八月廿二日入内、先
之愈從三位歟、同廿八日爲女御、嘉元元年九月廿四日爲中宮、とあり。○めづらしくかの家に云
々。徳大寺家より上りて、中宮となられしが、めづらかなるをいふ。○まかで給ふは。内裏よ
り、里亭へ退出せられしをいふ。

先帝の御わざのさたあり。院號ありて、後二條院とぞきこゆる。堀川右大將具守御車よ
せらる。心のうちいかばかりかおはしけむ。大將になり給へるも、この御門の後二條西花門院

給へるも一本
に給ひけるも
さあり

ひつまじらも仕う奉り給へるに、いとほしき御事なり。御素服を着給はざりしをぞ、思はずなる事に、世の人もいひさたしける。内侍項子のかむの君もさまかはり給ふ折子。中宮も院號ありて長樂門院とさこゆ。よろづ哀なる事のみ、書きつくしがたし。

○先帝は。即ち後二條院を申せり。御わざは、御葬送の儀なり。○御車よせらるは。御棺を載せ奉る料なり。○心のうち云々。この具守大將は、後二條院の外祖父なればなり。○大將になり給へるも云々。一代要記に、右大將源具守、嘉元四年四月十四日任とあり。さて大將に任せられしも、後二條院、御母后西花門院を思ひ奉り給へる故に、その御父なれば、いとほしく思して、任せられしなりとの意なり。御事なりの下、諸本かくの如くなれど、詞たらぬこゝちす。恐らくは脱文あるべし。○西花門院は。女院小傳に、西華門院源基子、後宇多妃、後二條母、内大臣具守一女、父太相國基具爲子、母從三位平親繼女、徳治三年八月廿六日爲尼、清淨法、四十、使後二條御事也とあり。院號を蒙りしは、延慶元年十二月なり。○御素服は。黒布の喪服をいふ。前編のの小櫛の卷に註せり。さて具守の喪服を着けざりしを、世に非難せられたりとの意也。○内侍のかむの君の事。上に女院小傳をひきたり。○中宮も云々。女院小傳に、長樂門院、徳治三年閏八月二日爲尼、眞實覺、延慶三年十二月十九日院號とあり。

春宮は正親町殿へ行啓なりて、劍聖わたさる。八月廿五日踐祚なり。十二にぞならせ給ふ。夢のうちの心地まづ、もほそなくすぎうつる。御日數さへはてぬれば、盡せぬあは

遊義門院の御
事印本に御の
字なし一本の
よりて補ひつ
に中務の御
さあり

れさむる世なけれど、人々もかのがちり伏見になる程、今一まはたへがたげなり。持明院殿には、いつしかめでたき事どものみぞ聞ゆる後字多。大覺寺殿には、遊義門院の御事にうちぞへて、御涙のひる世なくおぼさるべし後監。帥のみこの御事を、あづまへの給ひ遣したる。相違なしとて、九月十九日立太子の節會ありて、坊に居給ひぬ。今は世をどぢひる心ちしつる人々、少しなぐさみぬべし。

○正親町殿。上に見えたり。○八月廿五日踐祚あり。一代要記に、當帝(花園)延慶元年八月廿六日受禪、時年十二、同十一月十六日庚子、即位於太政官廳とあり。○夢のうちの心ちしつ、も云々。後二條崩御の後、夢の中にたどる心ちしつ、月日も程なく過ぎゆくとなり。○御日數は。例の中陰のはどをいふ。○さむる世なけれどは。あはれさのつさて、心のはる、時は、いつまで經ども、あらざれど、の意なり。○持明院殿には云々。花園帝踐祚にうちつゝきて、御即位御禮大嘗會など、何くれと、めでたき事のみ行はれしをいふ。○大覺寺殿には云々。遊義門院崩御の事、上に見えたる如く、それに打添へて、こたび又、後二條院崩御あらせられし御かなしみに、御涙のひる隙もなしとなり。○帥のみこの御事を云々。太宰帥中務卿二品尊治親王を、儲君にすゑ給ふべき旨を、關東へ示されしに、御定の如くあるべしと、鎌倉より奏せられしとなり。これ即ち後醍醐帝なり。○世をどぢひる心ちしつる人々云々。後二條院崩御になりて、人々かきくらし、世もこれやどぢめならんと、思ふばかりなりしも、花園帝踐祚し給ひ、つぎて皇太子も定

キサケエハ、下ニハ人形ノ一寸許リナルヲ刻ミタリ、上ニハ鳳凰ヲアキザミタル、物ノ形ヲバ、竹ヲノコシ、其外ヲバ、竹ノ皮ヲキサゲトリタルナリ、帯ヨリ下ハ、黒クテ、帯ヨリ上ハ、新シキヤウナリ、吹ハ手ヨリ飛オツルヤウニテ、竹ノ末ノ、ハラ々々ト、ハタラシヤウナルナリとあり。小蚶氣繪も、同書に、二條殿ノ小蚶氣繪ハ、只刀ノサキニテ、カキタルトイヘリ云々、面ニ保延四年三月廿四日、土御門内裏ノ焼亡ニ焼亡畢、とあれば、こゝは大蚶氣繪のかたを、いへるなるべし。○和琴。この他樂器の類、すべて上に註せり。○五日には後宴云々。天皇御元服和抄に、後宴とは、御元服の、ちに宴會行はれて、群臣に酒祿を給ふ儀なりと見えたり。この日、上壽とて、祝詞を奏するなり。なほ其儀ともは、江次第、及び諸家の記録に詳なり。○新院の御子になし奉らせ云々。伏見院の第二皇子にねはしませせ、後伏見院の御猶子とせられし故、朝覲の行幸なども、御父のさまにて、新院にぞ御拜はせられたるとなり。○廣義門院も云々。女院小傳に、顯親門院、花園母、廣義門院、藤寧子、後伏見后、花園准母とあれば、まことの御母は、顯親門院におはしませせ、この廣義門院を、准母にせられたるにて、即ち國母の御心ちにてといへるなり。一代要記に、廣義門院を、まことの御母の如くに記せるは、誤なること、つげの小楠の巻にもいへり。

事の下の下に
の字一本に
りて補ひつ

伏見院のうへさばかり和歌の道に御名たかく、いみじくねはしませば、いかばかりかどねばされしかども、正應に撰者どもの事ゆゑに煩ともありて、撰集もなかりしかば、いと

と口をしうねばされて、

我世にはあつめぬ和歌のうら千鳥ひなしき名をや跡に残さむ

など、よませおはしましたりしを、今だにと急ぎた、せ給ひて、爲兼の大納言うけたまはりて、萬葉よりこなたの歌ども集められき。正和元年三月廿八日奏せらる、玉葉集とぞいふなる。

今だに云々
印本に今だに
いそぎたらせ
にあり今一本
によれり

○院のうへさばかり和歌の道に云々。伏見院、ことなる和歌の名匠にて、御高名にねはしませられたればとなり。この事、他の書には見えぬと、續古今集以下の勅撰に、御製あまた入られ、東野州聞書に引ける勅撰目錄に、玉葉集は、大略上皇所令撰書給也とあるにてまゐるべし、はた御百首一卷、及び金玉歌合とて、爲兼卿とよませ給へる、六十番の歌合など、今も世に残れり。○いかばかりかど云々は。かく歌仙におはしませば、いかばかり、めでたき撰集のあらひかど、思ひしにとなり。○正應に撰者どもの事ゆゑに云々。勅撰和歌考に引ける伏見院御記に、正應六年八月廿七日晴、今日可被仰撰集之間事、爲仰合、前藤大納言爲、權中納言爲、二條宰相有、九條二位等所召也、雅有卿依所勢不參、自餘三人所參也、以右大將、條々問答、一々被仰、月事、八九十月可爲何哉云々、一以御教書被仰歎、被召仰歎云々、一時代、自何比歌可被撰載哉、藤大納言申云、續古今沙汰之時、民部卿入道有申旨、依之故大納言入道續拾遺之時、撰中古以來之歌了、於所存者同前、上古歌、代々集被撰殘、爲下品物歎云々、爲兼卿申云、近日專被慕古風、尤可被撰上古

キサケエハ、下ニハ人形ノ一寸許リナルヲ刻ミタリ、上ニハ鳳凰ヲグキサミタル、物ノ形ヲバ、竹ヲノコシ、其外ヲバ、竹ノ皮ヲキサゲトリタルナリ、帶ヨリ下ハ、黒クテ、帶ヨリ上ハ、新シキヤウナリ、吹ハ手ヨリ飛オツルヤウニテ、竹ノ末ノ、ハラケケト、ハタラクヤウナルナリとあり。小蚶氣繪も、同書に、二條殿ノ小蚶氣繪ハ、只刀ノサキニテ、カキタルトイヘリ云々、而ニ保延四年三月廿四日、土御門内裏ノ焼亡ニ焼亡畢、とあれば、こゝは大蚶氣繪のかたを、いへるなるべし。○和琴。この他樂器の類、すべて上に註せり。○五日には後宴云々。天皇御元服和抄に、後宴とは、御元服の、ちに宴會行はれて、群臣に酒祿を給ふ儀なりと見えたり。この日、上壽とて、祝詞を奏するなり。なほ其儀ともは、江次第、及び諸家の記録に詳なり。○新院の御子になし奉らせ云々。伏見院の第二皇子にねはしませせ、後伏見院の御猶子とせられし故、朝觀の行幸なども、御父のさまにて、新院にぞ御拜はせられたるとなり。○廣義門院も云々。女院小傳に、顯親門院、花園母、廣義門院、藤寧子、後伏見后、花園准母とあれば、まことの御母は、顯親門院におはしませせ、この廣義門院を、准母にせられたるにて、即ち國母の御心ちにてといへるなり。一代要記に、廣義門院を、まことの御母の如くに記せるは、誤なること、つげの小櫛の卷にもいへり。

事ゆゑの下に
の字一本につ
りて補ひつ

伏見院のうへさばかり和歌の道に御名たかく、いみじくねはしませば、いかばかりかどねばされしかども、正應に撰者どもの事ゆゑに類どもありて、撰集もなかりしかば、いと

せ口をしうねばされて、

我世にはあつめぬ和歌のうら千鳥ひなしき名をや跡に残さむ

など、よませおはしましたりしを、今だにと急ぎた、せ給ひて、爲兼の大納言うけたまはりて、萬葉よりこなたの歌ども集められき。正和元年三月廿八日奏せらる、玉葉集とぞいふなる。

今だに云々
印本に今だに
いそぎたらせ
にあり今一本
によれり

○院のうへさばかり和歌の道に云々。伏見院、ことなる和歌の名匠にて、御高名にねはしましたればとなり。この事、他の書には見えねど、續古今集以下の勅撰に、御製あまた入られ、東野州聞書に引ける勅撰目錄に、玉葉集は、大略上皇所令撰書給也とあるにて、まゐるべし、はた御百首一卷、及び金玉歌合とて、爲兼卿とよませ給へる、六十番の歌合など、今も世に残れり。○いかばかりかど云々は。かく歌仙におはしませば、いかばかり、めでたき撰集のあらむかと、思ひしにとなり。○正應に撰者どもの事ゆゑに云々。勅撰和歌考に引ける伏見院御記に、正應六年八月廿七日晴、今日可被仰撰集之間事、爲仰合、前藤大納言爲兼、權中納言爲雅、二條宰相有雅、九條二位等所召也、雅有卿依所勢不參、自餘三人所參也、以右大將、條々問答、一々被仰、月事、八九十月可爲何哉云々、一以御教書被仰歎、被召仰歎云々、一時代、自何比歌可被撰載哉、藤大納言申云、續古今沙汰之時、民部卿入道有申旨、依之故大納言入道續拾遺之時、撰中古以來之歌了、於所存者同前、上古歌、代々集被撰殘、爲下品物歎云々、爲兼卿申云、近日專被慕古風、尤可被撰上古

以來歟、隆博卿申云同之、一被召百首歌之事、近來定事也、此事撰集被仰之以前歟、以後歟、各申云、前後依時不同也云々、以右大將重仰云、度々佳例各別月也、今月可宜、又上古歌被棄之條、尤無念、今度可撰載、今日即爲吉日之間、以俊光仰之、給旨案右大將持參、兼給言信、万葉集之外、不入代々集之上古以來和歌、宜令撰進給者、可爲此之由仰了、即仰撰者四人、爲世卿、爲兼卿、雅有卿、隆博卿云々とか、せ給へれば、この時撰集の勅ありしを、幾ばくもなくして爲兼卿は、謀反のきこえありとて、關東よりの沙汰にて、佐渡へ流され、御門も、やがて御讓位なりしかば、さてやみにしを、本書に、撰者の事故云々といへるなるべし。されどついに、玉葉を撰ばれしも、この正應の時の勅旨のごとく、爲兼の意見を採用せられて、上古よりの歌を撰ばれし事、次の文に見えたり。○わが世にはの御歌。新後撰集に、三十首歌めされしついでに、浦千鳥、院御製とあり。上句は撰集を乞給はざりしをいひ、下句は、この道の名の、後世に残らぬを、惜み給へる意にて、わが御治世の間には、撰集といふ事なければ、たゞ歌をこのみたりといふのみにて、かの住吉の風久しく傳はり、玉津島の浪ながくまづかにして、ちの春秋をれくり、世々の星霜をかさねんとやうに、この道を、千載の後にのこすによしなく、思へばくちをしきかぎりなりとの意なり。和歌の浦は、例の歌をかね、さて浦千鳥といひ下せり、跡は千鳥の様語なり。この御歌によりて、卷の名とせり。○今だにと云々。れくれながら、せめて今なりとも、撰集をせむと、急ぎ思ひたち給ひてとなり。○爲兼の大納言うけ給はりて云々。拾芥抄に、玉葉集廿卷、正和二年癸丑八月日、依伏見院勅、前大納言爲兼卿奏之、上古以來、十三代外撰之と

あり。されど本書に、正和元年三月廿八日とあるぞ、正しかるべき。

この爲兼の大納言は、爲氏の大納言の弟に、爲教右兵衛督といひしが子なり。かぎりなき院の御ねぼえの人にて、かく撰者にもさだまりにけり。そねむ人々おほかりしかど、さはらむやは、この院のうへ好みよませ給ふ御歌のすがたは前藤大納言爲世の心地伏見にいかはりてなむありける。御手もいとめでたく、むかしの行成大納言にもまさり給へるなほ、時の人申しけり。やさしうも強うも、書かせおはしましけるとかや。

○そねむ人々は。冷泉家の一流、爲世卿なごなるべし。延慶兩卿訴陳狀に、爲兼は庶流にして、刑餘の人なれば、撰集にあづかるべからざるよしなど、いへるを見て知るべし。さてさはらむやは、人々いかにそねむとも、更にこれに、故障を生ずべきにわらずとて、思ふまゝに、撰集を終へたりとなり。○院のうへこのませ給ふ歌のすがたは云々。この時、俊成卿の末三つに分れて、冷泉、二條と、爲兼流といひて、歌の姿もことになれり。さるに冷泉、二條は、さばかりいたくかはれるさまもなければ、爲兼流は、全く一風かはりて、其調ゆたかならず、たゞ珍しからんと構へたるから、さかしだちてにくいけしたるが、まかも賤しき姿なれば、其頃もどかく譲りしあるべし。かの延慶爲世爲兼兩卿訴陳狀に、爲世元來雖耻管見、恐守父祖之家訓、致後輩之風諫、其趣詞者益奮、心者求新、而先花麗幽玄之体、弄世俗凡卑之調、雖爲萬葉集三代集、有不可學之体、有不可擬之詞、近代之人之所詠出之心詞、雖一句不可用之由也、是非老臣之今案、併任

爲兼卿子左
爲氏大納言
爲世大納言
爲教京極
爲教左兵衛督
爲兼大納言
爲兼中納言
爲相中納言

この爲兼の大納言は、爲氏の大納言の弟に、爲教右兵衛督といひしが子なり。かぎりなき院の御ねぼえの人にて、かく撰者にもさだまりにけり。そねむ人々おほかりしかど、さはらむやは、この院のうへ好みよませ給ふ御歌のすがたは前藤大納言爲世の心地にいかはりてなむありける。御手もいとめでたく、むかしの行成大納言にもまさり給へるなほ、時の人申しけり。やさしうも強うも、書かせおはしましけるとかや。

て、枝をはなれず、時雨もふらぬほどなるに、この世の名残を惜む袖の、紅葉の如く、涙に色のかはりもせむかとなり。袖の色とは、紅の涙をぬぐふよしなり。さて長月やのやみ、のといはひが如し。○我身こそその御歌。わが身は思ひのまゝに、出家をとげて、この世の外になり、俗の身どいかはりゆくとも、なほくれていぬる秋の、名残を惜む心は、いつもありし世と、かはることなしとなり。あらずなるは、もとの身にかはり給ふよしなり。○人々もさと云々。上の二首の御歌の詞によりてかけるにて、さぶらふ人たちも、御歌によりて、いよ／＼御出家の御志、堅固なるよしをうけ給はり、にはかに涙の時雨の、さとふりわたる袖の上は、秋を今日かぎりと思ひ、名残を惜むよりも、堪へがたくなしとの意なり。○大納言爲子は。前大納言藤原爲世の女なり。○一すぢにの歌。院の思ひいり給ひて、御出家せさせ給ふ御名残は、今更いかにをしみ奉るども、却て御後世のさまたげどころなれば、かひなき事なり、且は両方かけて、名残を惜む苦しさにたへねば、その御出家の御名残は、思ひをへすして、たゞ一筋に、くれゆく秋のわかれを、惜むこと、せまはしといへるにて、却て院の御出家を、深く惜み奉れるよしなり。あらぬ名残とは、即ち伏見院の御出家の名残をいへり。○また誰にか。こもさぶらふ女房の中なるべし。○いかにまたひの歌、ゆく秋ごとに、惜まぬいなければ、年々の秋にいまさうて、一しほをしき、今年秋の名残を、いかに慕ひ、いかに惜まば、このくれゆく秋も、まばしといまらんかとなり。下旬、今年は、伏見院の御出家の名残の、わけてをしきよしをそへて、年々の秋にいまさるといへり。○かぎりのたびと云々。やがて出家せさせ給ふべければ、これを世にあるかぎりの御

幸と思して、一しほよそはひつくりはせ給へりとなり。○庇の御車は。和名抄に、長簾車、俗云庇刺車、是乎とあり。さて院御出家の事は、一代要記に、伏見天皇正和二年十月十七日御出家、法名素融とあり。

御心印本に御
の字なし一本
つよりて補ひ

輕服印本輕服
に誤れり

事の下は字印
本になし一本
つよりて補ひ

世の政なども、^{後伏見}新院に譲り奉らせたまひにしかば、御心まづかにのみおぼされて、伏見殿がらにのみぞおはしまし、程に、そこはかどなく御惱月日へて、文保元年九月三日かくれさせ給ひにき。伏見院と申しき。御母^{信子}玄輝門院、永福門院などの御歎思ひやるべし。御門は御輕服の儀されば、天下も色かはらず。この院^{伏見}姫君あまたおはしまし、かど、院號は章義門院、^{延子}延明門院ばかりにてはします。二條富小路のむかしの院のあとに、あづまより造りて奉る内裏、この頃御わたましありしなど、いと／＼おもしろかりき。近き事は人皆々御らむせしかば、なか／＼にてといめつ。

○世の政なども云々。院中の御政務を、後伏見院に譲り奉り、すべての事をすてさせ給へるによりて、御閑適におはします故に、常に伏見殿のかたにのみ、引こもりおはしましたりとなり。○かくれさせ給ひにき。伏見上皇御中陰記に、文保元年九月三日寅刻、法皇有御事、自昨日御惱御危急、終以及珍事云々候、仍恐參仙洞、(持明院) 謁四條宰相語云、御臨終吉祥、御正念正知、御稱名數反云々候、御善知識、願惠如空兩上人也云々候とありて、御送葬以下の事ども詳なり。○永福門院は。伏見院の中宮なり。○御門は御輕服の儀なれば云々。花園院は、まことは伏見院の皇

子なれど、後伏見院の猶子にならせ給へるによりて、御祖父の儀なれば、御重服の賜に及ばざるよしにて、随て天下も、黒衣の喪服を着せず。故に色かはらずといへり。○章義門院は。女院小傳に、章義門院、譽子、伏見二女、母中納言公宗一女、從三位藤英子、永仁三年八月十五日爲内親王、同日准三宮、徳治二年四月廿二日院號とあり。○延明門院は。同書に、延明門院、延子、伏見女、母左大臣實雄女、從三位季子、正應四年八月十日爲内親王、同日准三宮、正和四年二月廿四日院號とあり。○二條宮小路の云々。一代要記に、文保元年四月七日、造内裏遷幸御祈讀經始、八日安鎮法始、大阿闍梨座主二品覺雲法親王、於新内裏被行之、十二日同法正鎮也、有舞樂、十八日新内裏始立御帳臺、同日主上自二條殿、遷幸新造内裏、關白以下供奉とあり。○近き事は云々。地の尼の詞なり、近代の事は、かく聽き給ふ人々も、目のあたり見られたる事なれば、物語りすとも、却て煩しければと思ひて、かたらずとなり。

第十六 秋のみ山

文保二年二月廿六日御門後醍醐ありむさせたまふ。春宮は既に三十にみたせ給へば待違なりつるに、めでたくおぼさるべし。法皇都に出でさせ給ひて世の中老らしめさる龜山殿のさる事にて、近頃は、大覺寺のほとりに、御堂たて、籠りおはしませしつゝ、いよく密教の深き心ばへをのみ勤めまなばせ給へば、たのづから京にいでさせ給ふ事なく、又参りかよふ人もまれなるやうにて、神さびたりつるを、引きかへ事まげき世に行もけたいし給へば、むづかしくおぼさる。

○秋のみ山は。後醍醐天皇文保二年より、正中元年迄の事を記せり。卷の名は、永福門院より、皇后禧子へ贈り給へる御歌に、「こよひしも雲井の月もひかりそふ秋のみ山を思ひこそやれ」御返し、後醍醐天皇御製、「むかし見し秋のみ山の月かげを思ひいで、や思ひやるらむ」とあるにより。○春宮は既に三十に云々。皇胤紹運録に、後醍醐天皇文保二年二月廿六日受禪、三十一どあり。○都に出でさせ給ひば。後醍醐天皇、御受禪ありしかば、嵯峨より田で、政をさこしめし給ふとなり。○龜山殿は云々。龜山殿はもとよりの仙洞にて、法皇の御座あるは、勿論の事にてとなり。○大覺寺のほとりに云々。大覺寺は既に註せり。この新しき御堂の名、詳ならず。○密教は、眞言宗をいふ。上に註せり。○引きかへ云々。かく後宇多法皇は、大覺寺にて、心もづか

めさる印本に
めすさあり一
本によりて改
めつ
さる一本さま
さるたり

に、密教の奥がまなびきはめさせ給ひて、道心の外、他事なくねはせしに、こたびのそれに引
きかへて、再び事えげき政務をさこしめし給ふによりて、かのづから佛道の修行も、怠りがちに
あらせ給へば、事わづらはしく、いとほしどおぼしめすと成り。

三月廿九日御即位なり。行幸の當日に左大將内經、花山院右大將家定、行列を争ひて、隨
身どもわ、しくの、しれば御輿をおさへて、職事さうしくたしなごすめり。左大將の
御父君は、内實のかと、と聞えし、嘉元の頃、俄にかくれ給ひにしかば、せうろくもまわ
へ給はざりしにより、今のたゞ人にてこそいませすべければとて、かく争ふとぞ聞えし。

○行幸は、御即位あるべきによりて、其以前、太政官廳に行幸あるをいふ。歴代皇紀に、文保二
年三月廿九日、即位太政官廳とあり。太政官廳の事は、草枕の卷に註せり。○行列を争ひては、
この二人、共に權大納言にて、家定一膳、内經二膳なれば、大納言にては、家定上首なれば、近
衛にては、右大將なれば、内經の下に在るべければ、互に班次を争ふとなり。○わ、しくの、し
るは、やかましく騒ぐをいふ。○御輿をおさへては、天皇の御輿をといめて、藏人其よしを奏し
て、御裁下あるをいふ。○職事は、藏人の稱なり。職原抄藏人所の條に、四位侍臣中、殊撰其人
爲頭、五位中又撰補三人、六位中又撰補四人、謂之職事云々、凡殿上事、頭以下、職事所奉行也
とあり。○嘉元の頃云々。一條内實公は、内大臣正二位にて、嘉元二年十二月十七日薨す。時に
年廿九。○せうろくは、攝籙にて、攝政關白をいふ。○たゞ人にて云々。この内經卿は、一條家

家定の家の字
印本に脱せり
公卿補任によ
りて一本もさ
りて一本もさ
りて一本もさ
りて一本もさ

まゐり侍るこ
るに印本まゐ
りるに作りな
るに改めたり
て一本に改め
りて一本に改
りて一本に改
りて一本に改
りて一本に改
りて一本に改

の人なれば、父内實攝關の職に補せられざりしかば、執柄家の人のやうにあらで、勢なくおは
しませば、かく班次を争ふなりとの意。

十月廿七日大嘗會清暑堂の御神樂の拍子のために、綾小路の宰相有時といふ人大内
へまゐり侍るとて、車よりおりられけるほどに、いとすくよかなる田舎侍めくもの太
刀を抜きてはしりよるまゝに、あやなくうちてけり。さばかり立ちこみたる人の中に
いどめづらかにあさまし。さて拍子俄にこと人うけたまはる。大事をもはて、後、事
ねさたあるほどに、かい川の三位顯香といふ人の、この拍子をいどみて、我こそつとむ
べけれと思ひければ、かゝる事をせさせけり。道にすけるほどは、やさしけれども、いと
むくつけし。さてかの三位のながされぬ。

○十月廿七日大嘗會云々。廿七日の下、御禊十一月廿二日の入字を脱せるなるべし。公卿補任
に、文保二年十月廿七日甲寅御禊、十一月廿二日己卯大嘗會と見えたり。○清暑堂の御神樂は、
十一月巳の日の節會の後行はるゝなり。清暑堂は、八省院十二堂の一なり。後世太極殿荒廢し、
官廳に行はるゝ時は、渡廊を以て其所とす。まかれども、なほ清暑堂の御神樂といへるよし、代
始和抄に見えたり。○すくよかなる田舎侍は、剛氣なる田舎武士なり。○あやなくは、何の理も
なく、有時卿を殺害せりと成り。さて、此事は、歴代皇紀に、十一月廿四日、清暑堂神樂也、朝參
議源有時卿、爲取拍子、參官司之處、於陣中被討了、年廿八とあり。○さばかり立ちこみたるは、

御印本...
よりて改めつ

巳の日の節會、清暑堂の御神樂によりて、官人ども、うちつどへるをいふ。○大事どもははて、
は。大嘗會の儀竟りて後をいふ。○かい川の三位は。紙屋川の三位顯香卿にて、從二位顯雄卿の
男あり。○道にすける云々。顯香卿の、藝道に嗜みふかきは、感心すべき事なれど、それによ
て、人命を害する者といふは、おそろしく厭はしき事なりとなり。○かの三位はながされぬは。
公卿補任に、侍從從三位藤原顯香、元應三年月日出家、關東配流とあり。
かくて今年くれぬまことやこたみの春宮には、後二條院の那賀一の御子定り給ひぬれ
ば、御門坊にてはしまし、時のまゝに冷泉萬里小路殿寢殿にうつりすませ給へる
に、三月の頃軒の櫻さかりにをかしき夕ばえを御覽じて内後醍醐に奉らせたまふ。かの花に
つけて、
なれにけるはなり心やうつすらむねなと軒端の春にあへども
御返しは、南殿の櫻にさしかへたまふ。

○今年くれぬは。文保二年もくれで、元應元年とされるをいふ。○春宮には云々。歴代皇紀
に、邦良親王、元惟其、後二條第一皇子、母參議宗親女、文保二年三月九日立坊、十九とあり。
○二月の頃は。上文歴代皇紀によれば、三月の誤ならんか。次に櫻の盛といへるを思ふべし。○夕
ばえは。櫻花の、夕日の光に映えて、艶ある色に見ゆるをいふ。○なれにける云々の御歌。君が

あはひ印本に
あそびさあり
一本によりて
改めつ

宮にてはしまし、御所なる、この冷泉萬里小路殿の軒端の櫻も、昔にかはらず、春にあひて、
咲きにはへども、花はなは年久しくなれ奉りし君をまたひて、心をうつすならむとなり。さて春
にあへども、新に春宮にたち給へるをそへていへるなり。○南殿は。紫宸殿なり。○花のげにの
御歌。後醍醐天皇の御製なり。さて、年久しく東宮の位にゐて、冷泉萬里小路殿の軒端の櫻の、
めでたく飽かぬ色香に、あまたの春を經て、馴れ染めたる心を、のたまひかこせらるゝ如く、花
は思ひ出るならむ、朕もまた、其あかぬ色香を、なづかしくまたはしく思へば、今折り取りて贈り
たまへるを、満足にねばしめすとの御意なり。

花圖
ありの御門は、御兄の後伏見本院とひとつ持明院殿にすませ給ふもどより御子のよしに
ておはしませば、まいてひとつ院の内にて、いさゝかもへたてなく聞えさせ給ふ。いと
思ふやうなる御ありさまなり。さるべき御中といへども、昔も今も御腹さどかはりぬ
るゝいかにぞや、そはくしき事もうちまじり、くせあるならひにこそあるを、この院
の御あはひ、まめやかにれもほしかはしたる、いとありがたうめでたし、本院は、後伏見廣義門
院の御腹の光嚴一の御子を、この度の坊にやどおぼされしかせ、ひき過ぎぬれば、いとほ
けるべき世にこそと、さうくしくおぼさるべし。御歌合のついでありしにや、
いろくは都は春のときにあへどわがすむ山は花もひらけず
○持明院殿は。上に註せり。○御子のよしにては。花園上皇を、後伏見上皇の猶子とし給へる事

にて、浦千鳥の巻に見えたり。○昔も今も云々。たとひ御兄弟といへども、昔も今も、御生母同
じからぬは、御中らひむつまじからず、いかにぞやあるさまにて、何となくかどちたる事も打
まじり、ひがくしき事などあるが例なるをとなり。さて、後伏見上皇は、無氏卿の女なる、准
后經子の御腹にて、花園上皇は、實雄公の女、顯親門院の御腹なり。○そはくしきは。かきだ
の意。○くせある云々。くせは曲にて、正しからず、物に偏頗を生ずるが通例なりとなり。○こ
の院の云々。この兩上皇は、腹々にましますを、その御中らひ、眞實にうるはしく、たなじ思
ひに、れもはしかはし給へるまごころ、いとめづらかにめでたしとなり。○廣義門院は。伏見
院の皇后なり。○この度の坊には。後醍醐天皇の東宮にと、思ひをかけ給ひしかど、邦良親王に
さしこえられたればとなり。○いとほるけるべき云々は。此皇子の立坊は、東宮邦良親王踐祚の
後ならでは、たち給ふ事もかたかるべければ、それまでは、年月も久しく、いとまら遠く、もの
心細くおぼさるべしとなり。○いろくしの御歌。都の大覺寺殿方にては、後醍醐天皇は、位に
つかせ給ひ、邦良親王は、坊にそなはり給ひて、めでたき事のみ多かるに、この持明院にては、
いとものさびしく、花のひらくるこゝちもせずとなり。

大覺寺殿にひきかへ馬車の立ちこみたるを御覽じて、後字多法皇よませたまひける。

我すめばさびしくもなし山里も朝まつりごとかこたらずして

後字多今のうへは、はやうより西園寺の入道おとゞ實兼の末の御女御子兼季の大納言のひとつ

御らんじて印
本給ひてさあ

御腹にもものし給ふを、忍びてぬすみ御らんじて、わく方なき御おもひ、年にそへてやむ
ごとなうかはしつれば、いつしか女御の宣旨なごきゆほどもなく、やがて八月に后
だちあれば、實兼入道殿もよはひのするに、いとかしこくめでたしとおぼす。

○ひきかへ云々。持明院殿といひきかへて、大覺寺殿にては、法皇院政をとり給へば、都はなれ
たる嵯峨なれど、人々の伺候する馬車の、混雜するばかりに賑へりとなり。さて、本篇のはじめ
に、法皇は都に出でさせ給ひて、世の中まろしめすとあるを、これは、大覺寺殿にて、政をさこ
しめすおもひきなれば、前後矛盾して、疑はしく思はるれど、下の文に、法皇は、やゝもすれ
ば、大覺寺殿にのみ籠らせおはします、人々世の中の事ども、奏しにまわりつとよと見えて、時
々は、大覺寺殿にもかへり給ひし事あれば、まかいへり。○我すめば云々の御歌。この嵯峨の大
覺寺は、都はなれたれど、れのれすまひすれば、あさまつりごとくもまげさに、ねこたりていえお
らず、官人ども、あまた馬車をなべてつとひきつ、更にさびしき事もなしとなり。さてあさま
つりごとは。續古事談に、平城天皇の御時まで、朝政とて、主上南面に出御ありて、群臣百餘侍
座し、四方の訴人、内裏に參集して、枕上の箱に入れしを、史、外記、辨、少納言など、これを
よみて、群臣御前にて各評定して、勅定を下されし事あるよし見えたれど、こゝいたゞ、政務を
怠り給はぬ意なるべし。○ひとつ御腹に云々。尊卑分脈に、嫡子は、家の女房の腹なるよし見え
たり。○女御の宣旨なご云々。文保二年四月廿日、從三位に叙せられ、七月廿八日女御となりし
事、女院小傳に見えたり。○八月に后だち云々。同書に、元應元年八月七日爲中宮とあり。○よ

はひのすゑには。女御の父實兼は、この時七十一歳なれば、まかいへり。
北山にまかで給へる頃行幸ありき。八月十五日の夜、名をえたる月も、殊に光をそへた
り。所がらをりかられもしろく、めでたき事ども花やかなるに、御姉の永福門院より、今
の后の御方へ御消息聞えたまふ。

まる一本まつ
こまり

こよひしも雲井の月もひかりそふ秋のみ山をおもひこそやれ
「御返しひまる聞えむ」とのたまはせて、内後醍醐のうへ、
むかし見し秋のみやまの月影をおもひいで、や思ひやるらむ

御門のおなじ御腹の前齋宮も、皇后宮にたゝせたまふ。御母准后後深も院號ありて、談天門
院とぞさこゆめる。よろづ花やかに、めでたき事どもまげうさこゆ。

○北山に云々。北山は實兼の第なれば、中宮御退出あるなり。○行幸ありは。續史愚抄に。元應
元年八月十三日乙丑、主上行幸北山第、(入道前太政大臣實兼第、中宮爲御所)暫可爲御所云々、
十六日戊辰、自北山殿還御於宮中とあり。○所がら云々は。名高き西園寺の第にて、場所がらも
よく、はた中秋にて、よき時なりとの意。○永福門院は。伏見院の皇后にて、中宮禧子の御姉な
り。○こよひしもの御歌。續千載集の秋上に載せて、中宮ささきにたち侍りて、西園寺におはし
ましけるころ、行幸なぞ侍りけるに、八月十五夜月おもしろかりければ、中宮の御方へ、よみて奉ら
せ給ひける、永福門院とあり。さて、こよひは、名におふ名月なれば、さよき光のさる事なれ

ど。この年のこの夜にかぎりては、中宮の御里北山のかたには、行幸もありて、ひとしは雲むをわ
たる月影も、光をませる事ならむと、そなたを、なづかしく、めでたき事に思ひやり奉るとなり。

雲むは、禁中の事といふにつけて、行幸なぞありしを、そへてまかいひ、秋のみ山は、皇后宮
を、秋の宮ともいふによりて、み山に、宮をいひかけ、やがて中宮のおはします北山の第を、さ
し奉れるなり。なほ秋の宮の事は、下に註せり。○御かへしひまる云々は。永福門院への御返歌
の、朕よりすべしと、後醍醐天皇ののたまひてとなり。○むかし見し御歌。同書に、御返
し、中宮にかはり奉りて、よませ給うける、今上御製とあり。永福門院の、昔伏見院の皇后にまむり
給ひて、めでたき光をそへ給へる事を思ひ出で給ひて、この中宮も、其時の如く、めでたくれば
しますらむと、かくの思ひやり給へるならむとの意なり。○前齋宮は。後醍醐帝御同母の姉、并
子内親王なり。女院小傳に、達智門院後深、後宇多一女、母談天門院、弘安九年月日誕生、乾元元
年十二月廿六日爲内親王、十七、徳治元年十二月廿七日爲伊勢齋宮、廿二、同三年八月廿六日御退
下、(依後二條御事)文保三年三月廿九日爲皇后宮、廿四、十一月十五日院號、同廿一日御出家、
眞理覺、貞和四年十一月二日御事とあり。○御母准后云々。同書に、談天門院後深、後醍醐母、
後宇多妃、參議忠繼女、母頭皇后宮亮高輔朝臣女帥局、永仁六年七月廿一日從三位、二十一、(龜
山御沙汰)、正安三年七月廿日准三宮、廿四、嘉元元年九月日爲尼、(蓮花智、三十六、龜山御事)
文保二年四月十二日院號、五十一、元應元年十一月十五日御事、五十二とあり。

の字印本に脱
りて補ひつ

あるを堀川春宮の權大夫具親の君いと忍びて見そめられけるにやかの女かきけら
うせぬとて、もとめたづねさせ給ふ。二三日こそあれ、ほどなくその人どあらはれぬれ
ば、後醍醐うへいともましくにくしとねばす。やむことなきさはにあらねを御おぼえの
時なれば、さびしく答めさせ給ひて、げに須磨の浦へも遣さまはしきまでおぼされけ
れども、さすがにて、つかさ皆留めて、いみじうかうせさせ給へば、かしこまりて、岩倉の
山庄にこもりぬ。花の盛におもしろきをながめて、

具親うき事も花にのまばし忘られて春のこゝろぞひかしなりける

○時めくは。君の寵幸をえ給へるをいふ。○めざましくは。目も醒むるばかりの意にて、事のおさま
思ひの外にて、目も醒むるばかりなる具親卿のまわざを、嫉ましくにくしと思すをいふ。○やむ
ことなき云々。この大納言典侍の君は、萬里小路の家の人されば、甚しき貴族にあらねを、君
寵淺からざりしをりからなれば、此具親卿をば、さびしく勘當し給ひてとなり。○須磨の浦へも
云々。流罪にも處せんとまで、おぼざるをいふ。こは、源氏物語に、源氏の君と、須磨へ遣さ
れし事あるによりて、まかかけるなり。○つかさ皆留めては。官職をとりめられしをいふ。公卿
補任に、權中納言正二位源具親、文保二年三月九日兼東宮權大夫、八月十八日解官宣下、依女事
也、九月三日兩職見任解却、坐女性事也、同三年閏七月五日還任、同日春宮權大夫如舊とあ
り。○岩倉の山庄は。山城國愛宕郡にあり。○うき事も歌。かく勅勘の身となりて、つらしと

まされぬ一本
まされることし
たり

うきも我身の
一本わが身ひ
まつに作れり

思へる事も、さきにはへる花を見れば、暫時のうら忘れられて、何となくおもしろく、心もあこ
がるに、さて思へば、春のたのしき心のみは、うき身に引かへて、昔のまゝに、そゝるにあ
る事よとの意なり。
大納言典侍
すけの君は歸りまられるを、つらしとおぼすものから「うきにまされぬ戀しき」とやい
よく「うたがらせ給ふを、さしもあらずさうじみり、なほすき心を絶えずありけむ
かし。

たえはつるちぎりをひとり忘れぬもうきも我身の心なりけり

とてひとりたれける。すゑさまに、公泰の大納言、いまだ若うればせし頃、御心とゆ
るして給はせければ、思ひかはしてすまれしほどに、かしこにてうせにき。

○つらしとねばすものから云々。かくうき名のたちたるを、なさけなき事と、おぼし給ひながら
も、うきにはまされずして、なほ其人の戀しく思はるといへるが如き、御心にたはしますにか、
すけの君のかへり参りて後は、いよく寵愛し給ふとなり。さてうきにまされぬ云々は、新編
古今集に、後九條前内大臣家歌合に、按察使顯朝「かくばかり思ひ絶えにし年月のうきにまされ
ず人の戀しき」とある歌の句なるべし。この集は、後花園天皇永享中の撰なれど、顯朝は、參議
宗房の子にて、後嵯峨後深草の御代の人なれば、此歌も、當時の人口に膾炙せるならむ。○さし
もあらず云々。かく寵遇厚けれど、典侍の君は、その御めぐみにも感せずして、かたじけなしと
も思はず、うはべこそ、従ひ奉れるが如くなれば、本人のなほ、なかくしき心に

勅撰の事四
字印本に脱せ

絶えずありつるならむと成り。さうじみひ、正身にて、即ち本人といふ意なり。○たえはつるの歌。今かくひさかへされて、具親卿は勅撰の身となり、わが身は禁中にどりこめられて、相逢ふことも難く、たえはつる契を、ひとり忘れずして、また結ぶこともあらんかど、はかなくたのひ苦しさも、また思ふまゝにならず、ものうくつらき事も、皆我身の心よりかこれるなりとなり。此歌、續千載集戀五にも載せて、題をらす、權大納言典侍とあり。○公泰の大納言は、實泰公の三男なり。○御心とゆるして云々は、後醍醐天皇の御心より、この典侍の君を、公泰卿に賜ひて、北の方にせさせられしかばとなり。○思ひかはしては、典侍の君と、公泰卿との中らひをいふ。後醍醐 御門の御母女院十一月うせ給ひにしかば、内のうへ御服たてまつる。天下ひとつにそめわたして、葦簾垂とかいともがくしきものども懸け渡したるも、あはれにいみじくぞ見ゆる。五節もどまりぬ。若き人々などさうしく思へり。

○十一月うせ給ひにし云々。談天門院は、元應元年十一月十五日、御年五十二にて崩御あり。○葦簾垂云々。倚廬の御所のさまにて、簾をも取かへて、伊豫簾をかくるなり。西宮記に、撤尋常御簾、改葦簾、以鈍色細布、爲端帽額云々と見え、徒然草にも、諒闇の年ばかり、哀なる事のわらじ、倚廬の御所のさまなど、板敷をさげ、葦の御簾をかけ、布のもかうあらしく、云々とあり。まがくしきは、忌はしき意。○五節は、上に註せり。若き人々のまぢたる五節も停められしかば、ものさびしく思へるよしなり。

後醍醐 當代もまた、まぢしきの道をもてなさせ給へば、いつしかと勅撰の事おぼせらる。前藤

り一本に
て補ひつ
うけたま
印本うけ
はりぬる
て改めつ
この頃印
一のたひ
改めつ

大納言爲世うけたまはる。玉葉のねたかりしふしも、今を胸あきぬらむかし。この大納言の女權大納言の君とて、坊の御時、かぎりなく思されたりし御腹に、一の御子、女三のみこ、法親王など、あまたものし給ふ。かの大納言の君は、はやうかくれにしかば、この頃三位おくらせ給ふ。贈從三位爲子とて、集にも、やさしき歌おほく侍るべし。

○まぢしきの道は、和歌をいふ。上に註せり。○玉葉のねたかりしふしも云々。玉葉集は、大納言爲兼卿の撰にて、爲世卿はあづからざりしかば、ねたしと思へるを、こたび勅撰の事うけたまはるによりて、胸の開きたるこゝちせらるべしとなり。さて玉葉集の事は、浦千鳥の巻にあり。○坊の御時は、後醍醐天皇、いまだ春宮におはしまし、御時をいふ。○一の御子は、尊良親王にて、女三のみこは、瓊子内親王なるべし。法親王は、妙法院尊澄法親王にて、後還俗し給ひて、宗良親王と改め給へり。○贈從三位云々。和歌作者部類に、贈從三位爲子、前大納言爲世女、母從三位賀茂氏久とありて、續千載集以下に、其歌あまた載せられたり。

さて大納言は、人々に歌す、めて、玉津島の社にまうでられけり。大臣上達部よりは、じめて、歌よむと思へるかぎり、この大納言の風を傳へたる、漏るゝものなし。子ども孫どもなど、いきほひことにひききてくだる。まづ住吉へまうづ。逍遙まつの、しりて、九月にぞ、玉津島へまうでける。歌どもの中に、大納言爲世、

ものなし
もなしに
補ひつ

いまだある昔にかへるわが道のまことを神もまもりけるとい
かくて元應二年四月十九日、勅撰は奏せられけり。續千載といふなり。新後撰集とかな
と撰者の事なれば、多くのかの集にかはらざるべし。爲藤の中納言、父よりは、少し思ふ
所加へたるぬしにて、今すこしこの度の心にくきさまなりなどぞ、時の人々沙汰まけ
る。

○玉津島の社は。和漢三才圖會に、玉津島明神、在紀伊國海部郡額浦、祭神一座、衣通姫云々、
以當社爲和歌三神之一とありて、和歌の神なれば、撰集をうけ給はれるにつけて、參詣せられしな
り。○住吉は。攝津國住吉郡にあり。これも、和歌の神なれば、まうでたるなるべし。○道遙
は。心ゆくまゝに、出で遊ぶをいふ。○今ぞある云々の歌。玉葉集勅撰の時、庶流異説たる爲兼
卿、世にどさめきて、あらぬさまの撰集をせられ、わが俊成定家兩卿以來、正統直傳の歌道は、ま
りぞけられて、世にももてはやされざりしを、時かはり世うつりて、こたびおのれ、撰集の沙汰
を蒙れるにつきては、かの兩卿の立ておかれし、わがこの和歌の道の、正しきすぢに、再びたち
かへる事なるが、所謂、邪は正に勝たず、正しくまことあるすぢをば、つひに、神も加護し給ふ
なる事にてありけるものぞとは、この度更に知りたるぞ。神のめぐみは、げにかたじけなく、ま
るきものなりとの意。ひかしにかへるは、俊成定家以後、その正統のもの、代々勅撰の沙汰を蒙
れるが、一たび支流爲兼卿の、例を破りたるが、今また舊の如くなれるをいふ。さておのづか

ら、歌さまも、一流正統に復せるをいふべし。わが道とは。和歌の道といふ。そを我家の業とす
れば、わが道といへるなり。神とは、住吉玉津島の神をさし奉れり。その爲兼卿の歌を、庶流
異説として、よこしまの道なるさまにいへる事、延慶兩卿奏狀に詳なり。又浦千島の巻をも、合
せ見るべし。○勅撰は奏せられけり。拾芥抄に、續千載集二十卷、文保三年己未四月十九日、
依後宇多院宣、前權大納言爲世卿撰之とあり。文保三年は、元徳元年なれば、本書と一年たがへ
り。また後宇多院宣とあれど、本書は天皇直に勅命を下し給へるに、これも相違せり。○新後撰
集は。伏見天皇正安三年、後宇多院の院宣を奉じて、爲世卿撰進せられたり。○思ふ所加へたる
ぬしは。一しは思慮ふかき君の意也。○今すこし云々。思慮ふかき爲藤卿の、父爲世卿をたすけ
て撰びしなれば、この集は、新後撰集よりも、や、たちまざりて、こゝろにく、かくゆかしさま
まなりと、人々批評せりとなり。さて、爲藤卿は、爲定、長舜、冬國、國道等と、連累衆となり
て、この撰集にあづかりし事、歴代和歌勅撰考に引ける、勅撰次第の一本に見えたり。

後宇多院にも、あさまつりごとのひまゝには、御歌合のみまげう聞えし中に、元亨元
年八月十五夜かどよ、つねよりことに月おもしろかりしに、^{後宇多}うへ萩の戸にいでさせ給
ひて、異なる御遊なども、あらまほしげなる夜なれど、春日の御櫛、うつし殿にかはしま
すころにて、絲竹のまらべのをりあしければ、例の只内々御歌合あるべしとて、侍従の
中納言爲藤召されて、俄に題たてまつる。殿上にさぶらふかぎり、左右おなじはどの歌

うつし殿印本
にうへし殿に
誤れり

左衛門以下師
賢まで二十字
印一本に脱せり
一本に脱せり
公修一本に公
籍によりて改め
つに云々をて
召し云々をて
印一本に脱せり
今一本に脱せり

よみをえらせ給ふ。後編左内のうへ、春宮大夫公賢、左衛門督公敏、侍從中納言爲藤、中宮權大
夫師賢、宰相惟繼、昭訓門院瑛子の春日爲世、右に藤大納言爲世、富小路大納言實教、洞院中納
言季雄、公修、宰相實任、少將内侍爲佐、忠定朝臣爲冬、忠守などいふ醫師も、この道のすき
ものなりとて召しくはへらる。衛士のたく火も、月の名たてにやとて、安福殿へ渡らせ
たまふ。忠定中將、晝の御座の御はかしをとりにてまゐる。殿上のかみの戸をいでさせ給
ひて、無名門より、右近の陣の前をすぎさせ給へば、遣水に月のうつれる、いとふもしろ
し。

○萩の戸は。清涼殿夜の御殿の北にありて、二間に一間なり。また菊の戸ともいへり。庭には、
萩にかざらず、色々の秋草を栽ゑられしよし、禁秘抄に見えたり。○春日の御神は。春日大明神
の神靈のやどります御神なり。○うつし殿は。假殿をいふ。續史愚抄に、元亨元年八月七日戊
申、遷春日神木於移殿、(依興福寺僧徒訴敷)とあり。○絲竹のまらべ云々。春日大明神遷座ま
ませば、管絃の御遊を憚り給ふとなり。○俄に題たてまつるは。上の文と自他の別たがへれば、
たてまつらしむとあるべし。○詔訓門院は。龜山院の妃にて、太政大臣實兼の女なり。○宰相惟
繼は。平惟繼なり。公卿補任によれば、此時正三位、勘解由長官にて、參議に任じたるは、元亨
三年六月十三日あれば、こゝに宰相とある誤れり。○藤大納言爲世云々。爲世、實教、季雄、公
修は、いづれも前官なり。○忠守などいふ醫師云々。忠守は、丹波雅忠の裔にして、典藥頭長有の

子なり。系圖に、忠守歌人、典藥頭、宮内卿、法名舜阿とあり。○この道のすきものは。和歌の
道を嗜むものとの意。○衛士のたく火も云々。衛士は衛門府に属する兵士にて、禁中を守衛し、
夜は火をたきてまゐるなり。宮衛令に、凡衛門、至夜燃火云々、義解に、謂内及中外三門、皆衛
士燃火也と見え、詞花集に、「みかきもり衛士のたく火の夜もえてひるひさえつゝものこそ思
へ」などあり。なたては、續古今集に、「うつろはぬ松の名たてにあやなくもやどれる藤のさきて
ちるかな」など見えて、俗言に、名をれといふ意なり。さて、衛士のたく火に、明さをそふと見え
ては、中く、月の名をれにやならんと思はる、ほど、さやけきこの十五夜の月なればどの意
にて、衛士のたく火を、月影のさまたげど、厭ふよしなり。○安福殿は。承明門内の西にあり。南
北築、東西にして春興殿と相對す、身屋の北部は藥殿にして、西廂は侍醫の直所なり。○晝の御
座は。清涼殿の平敷にて、主上の晝のおまし所なり。禁秘抄に、平敷、疊二帖、縹綱、南上、中
央茵一枚、中唐綾、端錦裏打、御劔在御座南端、鞘東西云々とあり。○殿上のかみの戸は。同書
に、殿上六間、上戸有小蔀、主上覽殿上所也と見え、禁秘抄に、上の戸のつま戸、うちへひら
く、そばに小蔀ありと見えて、上の戸のつま戸より出で給ひて、安福殿のかたに、わたらせ給へ
るなり。○無名門は。殿上の間より、小板敷を下り、紫宸殿に至る土廊にあり。○右近の陣は。
校書殿と安福殿の間なる、月華門の中にあり。さて殿上より無名門に出で、校書殿を歴て、右近
の陣をすぎさせ給へるあるべし。○遣水は。陣の前なる御溝水なり。侍中群要御齋會の條に、上
卿參上、(陣前御溝上假渡打橋、爲上卿參上之道也)と見え、源氏物語梅枝の卷にも、右近の陣の

あての二字なき本あり

御かは水のはとりになすらへて、西の渡殿の下より出づる竹近う、うつませ給へると、云々なきあり。

安福殿の釣殿に床子たて、東南におはします。上達部は、簀子の高欄にせなかつしあてつゝ、殿上人は庭に候ひあへるもいとえむなり。池の御船さしよせて、左右の講陣隆資爲冬のせらる。御みきなどまゐるさまも、うるはしきことよりは、飽になまめかし。人々の歌、いたくけしきばみて、とみにも奉らずいと心もどなし。照る月なみもくもりなき池のかいみに、いはねとまゐるさ秋のなかは、げにいと異なる空のけしきに、月もかたぶきぬ。明方ちかうなりにけり。後醍醐うへの御製

鐘の音も傾く月にかこたれてをしと思ふ夜のこよひなりけり

と講じあげたるは、景陽の鐘もひいさをそへたるをりからいみじうなむ。いづれもけしうのあらぬ歌ども、多く聞えしかば、御製の鐘の音にまされるのなかりしにや。

○安福殿の釣殿云々。大内裏には、池もなく、安福殿に釣殿なけれど、この里内裏なれば、たい人のすまひにはかはらず、寢殿を紫宸殿とし、西の對を清涼殿とし、それより中門廊へて、南邊なる釣殿を、安福殿とせられしなるべし。されば、庭中に池もありて、船なごうかべられしなり。○床子は、主上の御座し給ふ床几なり。上に註せり。○簀子は、今の様なり。これも上に註

かり印本なり
に作れり今一

せり。○せなかれしあては、簀子より母屋のかたをむきて、坐したるなり。○人々の歌云々。人々甚しく容子をつくりて、はやく歌をたてまつらねば、待遠しとなり。○てる月なみも云々。にこりなき池のかいみに、てる月かげのさやかなるに、いはすして、八月の十五夜なる事いあらるとなり。さてくもりなきは、月といひ、池のかいみといへるにかけ、月次に、涙をそへたるにて、こは源順の集に、八月十五夜、人の家にはちすあり、木の葉浮ぶ、月の影あらたり、男をんなこゝろにいとあそぶ、すだれを隔て、物語するもあり、水の上にてる月なみをかぞふればこよひぞ秋のもなかなりける」とあるによりてかきしなり。○鐘の音も云々の御製。一年の中、惜しと思ふ夜は、この十五夜のみなり、されば、さやけき月のかたぶくに付けて、曉つくる鐘の音も、恨めしく思はるゝとなり。○景陽の鐘も云々。御製をよみあげたるをりしも、曉つくる鐘の音も、こえしかば、時にあひて、一まはおもしろかかしとなり。さて、景陽の鐘は、南史武穆妻皇后の傳に、舊照陽二殿、太后皇后所居也、永明中、無大后皇后、羊貴嬪居照陽殿西、范貴妃居照陽殿東、寵姬荀昭華居鳳華栢殿宮内、御所居壽昌畫殿南閣、置白鸞鼓吹二部、乾光殿東西頭置鐘磬、兩廂皆宴樂處也、上敷游幸諸苑園。載宮人從後車、宮内深隱、不聞端門鼓漏聲、置鐘於景陽樓上、應五鼓及三鼓、宮人聞鐘聲、早起莊飾、車駕屢幸琅邪城、宮人常從、早發至湖北埭、鷄始鳴、故呼爲鷄鳴埭と見えたるをいふ。○けしうのあらぬ云々。人々の歌もあやしくわろしとにあらねど、御製にまされるはなかりしとあり。

かくて今年もまたくれぬ。明くる春元亨正月三日朝觀の行幸あり。法皇は御弟の式部恒明

ひしなり。下の例によれば、さぬきの上に、まりの三字あるべし。かつ、かやの下、またがへたりの意をよくませたり。また下に、青柳いまゝありとあれば、このこいまも、こいまゝありの誤にや。中宮内侍は。右中將公廉の女にて、新待賢門院廉子なり。女院小傳に、元徳三年二月十八日叙従三位、建武二年四月廿六日准三宮とあり。○夏引いはねを、この二人も、尻にのれる雑仕なり。○御臺まゐるは。供御をたてまつるなり。○地下の舞は。五位以下なる、地下人の舞をいふ。さて、供御さこしめしてのち、舞ひしなり。○折からにや云々。地下の舞は目なれて、珍らしからねど、朝覲行幸にて、みかど法皇の見をなはすをりなる故にやあらん、常よりかはりて、めでたく見ゆとなり。○おもゝちは。舞人の顔つき、あしふみは、足の踏みさまをいふ。○落障は。樂の名にて、既にあすか川の巻に註せり。○何のあやめも云々。あやめの文目にて、それとものゝ見えわかぬをいふ。

冬方印本に冬
賢に作れり下
文及び職事補
任によりて改
めつ
冬忠一本に冬
かつ忠定さあ
り
安名尊の下に
印本の下の字
勢海の下に伊
字あり又かく
り字の下にさ
二本字なし並
訂一本によりて

そのうち御前の御あそびはじまる。頭太夫冬方御箱の蓋に御笛入れてもちてまゐる。内經
關白とりて御前にまゐらせたまふ。右大將も笛中宮大夫琵琶大宮大納言笙春宮大夫
琴右宰相中將和琴光忠宰相筆筆兼尊も吹きしにや。拍子は左大臣すゑは冬忠の宰相
なり。更けゆくまゝに、^{後醍醐}への御笛の音すみのほりて、いみじくさえたり。左の大臣の安
名尊伊勢海かぎりなくめでたくさこゆ事どもはてぬれば御贈物まゐる。錦の袋に入
れたる御笛箱の蓋にすゑらる。左大臣とりつぎて關白にたてまつる。御前に御らひせ

させて冬方を召してたまはす。次に唐の赤地の錦の袋に御琵琶入れてまゐる。その後御馬殿上人口をとりて御前にひきいでたり。はのくと明くるはとにぞ、歸らせ給ひぬる。

○右宰相中將は。公卿補任に、光忠なるよし見えたり。されど、光忠の名は下にあれば、右は左の誤にて、左宰相公泰なるべし。○御あそびは。管絃の御遊なり。○すゑは。末拍子なり。樂曲を前後にわかれて、本末となし。後なるを末といへり。○冬忠の宰相中將は。公卿補任に見えざれば、或は冬定の誤ならんか。下の中殿御會の條にも、拍子は例の左大臣實泰、すゑは冬定なりしにやとあり。さて冬定は、參議正三位にて、大藏卿、能登權守を兼ねたるよし、補任に見えたり。○安名尊は。催馬樂の呂歌なり。本歌上にあげたり。○伊勢海は。同じく律歌なり。梁塵愚案抄に、「いせの海のさよなきさにまはかひになのりそやつまむかひやひろはんたまやひろはん」と見えたり。○御贈物は。後宇多法皇にたてまつらせ給ふなり。○御前に御らんせさせては。御贈物を、御前にめして、御覽の後、藏人頭なれば、冬方をめして給へりとなり。○唐の赤地の錦は。唐錦の赤地なるをいふ。さて、この琵琶をも、法皇にたてまつり給へるなり。

後宇多
法皇のやゝもすれば、大覺寺殿にのみ籠らせおはします。人々世の中の事ども奏しにまゐりつとふ。今は一すぢに御行にのみ御心入れ給へるに、いとうるさくおぼせば、其夏の頃、定房の大納言あづまへ遣さる。御門に、^{後醍醐}天の下の事ゆづり申さむの御消息なる

御心印本御字
なり一本につ
りて補ひつ

中殿云々の二
十字印本に
てし一本に
補ひつ

公賢の二字印
本に於て補ひ
つに於て補ひ
公泰も公兼泰
に作れり公補
補任によりて
改めつ
さけて印本
一本によりつ
またまふ一本
せらるるあり

とを關東にて、とこほりなく許諾せんやうにと、内々神佛に祈願したりとなり。○院の文殿は。百寮訓要抄に、文殿、院の御治世の時、諸人の訴訟を決断せらるゝ所なり。衆開閣以下、諸の儒、ことに器用を撰ばれて、補せらるべしと見え、名目抄院中の篇に、文殿、御治世之時、被置之、移記録所と見えたり。さて、天皇親政によりて、院の文殿を、禁中にうつされしなり。○議定所は、他に徴すべきものなけれど、この御代、記録所を置かれし事、神皇正統記などに見えれば、それとおなじきものなるべし。○評定衆は。院の文殿に候じて、政事を議するものなり。貞永式目抄に、於禁中者號議奏、於仙洞者號評定と見え、評定衆には、大臣、公卿等を補し、一ヶ月數回、其日次を定めて、參會するよし、吉續記、勘仲記などに見えたり。さて、天皇親政の事は、歷代皇紀に、元亨元年十二月九日、法皇以關白内經、可有御政務之由被申之、十五日、内裏奏事始、内侍之外、右大臣實房、前權大納言定房、傳奏事被仰下とあり。○世をまた、めさせ給ふは。天下を治め給ふをいふ。○御才云々は。御學材にて、ひろく學問に通じ給ひて、すべてくらからずればしすすとなり。○三史五經は。拾芥抄に、毛詩、尙書、禮記、周易、左傳、已上謂之五經、史記、前漢書、後漢書、已上謂之三史、或說、史記、漢書、東觀記、謂三史、見史記發題也、吉備大臣三史權、入此三史云々とあり。

みな月の頃、中殿の作文せさせ給ふ。題は式部大輔藤範奉る。久しかるべき賢人の徳とかや聞えしにや。女のまねぶべき事ならねば漏しつ。上達部殿上人三十餘人まゐれり。關白殿 房實ばかり直衣にて、御几帳の後に候はせたまふ。うへは御引直衣、御琵琶を後座調上ひかせたまふ。右大將 實衛琵琶、春宮大夫 公賢 箏、權大納言親房 笙、權中納言兵部 和琴、左宰相 中將 公泰 笙、右衛門督 關家 笛、右宰相 中將 光忠 筆、築拍子は例の左の大臣實泰、すゑは冬定なりしにや。うへ後座調の御琵琶の音、いひえらすめでたし。右大將は何にかあらむ、心とけてもかきたてられざりき。御遊はてゝのち、文臺めさる。藏人内記俊基、人々の文をとりあつめて、一度に文臺のうへにおく。披講の終るほどに、みじか夜もはのくと明けはてぬ。御製を左の大臣實泰かへす。と誦じて、うるはしく朗詠にまたまふ。こゑいとうつくし折ふし、郭公の一聲なのりすて、過ぎたるは、いみじくえむなり。かやうのまことしき事は、かねて人々も心づかひすれば、あやまちなかるべし。時に臨みて俄にかたき題をたまはせて、内々詩をつくらせ、歌をよませて、かしこくおろかなると御覽じわくに、いとからい事おほく、心ゆるびなき世なり。

○みな月の頃は。續史愚抄に、元亨三年六月二十日庚辰、於中殿有兩席御會、(御遊御作文治承例)とあり。○中殿は。清涼殿なり。作文は、詩を賦し給ふをいふ。其中殿作文の儀は、夕拜備急至要抄に見えたり。○藤範は。大學頭成季の裔にて、式部大輔廣範の子なり。○久七かるべきは賢人の徳は。易の係辭に、乾知大義、坤作成物、乾以易知、坤以簡能、易則易知、簡則易從、

易知則有親、易從則有功、有親則可久、有功則可大、可久則賢人德、可大則賢人業、易簡而天下之理得矣、天下之理得而成位乎其中矣、とある句によりて撰びしなり。○女のまねぶべき云々。かゝるむづかしき事は、女のまねぶべきならふべき事ならねば、よくもればえず、さしもらしたりとなり。源氏物語柳の巻にも、女のまねぶべき事にしあらねば、此かたはしたに、かたはらいたしとあり。○右大將實衡は、公卿補任に、右大將は、大納言正二位兼季にて、實衡は中宮大夫とあれは、本書は誤れり。○權大納言親房は、同書に、中納言正二位とありて、權大納言にあらす。この時、吉田定房權大納言なれば、親は定の誤りにや。○權中納言氏忠は、同書に、非參議正三位右中將なるよし見えたれば、權中納言とあるは、こも誤りなり。○右衛門督嗣家は、同書に、其名見えず。右衛門督は、前參議從二位源持房なれば、はた誤れり。○なに、かあらむ云々。なに故に、心うちどけても、琵琶をひかざりしとなり。こは、右大將兼季の父、入道相國實兼の病によりてなるべし。此年九月十日、實兼薨去ありしなり。○藏人内記俊基は、日野資業の裔にして、大學頭大内記種範の子なり。○朗詠にえたまふは、和漢朗詠集などの詩の如く、この御製にも曲節を施して、朗吟せられたりとなり。朗詠の事は、内野の雪の巻に委しく註したり。○まことしき事は、正しき儀式にてする作文は、其まへより、人々も用意する事なれば、其場に臨みても、過失なしとなり。○時に臨みて云々。まへより其支度もなく、俄に御題を賜ひ、詩歌を作らしめて、廷臣の賢愚をこゝろみ給ふとなり。これやがて、元弘の御企のまたがまへなるべし。さてこの文、古今集序に、いにしへの代々のみかど、春の花のあした、秋の月の夜毎に、さくらら

人々をめでして、ことにつけつゝ、歌を奉らしめ給ふ、あるは花を戀ふとて、たよりなき所にまごひ、あるは月を思ふとて、あるべき闇にたどれる心々を見給ひて、さかしれろかなりと、まろしめしけんとあるによれり。同漢文の序にも、古之天子、每良辰美景、詔侍臣、預宴筵獻倭歌、君臣之情、由斯可見、賢愚之性、於是相分、所以隨民之欲、擇士之才也と見えたり。○からの事は。からの音便にて、つらき事の意なり。○心ゆるびなきは。心を弛ゆる事のなきにて、さびしく油断なき世なりとなり。

その七月七日乞巧奠、いつの年よりも御心とて、かねてより、人々に歌どもめめされ、物の音ども、試みさせ給ふ。その夜は、例の立ヒツク象ツクひかせたまふ。人々の所作、ありし作文にかはらず。笛筆樂などは、殿上人ども、なる板のほどに候ひてつかうまつる。中宮も、うへの御局にまうのぼらせ給ふ。御廉の内にも、琴琵琶あまたありき。播磨の守永定の女、今は左大臣實兼の北方にて三位殿といふも、箏彈かれけり。宮の御方の播磨の内侍も、れなじく琴彈きけるとかや、琵琶は權大納言の三位殿師麻呂女いみじき上手にねはすれば、めでたうおもしろし。蘇香、萬秋樂のこる手なく、幾返となくつくされたり。明方は、身にまむばかり若き人々めであへり。さらでだに、秋の初風のげにそゝる寒きならひを、ことわりにや。

歌ごし印本歌
もさあり一本
つよりて改め
つ

永定印本な
きよさあり一
本よりて改
めつ
第一本琴に作
れり

めでの下たう
の二字印本に
なし一本につ
りて補ひつ

秋のみ山

○乞巧奠は。牽牛織女をまつる儀なり。公事根源に、乞巧といふ事も、もろこしより事かこれり、七夕祭とも云ふなり、香華をそなへ、供具をと、のへて、庭上にふみおきて、さほのはしに、五色の糸をかけて、一事をいのるに、三年の内に、必ず叶ふといへり、このゆゑに、乞巧と申也とありて、其さまは、同書、及び建武年中行事、江次第等に詳なり。○玄象は。琵琶の名器なり。上に註せり。○ありし作文は。上に見えたる、中殿の御作文をいふ。○なる板は。清涼殿孫廂の南なる、落板敷より、長橋を経て、紫宸殿の西北階に至る階の處にあり。禁秘抄清涼殿弘廂の條に、南砌妻有鳴板、號見參板、不打付也と見え、江次第叙位の條に、到南第一間長押下、踏第一板、令有聲、爲令知於次人也、件板往年不打釘とあり。○うへの御局は。弘徽殿上御局は、萩の戸の東、藤壺の上御局は、同西にあり。また上曹司とも、上御直廬ともいへり。禁秘抄に、上御局、(號藤壺上御局)、后、女御、更衣、參上所也、(近代爲御所)、上御局、(號弘徽殿上御局)、是御行有所也、女御更衣可參上とあり。○蘇香は。蘇合香にて、盤涉調あり。歌舞音樂略史に、昔阿育王病腦の時、蘇合草葉を用ひて、平癒したりしかば、これをよるこびて、此曲を製し、育竭といふ人、蘇合草葉を以て膏として、舞を作り、延暦の御代、本邦に傳來せるよし見えたり。○萬秋樂も。盤涉調にして、如來在世の時、彌勒菩薩これを作り、慈尊萬秋樂と名づけしが、聖武天皇の時、婆羅門僧正の傳へたるよし、同書に見えたり。○明方は云々。下のさらでなに云々の句と、顛倒して見るべし。身にまむり、身に徹する程の意、さらでだに、さらぬだにどおなじく、俗にさうなくともといふ意、そゝる寒さは、ぞつとするほど寒さといふ。さて、秋

初風のふきたつはどの明がたは、寒きならひなるを、わきて、物の音も身にまみくと、あはれにおぼえて、若き人々は、感賞せりとなり。

御遊はて、文臺めさる。この度は、和歌の披講なれば、その道の人々、藤大納言爲世子と後醍醐も孫うまも引きつれてさふらへば、うへの御製、

笛竹のこゑも雲井にきこゆらしこよひたむくる秋のまらべは

すむながるめりしかど、いづれも只、天の川かさゝぎの橋より外、めづらしきふしひ聞えず。まことや、實教の大納言なりしにや、

おなじくは空までれくれたきもの、にはひをさそふ庭の秋風

げにえならぬ名香の香をもぞ、めでたくかうばしかりし。

○笛竹の云々の御歌。この七夕に、牽牛織女にたむくる管絃のおとも、さぞかし天上にもきこえて、兩星も、おもしろくきくならんとなり。たむくるは、神佛に物を奉る意、まらべは、音の律呂の調べをいふ。○すむながるは。順流にて、人々のよめる歌も數多あれど、なり。ねどろの下の巻に註せり。○天の川かさゝぎの橋は。七夕の歌に、よむものにて、これよりほかには、めづらしき歌もなかりしとなり。さて、あまの川は、和名抄に、天河、兼名苑云、天河、一名天漢、今案、又名漢河、一名銀河、和名阿萬乃加波と見え、博物志に、天河與海通、浮槎木、費一年糧、至一處、見婦人織、丈夫牽牛渚頭飲之と見え、古今集にも、「こひくゝてあふ夜のこよひ天の

川霧立ちたり明ずもあらなん」などあまた見えたり。かさゝきの橋は、書言字考に、七月七日鳥
鵲填天漢、成橋度織女、見風俗通淮南子と見え、詞花集に、加賀左衛門、「いかなればとたえそめ
けひ天のがはあふせに渡すかさゝきの橋」など見えたり。○おなじくはの歌。秋風に、えならぬ
名香のにはひをさそひて、牽牛織女のみします、あまつそらまでふきおくれとなり。○えなら
ぬは。一通りならぬの意なり。

花も紅葉もちりはて、雪つもる日数のほどなさに、又年かはりて、正中元年といふ。三
月の二十日あまり、石清水の社に行幸たまふ。上達部殿上人、いみじき清らをつくせ
り。關白殿は御車なり。右大將實衡、松がさねの下がさね、鶴のまるをみる。蘇芳のかたも
ひのさぬ、左大將經忠、櫻萌黄の二重織物の御下がさね、櫻に蝶をいろく、にれる。花山
吹のうへのはかま、紅のうちたる御衣、人よりこと、めでたく見えたまふ。御かたちも、
にほひやかにけだかさまして、誠に一人の人の、かゝるをこそ聞えめと、飽かぬ事
なく見えたまふ。土御門の中納言顯賢、花櫻の下がさねなり。花山院中納言經定など
ぞ、上臈の若き上達部に、いかにもめづらしからむと、世人も思へりしかど、家のやう
どかや何とかやとて、たいいづものまゝなり。公泰宰相中將、劍聖の役つとめらる。櫻萌
黄のうへのはかま、かば櫻の下がさね、山吹の浮織物のさぬ、紅のうちたるひとへを重

はか
るこ
そま
あ
りて
一
本
に
よ
りて
改
め
つ
下
の
本
に
よ
りて
改
め
つ
ひ
て
り
の
字
を
補
つ

ねられたり。白くまろく肥えたる人の、眉いどよくて、おいかけのはづれ、あなきよげ
ど、たのもしくぞ見えられし。頭亮藤房、樺櫻の下がさね、蘇芳の浮織物のさぬ、弟の職事
季房も、山吹の下がさね、くれなるのさぬ、衛府のすけとも、うちこみたれば、見もわか
ず。別當左兵衛督資明、はしり下部とかやいふもの、八人、太刀のみな、まろがね延べたる
にやと見ゆるに、鶴の丸を、さみにみかきたる、このましうきよげなり。

この
まし
う
印
本
に
あ
り
し
う
さ
あ
り
て
改
め
つ

○正中元年是。元亨四年十二月九日改元あり。○石清水社に行幸は。續史愚抄に、元亨四年三月
廿三日己酉、行幸石清水云々とあり。○松重は。表青に、裏紫なるをいふ。北野の雪の巻にも註せ
り。○鶴の丸は。鶴の羽翼をのばしたる形を、圓くかける物にて、松重の下襲の模様は織れるな
り。○かたもひは。貞丈雜記に、文とは、もむがらの事なり。綾の文を、糸をまづめて、かた
織たるを固文と云ふとありて、桃花葉葉に、固文は遠くすべきよし見えたり。○櫻萌黄は。表萌
黄に、裏赤花なるをいふ。又裏いろくの説あり。あすか川の巻に註せり。○二重織物は。織物
の上に、織物をまたるをいふ。これも内野の雪の巻に註せり。○花山吹は。諸書の説まち／＼に
て、或は表は朽葉、黄朽葉、薄朽葉、黄、裏は、紅、黄、薄萌黄などいひて、定まらず、物具装
束抄、宸翰装束抄には、經紅に、緯黄なる織物に、裏は黄なりといへり。うへのはかまは、束帶
の時、うへにさる袴なり。○にはひやかに。艶なるさまをいふ。○一の人は。攝政關白をい
ふ。職原抄に、執柄必蒙一座之宣旨、故稱一人（又云一所）とありて、官次によらず、一座の上

位に着するをもて、去かひ入り。さて、經忠は、近衛關白家平の子なり。○花ざくららは、桃花葉に、花櫻、表白裏青とあり。○上臈の若き上達部は、上達部の上位の年若き人の意なり。經定は、この時權中納言正三位にて、年二十五なり。○いかにも云々。いかさまにめづらしく、花やかなるいでたちならん、と思ひしにとなり。○家のやうとかや云々。花山院の家の様にて、即ち質素なる家風とか、何とかいひて、めづらかなる装ひをせず、平常のまゝなりと也。○劍璽の役は、劍璽を持ちて供奉する役なり。○かば櫻は、表蘇芳、裏赤花なり。あすか川の巻に註せり。○浮織物は、細き模様を、地の上にかせて織りたるものなり。○れいかけは、武官の冠の兩耳の上に着けて、菊花を半切に去たるが如き形のものなり。和名抄に、倭、一名老懸、和名冠乃乎。一云保々須介、又云、於以加計、或説云、老人髻落、以此懸冠使不墜、故名老懸也、今不論老少、武官皆用之とあり。はづれば、端の意あり。○頭亮藤房は、職事補任に、藤房は、藏人頭中宮亮なるよし見えたり。○職事は、藏人の稱にて、上に註せり。この時、季房は、五位藏人なり。○諸衛のすけは、近衛は中少將、衛門、兵衛は佐をいふ。○はしり下部は、檢非違使の下吏なり。伊呂波字類抄に、下部は、また放免とも稱するよし見えたり。はしりとは、歩走して、驅使せらるゝよりいへる名にて、武家に走衆といふ職名あるは、これによりたるにや。走衆の事は、貞丈雜記に見えたり。○まろがねをのべたるは、銀をびたのべにしたる如き稱にて、白鞘の太刀なるべし。○鶴の丸を云々は、下部の衣のさまなり。きにみがきたるは、鶴の丸を、黄の平文に去たるなり。

いいたく印本に
改めつよりて

黄に印本
にさし作る一
本によりて改
めつよりて
見ゆ一本見ゆ
きさたり

舞人にも、よき家の子をもをえらびどゝのへられたり。一の左に、中院の前の大納言通顯の子通冬少將、まだいとちひさきに、童なをもおなじ程なるを、好みどゝのへて、いと清らにいみじう去たて、秦の久俊といふ御隨身をを具せられたる。右に久我の少將通宣、いたく過したるほどにて、ひげがちに、ねび給へるかたちして、小きに立ちならばれたる、いとたとしへなくぞ見えし。それよりつきくゝのむつかしさに忘れぬ。大將の隨身をもこそ、むかしの事、げにの見ねば去らず、いとゆゝしく、誠に花を折るといふこれにやど、めでたう面去るかりし。左大將殿の隨身は、赤地の錦の色も紋も目なれぬ。また、このましきを、情なきまで、さながらだみて、ませに、山吹を白がねにてうちものに、して、ひしどつかけたり。花の色かさなりなごまで、こまかにうつくし。露を水晶の玉にておきたる朝日にかゝりやきて、すべていみじうぞ見ゆる。西園寺の隨身もおなじ錦なれど、松をむすびて、鶴のまるを、白と黄とにうちてつけたる。山吹よりは、にはひなく見ゆ。さまゝの神寶神馬幣帛など、夜もすがらの、しりあかして、又の日の暮つかた、かへらせ給ひぬ。

○一の左に云々。舞人を左右に分ち、左の一番にまふものをいふ。○好みどゝのへては、好みの装束を、つくりどゝのへてとあり。○過したるほどは、通冬よりは、年齢の甚しくすぎたるをい

なごの二字印
本にない一
つよりて補ひ

ふ。○小きに云々は。いとちいさき童なる通冬と、立ちならびたれば、そのさまの見にくきこと
は、たどふるものなしとの意。○むづかしさには。煩はしく厭はしきと云ふ。こは地の調な
り。○大將の隨身は。弘安禮節に、大將大臣八人とあり。○花ををるは。花を折りてかざすに
て、艶には赤やかなるをいふ。○赤地の錦を云々。こは狩衣なるべし。○なさせなさまで云々。
なさせなさは、無情にて、あまりと思ふまでの意、さながらだみては、すべていろどりするをい
ふ。○ませは。籬にて、籬に山吹の花のさきたるさまを、銀の打ものにして、つけたりとなり。
打ものは、金屬を打ち鍛へて、つくりたるをいふ。○花の色云々。山吹の花の色あひ、瓣のかさ
なりたるさまなど、細密に美麗なりとなり。○露は。山吹に置ける白露なり。○松をむすびて
は。松の模様を、糸にて結びつけたるものにて、即ちむすび狩衣なり。烟末々の巻に見えたり。
○山吹よりは云々。左大將經忠の隨身のきたる山吹の狩衣よりは、はえなく、艶ならすと云ふ。
○又の日の云々。續史愚抄に、廿四日庚戌、自石清水行幸還御とあり。

れなご四月十七日、賀茂の社に行幸なる。上達部など、多くいさきにれなご。衣がへの下
がさねども、けぢめなくすいしげなり。別當賀朝の下部、このたびの十二人、からむに、雉の尾
をまろうち違へてつけたる、これもけぢえむに、このましげなり。明くる日の祭なれ
ば、かむだちの方うちつき花やかにかねもしろし。今日の使は、徳大寺中將公清なり。春
宮大夫公賢の聲にておはすればにや、左大臣賀泰の大炊御門富小路御家よりぞいでた、

いひの二字印
本に脱せり
ひつよりて補

れける、人がらといひ、よろづめでたく見ゆ。萌黄の下がさね御家の紋のもからと、いろ
いろに織りたりしにや、近比のつかひに似ず、いとみじくさらめさ給へり。中宮の
使は、亮藤房なり。この頃時にあひたるものなれば、いと清げに、劣らぬさまなり。

○賀茂の社に云々。續史愚抄に、四月十七日壬申、雨、行幸賀茂下上社、即還御、行幸上卿春宮
權大夫具親、辨左中辨成輔朝臣、奉行藏人頭中宮亮藤房朝臣とあり。○衣がへは。四月の朔日、
冬の衣を、夏衣にあらたむるなり。其儀、公事根源に載せて、宮中の御帳、帷、壁代、疊などを
もかふるよし見えたり。○けぢめなくは。衣がへなれば、みな生絹の下襲にて、いづれもおなじ
さまに、すいしげに見ゆとなり。○かちむは。装束色裳に、張良傳曰、老父衣褐、陸佃曰、黃黑
色、今俗謂之茶褐色云々、褐は今の茶色に當る、かちむとは、褐を、妾にはねて唱ふるなるべし
とあり。さて、茶色の衣に、雉の尾のかたを、両方よりうち違へさまに、白糸をもて結びつけた
るなり。○けぢえむは。掲焉にて、さはやかなる意。○祭なれば。賀茂祭にて、四月中酉日行は
るゝなり。○かむだちは。神館にて、賀茂の齋館なり。神道名目類聚抄に、神事潔齋ノ時、神官參
籠スル所ナリと見え、花鳥餘情に、神館は、たすど、御祖との間に、かきみちといふ所にあり
といへりと見えたり。○うち續きは。行幸についで、祭あるをいふ。○今日の使は。祭の使を
いふ。公事根源に、當日の使は、近衛の中少將つとむとあり。續史愚抄に、十八日癸酉、賀茂
祭、近衛使左少將公清朝臣、中宮使亮藤房朝臣藏人頭とあり。○左大臣は。賀泰にて、公清の外

鼻公賢の父なり。○人がらは。其人の分際之意。○御家の紋は。徳大寺家の紋所をいふ。立車記に、徳大寺左大臣實能公の時より、木瓜を家紋とせるよし見え、雲上明鏡にも、此紋を載せたり。○もかうは。木瓜にて、窠の紋なり。窠の紋の事、老の波の巻に註せり。さて萌黄色の下襲に、窠の紋を、色々に織りこみたるをいふ。○時にあひたるは。この藤房は、このころ君龍を蒙り、勢を得たる人なりとなり。

その廿七日に、任大臣の節會れこなはる。左大將經忠右大臣にならせ給ふ。内大臣冬教左にうつりたまへば、右大將實衡内大臣になさる。又の日やがて右大臣殿大饗行ひ給へば、尊者には内大臣参りたまふ。近衛殿この頃は御惱がちにてのみ臥し給へれど、今日後字多の御悦に、めづらしきいのでゐさせ給へり。法皇は、今は大覺寺殿にのみおはしませば、大炊御門の式部卿のみこの御家を、内大臣殿申しうけて、なまじ日大饗たまふ。尊者には右の大臣、やがて我御家の大饗はつるまゝに、ひきつれてわたり給へり。あるじもまれ人も、大將かねたまへれば、隨身もえならずけいめいして、かたみにけしきとりかはしたる、いとおもえろし。あるじのれど、琵琶、右衛門督兼高筆樂、隆資朝臣笙、室町三位中將公春琴、教宗朝臣笛、有頼宰相拍子とりて、遊びくらし給ふ。御前の物どもなど、常の作法にことをそへて、こまかにきよらなり。

この頃印本に近頃さあり一本によりて改めつ御儀一本御記さあり

たまへれ印本への字なし一本によりて補ひつ

○任大臣の節會は。大臣に任せらるゝに依て、節會を行はるゝなり。上に註せり。○大饗は。大臣大饗にて、宴會をひらきて、公卿を饗するなり。尊者は、宴席につらなる上客をいふ。いづれも新島守の巻に見えたり。○今日の御悦は。近衛家平は、右大臣經忠の父あれば、其任大臣をよろこびて、病をつとめて、宴席に出でたりとなり。○式部卿のみこの家は。大炊御門京極にあり。常盤井殿といへり。上に見えたり。さて大臣大饗に、然るべき所を、申しうけて行はるゝは、故實なる事、徒然草に、大臣の大饗は、さるべき所を申しうけて行ふ、つねの事なり、宇治左大臣殿は、東三條殿にてこなはる、内裏にてありけるを、申されけるによりて、他所へ行幸ありけり、させる事のよせなければ、女院の御所などかり申す、故實なりとぞ見えたり。○ひきつれて云々。右大臣經忠の大饗を畢りて、直に主客打つれて、常盤井殿にゆきたりとなり。○あるじも云々。主人實衡は、右大將をかね、尊者經忠は、左大將をかねたり。○けいめいは。經營にて、設けいとむ意。既に註せり。○けしきとりかはしたるは。左右大將の隨身、互に様子をつくりたるさまをいふ。○右衛門督は。いかなる人にか。公卿補任元亨四年の條、欠けてなければ、詳に知りがたし。たゞし、兼高は、非參議なれば、右衛門の督、全く別人にて、恐らく兼高の上に、脱字あるべく思はる。○御前の物ども云々。尊者の御前をはじめて、するわたす膳部ども、その他の儀は、例の作法よりも、こまやかにて、一層丁寧に美麗をつくされたりとなり。

その後いくはとなく、右大臣殿の御父君前關白殿家平、御惱重くなり給ひて、御ぐしお

これらさる印本にあらすさあり

一本によりて
改めつ

左兵衛督一本
左衛門督一本
あり

るさる。にはかなれば、殿の内の人々、いみじう思ひさわぐ。大かた若くてぞ、すこし女にもむつまじくおはしませて、この右大臣殿などもいでき給ひける。中頃よりは、男のみ御傍にふせ給ひて、法師の兒のやうにかたらひ給ひつゝ、ひとりわたりづゝ、いと花やかに時めかし給ふ事、けしからざりき。左兵衛督忠朝といふ人も、かぎりなく御おぼえにて、七八年がほど、いとめでたかりし。時すぎてその後は、成定といふ諸大夫いみじかりき。

○御ぐしおるさるは。續史愚抄に、元亨四年三月二十九日乙卯、前關白左大臣家平落訪、法名
〔四十三歳とあり。〕○法師の兒云々。法師の、女に近づかずして、兒をのみ愛するが如くにと
なり。○ひとりわたりづゝ。諸本みなかくのことくなれど、おもふに、わたりは、ふたりの誤に
て、一人二人宛にや。さらでいさこえがたし。○右兵衛督忠朝は。公卿補任に見えざれば、督
は、佐の誤にや。尊卑分脈花山院家忠の裔に、正三位長忠の子、從六位右兵衛督刑部卿忠朝とある
人なるべし。○御おぼえは。寵幸せらるゝをいふ。○諸大夫は。もと攝關大臣の臣にして、後殿
上をゆるされ、高官にすゝむものなり。烟の末々の巻にも註せり。

この頃は又、隱岐守頼基といふもの、重なりし程より、いたくまどはし給ひて、昨日今日
までの御召人なれば、御ぐしおるすにも、やがて御供仕うまつりけり。病おもらせ給ふ

給へる一本給
へつるさあり

はども、夜晝御傍はなたすつかはせ給ふ。既にかぎりになり給へる時、この入道も御後
にさふらふに、よりかゝりながら、さど御覽に返して、家平「あはれ諸共にいでゆく道ならば、
うれしかりなむ」どの給ひもはてぬに、御息とまりぬ。右大臣殿も、御前にさふらはせ給
ふ。かくいみじき御氣色にてはて給ひぬるを、心うしどおはされけり。さてその後、かの
頼基入道も病づきて、おど枕も知らず、まどひながら、常は人にかしこまるけしきにて、
衣ひさかけなせしつゝ、やがて参り侍るくと、ひとりごちつゝ、はせなくうせぬ。栗田
の關白のかくれ給ひにし後、夢見すとなげさしもの、心ちぞする。故殿のさばかり思
されたりしかば、とりたるなめりとぞ、いみじかりあへりし。

○まどはしは。まつはしとおなじく、懐かしみつきまどはしむる意にて、常に側をはなたす候せ
しむるなり。○昨日今日までの。たゞいまの意。○御召人は。召しつかはれて、寵遇をうけし
人の意。○御供つからまつりは。家平とおなじく出家するをいふ。○さどは。俗に、ふとといふ
意なり。○いでゆく道ならば云々。汝ともるどもにゆかるゝ冥途ならばとの意。○御息とまりぬ
は。常樂記に、正中元年五月二十二日、近衛前殿家平薨とあり。かくいみじきは。かく甚しく見
にくき様子にての意。○おど枕も知らずは。前後もまらず、もがさきはるをいふ。あどとは、足
の方にて、枕とは、頭の方なり。古今集誦諧歌に「枕よりあどより戀のせめくればせんかたなみ

はれし事、上の秋のみ山の巻に見え、はた五月にも、法皇の御所に於て、歌合ありし事、新後拾遺集に見えたれば、御惱重くならせ給ふは、五月の末にて、こゝに四月とあるは誤なるべし。○御修法は、續史愚抄に、五月廿九日甲寅、爲法皇御惱御祈、於大覺寺殿、被始行五續法云々あり。○またくは、御惱御産等の御祈にて、御修法行はれし上に、こたび御惱によりて、またく始め行はれたりとなり。○かしはばさみは、冠の纓をわがねて、白木をもて挟みたるを云ふ。武官の冠は、通常かくの如くするなり。文官も、非常の事あるときは、かしはばさみして、参内する例なりとぞ。○遙けき峨嵯野は、内裏より、後宇多法皇の御所なる、大覺寺にかよふ道なり。○れうの御馬は、左右馬寮の御馬をいふ。三内口決に、禁中ニハ、被置左右馬寮、被繫御馬役、是ヲ號寮ノ御馬候とあり。○むげにたのみなき云々。御危篤のよしを奏すればとなり。○大覺寺殿へ行幸云々。おぼしいづの下、行幸の記事なく、たゞちに法皇御對面のさまを記したれば、文意通せず、脱文あるべし。さて行幸のことは、續史愚抄に、六月十六日庚午、依法皇御不豫増氣、主上行幸大覺寺殿、爲御逗留儀、廿二日丙子、自大覺寺殿、行幸遠御とあり。○萬の事とも云々。御門法皇御對面ありて、さまぐの御物語あるをいふ。○性圓とさこゆる云々。此法親王の御母は談天門院にて、皇胤紹運録に、二品大覺寺後宇多法皇御附法とあり。○みそうみまき云々。庄園御牧にて、數多の庄園御牧を、大覺寺に寄附し給ふとなり。○のりのあるとは。釋氏要覽に、阿含經云、佛爲說法主、今古皆以說法知法之僧、爲法主、如僧數羅漢導日當爲萬人法主と見えたり。さてこれは法皇の御遺勅なり。○さやうの事云々。後醍醐天皇の詞なり。○見給

へざらむとは。崩御の後をいふ。○後めたからぬは。後目いたからぬにて、願慮し給ふ所なかるべし様に、法皇に聞えあげられしなり。

その後御孫の春宮行啓あり。世をまろしめさむときの御心づかひなき、いまずこしこまやかに聞えまらせ給ふ。宮は先帝の御かはりにも、いかで心のかぎり仕うまつらむと、あらしおぼされつるに、あかず口をしうて、いたうまはれさせ給ふ。御門の御なからひ、うはべはいとよけれとも、まめやかならぬを、いと心苦しと思さるれど、こどいで給ふべきならねば、只大かたにつけて、世にあるべき事ども、又この頃すこし世にうらみあるやうなる人々の、我御心には、あはれとねばさる、などあまたあるをぞ、御心のまゝなる世にもなりなむ時は、必ず御用意あるべく、など聞え給ひける。中御門の大納言經繼、六條の中納言有忠、右衛門督教定、左衛門佐俊顯など聞えし人々の事にやありけむ。

○世をまろしめさむ云々。天下を治め給ふべき御心得なきを、細密に法皇の仰せありとなり。○先帝の御かはりにも云々。東宮のおぼしめすさまなり。法皇を、御父後二條天皇の御かはりとして、何とぞ、孝養をつくし奉らんと思されつるに、法皇のかくたのみすくならせ給へるを、飽かず口惜しうなげき給へるよしなり。○あらしは。あらかじめ、はかり思しめすをいふ。○

かばり印本が
いりあり今
一本によりて
改めつ

さての二字印
本に脱せり
本に給ふる
給ひぬる
本に給ふる
ありぬる
りて改めつ

心ほそく云々
給ひぬるに
印の百三十五
て印の百三十五
二ひの御事
今二ひの御事
補一字に作れ

御門の御なからひ云々。法皇の思しめすさまなり。後醍醐天皇と、東宮邦良親王との御なからひ
のうはべにり、うるはしく見えさせ給へども、内々の、ひつまじからずはしますを、心ぐるし
くおぼさるれど、打いで、の給ふべきならねばとなり。○大かたにつけて云々。これも法皇の御
遺勅なり。大かたの。大凡の意にて、かく東宮の御位にて世におはしますべき御心得の大概、及
び御即位の後には、まかしくと、御用意の事を示し給へる意也。○このころ云々。當時不平をい
だける人々にて、あはれと思しめすをば、必ずわけ用ひ給ふべしと、仰せられしとなり。

さてその夜は、とまり給へるもまろしめさで、夜うち更けて、少し驚かせ給ひて、後宇多春宮は
いつかへり給ひぬるごとの給ふに、うちこわづくりて、近く参り給れば、「いまだおはし
ましけるなごて、いとらうたしと思されたる御氣色あはれなり。大方のけしき、院の内
の、かいまめりたるありさまなど、よろづおぼしめぐらすに、いと悲しきこと多ければ、
邦良宮うちなき給ひぬ、心ほそくういみじとのみおぼさるゝに、正中元年六月廿五日終にか
くれさせ給ひぬ。御年五十八にぞならせ給ひける。後宇多院と申すなるべし。御門又御
服たてまつる。わけくれぬむごるにけうし奉り給ふさま、いとかたじけなし。御女の皇
后宮とさこえし、今は達智門院と申すも、まいて一所とのみ頼み聞えさせ給へるに、心
ほそくういみじと思し歎く事かぎりなし。

○とまり給へる云々。東宮大覺寺殿へ御滞留ありしを、法皇まろしめさすしてとなり。○うちこ
わづくり云々。東宮のせきはらひして、法皇の御そば近く、参り給へるをいふ。○かいまめりた
る云々。御臨終もちかづきたれば、御所の内の打をれたるありさまをいふ。○心ほそく云々。
頼み奉り給へる法皇の、かくならせ給ひつれば、東宮も他による所なく、心ほそくおぼしめすと
なり。こは、上に見えたる、みかど東宮の御なからひの事を、含ませたるなり。○かくれさせ給
ひぬは。一代要記に、元亨四年六月二十五日、於大覺寺崩御、號後宇多院、年五十八とあり。○
御服たてまつるは。御喪服をめし給ふなり。さてこゝに又とあるは。これよりさき、元應元年十
一月十五日、御生母談天門院崩じ、今また法皇御事あるをもて、まかいへり。○けうし奉りは。
孝養をつくし給ふをいふ。○達智門院は。法皇の御一女、談天門院の御はらなり。○一所をのみ
云々。御生母談天門院は、先年かくれ給ひ、今は御父後宇多法皇一所をのみ、頼みに思されしを
いふ。

ひかしの内侍頼子のかひの殿、ちかごろ院號ありて、萬秋門院とさこゆるも、故院後宇多の御かけ
にてのみ過し給へれば、より所なくあはれげなり。御四十九日は、八月十日あまりの程
なれば、世の氣色何となくあはれなるに、女院宮たちの御心のうちども、朝霧よりもは
れまなし。十五夜の月さへかきくもれるに、故院の御位の時に、宰相典侍とてさぶらひ
しは、雅有の宰相のむすめなり。その世のふるき友なれば、かなじ心ならむと思しやる

かむの殿かむ
の君さしたる
本ありの四
字印本に
補一本に
御位印本に
の字なし
つにりて補ひ

本に脱せり今
空一本に脱せり今
影ひ新千載集に
あり

まくに印本ま
くにはさあり
改めつ

も、むつまじくて萬秋門院よりのたまひつかはす、

仰きみし月もかくる、秋なればことわり忘れどくもる空かな

いとあはれに悲しと見奉りて、御かへし宰相典侍、

ひかりなき世はことわりの秋の月涙そへてやなほくもるらむ

瑞子女王皇子西花門院など、いづれもおぼし歎く人々ねはかり、春宮もいと戀しく、哀どの

み思ひ聞え給ふまゝに、御法事をぞまめやかに勤めさせ給ひける。大覺寺にては、性圓

法親王とりもちて行はせたまふ。御門春宮後醍醐天皇の御法事は、龜山殿の大多勝院にてつとめ

らる。

○内侍のかひの殿は。圓明寺關白實經の女、もと後二條天皇の侍なり。かひは、かみの音便に

て、侍は、内侍の長官をいふ。女院小傳に、萬秋門院、項子、元應二年三月廿六日准三宮、

五十三、同日院號定と見えて、後宇多法皇の寵幸あさからざりし事は、浦千鳥の巻にあり。○よ

り所なくは。法皇崩御あれば、外に頼むべきかたなきをいふ。○四十九日は。人死して後、四十

九日に至れば、魂魄定まりぬとて、法事を修するなり。釋氏要覽に、人亡毎至七日、必營齋薦、

謂之累七、又云齋七、瑜伽論云、人死中有身、(冥間化起一相、似身傳識、期之中有、)若未得生

緣、極七日止、(中陰經云、中有極壽七日、)若有生緣即不定、若極七日、必死而復生、如是展轉生

死、乃至七七日止、自此已後、決定得生云々と見えたり。さて、法皇の四十九日は、續史愚抄

に、八月十三日丁卯、故院七七日、先被定御誦經使云々とあり。○ふるさ友あれば云々。萬秋門

院、いまだ侍にて、後二條天皇につかへ給ひし時の友なればの意。○おなじ心云々。我と同じ

心に、法皇の崩御をかなしみ居る、ならんどの意なり。○あふき見しの歌は。新千載集に、後宇

多院かくれさせ給ひての八月十五夜の月、くもりて侍りけるに、宰相典侍につかはしける。萬秋

門院とあり。さて一首歌の意は。法皇のかくれ給ひて、皆人のかなしめる年の秋なれば、其こと

わりを忘れとて、こよひ十五夜の空さへ、かきくもる事よとなり。上二句は、法皇の崩御にたど

へていへるなり。○ひかりなきの歌。日月の光と頼み奉れる法皇の、崩御ましくたれば、十五

夜の空のかさくもりて、月影の見えぬもことわりなり。まして法皇をかなしみ奉る人々の涙のそ

はりて、いよ／＼空もかさくらしたる事ならむ、さればこそ月も見えぬとの意なり。○永嘉門院

は。法皇の妃、宗尊親王の御女なり。女院小傳に、永嘉門院瑞子元亨四年七月廿九日出家、(妙法

智、五十二、)後宇多五七日也とあり。○西華門院は。こも後宇多法皇の妃、後二條天皇の御母に

て、内大臣具平の女なり。○御法事は。四十九日の法事なり。○御門春宮の御法事は。御門春宮

のいとなませ給ふ法事なり。○大多勝院は。上に見えたり。

あはれ／＼といひつゝも、過ぎやすき月日のみうつりかはりて、年もかへりぬ。おどい

しばかりより、又重ねて撰集の事仰せられしを、爲世の大納言二度になりぬればにや、

爲藤の中納言にゆつりしを、いくはどなく、かの中納言惱みてうせぬ。いといとほしう

年もかへりぬ
印本に年々こ
あり一本によ
りて改めつ

あつての文字
及びその下
なる文字一
に今一本
に字印本
やがての下
十本印本
す本印本
補ひつ

爲定を求め出して、もとの如く家をつがせて、事れだやかにとりはからひしとなり。

そのころなが月ばかり、まだまの、めの程に、世の中いみじくさわざの、しる。何事にかと聞けば、美濃國の兵にて、土岐の十郎と頼兼かや、また多治見の藏人などいふ者をも忍びのぼりて、四條わたりに立ちやどりたる事ありて、人にかくれてをりけるを、早う又告げまらするものありければ、俄にその所へ、六波羅よりおしよせて、からめとるなりけり。あらはれぬとや思ひけむ、かのものどもは、やがて腹切りつ。又別當資朝、藏人内記俊基、れなせやうに武家へとられて、さびしくたづねとひ、まもりさわぐ。事のおこりは、御門世をみだり給はむとて、かの武士どもを召したるなりとぞ、いひあつかふめる。さてその宣旨なしたる人々とて、この二人をも、あづまへ下して、誠むべしとぞ聞ゆる。いかさまなる事の出でくべきにかと、いとおそろしくむづかし。

○そのころなが月。正中元年九月十九日也。○まの、めは。曉をいふ。太平記に、元徳元年九月十九日の卯の刻に云々とあり。但し元徳といへるの誤りなり。卯の刻は、今の午前六時頃をいふ。土岐の十郎。源頼光の裔にて、尊卑分脈に、土岐頼貞の子頼兼とあり。太平記に頼貞とし、同天正本に頼員とし、保曆間記に頼時に作れるの、並に誤れり。○多治見藏人の。土岐の一族なり。○四條わたりに云々。太平記に、多治見が宿所、錦の小路高倉、土岐十郎が宿所、三條

程は印本程に
より改めつ
事ども印本
もに作りよ
をよし一本
り並に一本
よれり一本
し印本
ばさありし
つよりて

堀河へ寄せけると見えたり。いづれも四條近きところなり。○告げまらするもの云々。土岐の一族、土岐左近藏人頼春、御企のよしを妻にかたり、妻これを其父六波羅の奉行齋藤利行に告げしかば、事あらはれしよし、太平記に見えたり。○別當資朝の。權大納言俊光の子にて、別當の檢非違使別當なり。元亨二年正月十三日別當に補し、正中元年四月廿七日權中納言に任じて、別當をやめたれば。こゝに別當とあるの誤れり。○藏人内記俊基は。大學頭大内記種範の子なり。○武家へとられて云々。續史愚抄に、九月廿三日丙午、六波羅執日野前中納言資朝、前藏人大内記俊基等と見え太平記に東使長崎四郎左衛門泰親、南條二郎左衛門宗直二人上落して、五月十日、資朝俊基兩人を召取奉るとあり。但し五月十日は誤れり。○世をみだり給はんは。北條氏を滅さむ事をはかり給へるをいふ。帝王の世をみだり給ふとは、名義をいからぬかさざまなり。○かの武士は、土岐多治見の類をいふ。○宣旨をなしたるは。北條氏追討の宣旨を下したるをいふ。○二人をも云々。資朝俊基を鎌倉に下せる事、太平記に見えたり。

故院おはしまし、程は、世ものどかじめでたかりしを、いつしかかやうの事ども出でさぬるよと、人の口やすからざるべし。正應にも、淺原といひしさわきは、後嵯峨院の御そらふんを、あづまよりひき違へし御恨とこそは聞えしか。今もその御憤の名殘なるべし。過にし頃、資朝も山伏のまねびして、柿の衣にあやむ笠といふものきて、あづまの方へ忍びて下れりしは、少しはあやしかりし事なり。はやうかゝる事どもにつけて、あ

かくよはひかたふきて、餘命いくばくもなき、此乳母をみすて給ひて、いつくへおはしますにや、君ひとりのみ、いかでかやり奉らむと也。○故院聞えつけさせ給云々。後宇多法皇、東宮邦良親王の御事を、永嘉門院に申し給ひて、其御母代とし奉れるをいふ。○ひとつ院の。土御門萬里小路殿なり。○故院の姫宮を云々。祿子内親王なり。後宇多帝の皇女にて、御母の宗尊親王の御女掄子女王なれば、永嘉門院の姪にあたり給へり。さてこの姫宮の、御叔母永嘉門院の傍にかしづかれ給へりしと、皇太子の御息所にあはせ奉れりとなり。上欄の系圖を見るべし。○またなきさまに云々。邦良親王と祿子内親王の御中らひをいふ。

ならねば印本
にあらば印本
あり今一本に
よれり一本に
土用の下二本
あり入るの二字
めさ一本に定
めさあり

さてあるべきならねば、常の行啓のさまにて、先帝のおはしましたし、北白川殿へぞ入れ奉らせ給ひぬる、土用のほどにて、しばしおはしますさへいどかなし院號なごの沙汰もあるべくこそ、されどおはしましたし、時にその事はよしなかるべく、仰せられおきしかば、内よりも聞え召しすくしけり。晝の御座のよそひどりこぼち、火たきやなどかき拂ふ程猶うつゝ、ともおぼえず。堀川の女御の「見えしかもひの」などの給ひけむは、この世ながら、御心との御おかれなれば、さらやまじくさへおぼゆさしわたりてのわはれはさておきて、先帝の御位ながらうせ給へりしに、おぼゆる又かくなればなるやうにて、おさましければ、世の人の思はむ事も心うくや方ならぬ歎にそへたるうれへ、いはひ方なし。大方我身をかきりはとぬると思ふ入のみ多かりき。

御位印本位さ
あり一本によ
思ひて一本に
思ふらん一本に
思ふらん一本に

○常の行啓のさまにて云々。また御存命の体にて、土御門萬里小路殿より、北白川殿に遷し奉るなり。北白川殿は、上に見えたり。○土用のほどにて云々。土用中土を犯すは、大に悪しきよしなれば、御葬送をもはかり給へるなるべし。假名曆略註に、土用とは、土の氣始て事を主とる日也。凡一歳の内、五行の氣、互に循環して、以て四時をわかし、もつて歳序をなす也。春は木氣事を主り、夏は火氣事を主り、冬は水氣事を主る、每氣七十三日有奇を主る也、唯土は中央に有て、四季に應して、各十八日有奇を主る也、其始の事を主る日を、土用の入とす、都て、土用の中は、造作、修造、柱立、礎、或土を動し、井を堀、壁ぬり等、一切土を犯すに大に悪しとあり。○よしなかるべく云々。院號を奉るは無益なりと、御遺令ありしをいふ。○晝の御座は。常の御まし所なり。○火たきやは。衛士の、夜中に火をたきて、東宮をまもり奉るところなり。○堀川女御の云々。後一條天皇の太子小一條院の女御にて、堀河左大臣顯光の女なり。後拾遺集雜に、小一條院東宮とさこえける時、おもはずに位かり給ひけるに、火たきやなどこぼちさわくをみて、よみ侍りける。堀河女御「雲るまで立のぼるべき煙かと思ひし思ひのはかにもあるかな」とある歌なり。こは薬花物語、及び大鏡にも詳なり。○この世ながら云々。邦良親王の、東宮の御位ながら、かくれさせ給へるにくらぶれば、小一條院の、御存命中、我御心と、東宮をのかせ給ひしこそ、思ひのこす事もなく、なか／＼にうらやましくおぼゆれとなり。○さしあたりてのあはれさは。まのあたりのあはれさは、其ま／＼にしての意。○先帝の位ながら云々。御父後二條天皇の、御位のま／＼にて、かくれ給へるだに、あかぬ心せられてかなしきに、また御子邦良親

開のつる印本
開のつる印本
開のつる印本
開のつる印本
開のつる印本
開のつる印本
開のつる印本
開のつる印本
開のつる印本
開のつる印本

王の東宮の御位のまゝにて、かくれさせ給へれば、なみくならぬ歎きに、打そへたるかなしきは、たごへんかたなしとなり。○大方我身をかぎり云々。東宮の薨じ給ふによりて、東宮つきの人々、または不平をいだきて引籠り、東宮の御即位をまちたる人々も、前途の望みつきぬと、思はぬはなかりしとなり。上文後宇多法皇の遺詔、及び次の文をもあはせ見るべし。

有忠の中納言先坊の御使にて東に下りにし、いつしかと思ふさまならむ事をのみ待ち聞えつる、踐祚の御使の都に参らむと、同じやうにのぼらむとて、いまだかしこにものせられつるに、かくあやなき事の出でさぬれば、いみじともさらなり。三月三十日、やがてかしこにて頭おろす、心のうちさこそはどかなし。

おほかたの春のわかれの外に又我世つきぬる今日のくれかな
○いつしかと思ふさまは。邦良親王、踐祚し給ふべき事をいふ。有忠卿、鎌倉に下りて、使命をはたしつれど、東宮踐祚し給ふべきよしの使、鎌倉より上洛せんとなり。同道せんとして、いまだ鎌倉に滞留せるをいふ。神皇正統記に、後宇多院かくれ給ひて、いつしか、東宮の御方にさぶらふ人々、そはく聞えしが、關東に使節をつかはされ、天位をあらそふまでの御中らひに成にさ、あづまにも、東宮の御事を、ひきたて申す聲ありて、御いささばかりのはじめとなりぬ。元亨甲子の九月の末つかた、漸事あらはれにしかども、うけたまはるおこなふ中、いふかひなき事いできにしかば、大方は事なくてやみぬ。其後はどなく、東宮かくれ給ふと見えたり。○あやな

き事は。東宮薨じ給るをいふ。○かしこにて頭おろすは。公卿補任に。嘉暦元年、前權中納言正二位源有忠、月日出家於關東、法名賢忠とあり。○おほかたの歌。世間一般に、今日をかぎりどくれゆく春のわかれの外に、おのれは、かく世の望みもつきはて、出家すれば、今日をかぎり、俗界をも出離する事となり。春の別は、春宮にわかれたてまつるにかけていへり。我世つきぬるは、次なるむら時雨の巻、世良親王薨去の條に、御めのどの源大納言親房、我世つきぬる心ちして、とりあへず頭おろしぬと見え、源氏物語浮船の巻にも、鐘の音の絶ゆるひききにねをそへて我世つきぬと君に傳へよとありて、むねどわが壽命のつきて、死する事にいふ詞なれど、それより轉じて、これはたゞ、うき世の塵をはなれて、出家するをいへり。さて、この歌によりて、卷の名とせり。

都にも前の大納言經繼、四條三位隆久、山井の少將敦季、五辻の少將ながとし、公風の少將、左衛門佐俊顯など、皆頭おろしぬ。女房には御息所の御方、對の君、帥の君、兵衛督、内侍の君など、すべて男女三十余人、さまかはりてけり。やむことなき君の御時も、かくばかりの事はいとありがたきを、佛なごのあらはれ給ひて、殊更にまよひふかき衆生を導き給ふかどまで見えたり。御本性のいとなごやかにおはしまし、かば、近う仕うまつるかぎりの人は、年比の御名残を思ふも、いと忍びがたさうへ、大かたの世にもさしはなたれて、身をやうなきものに思ひすつるたぐひなど、さまくにつけて、いとひそむ

いさ忍ひがた
うき世の塵
二文字印本
しなれし本
はなれし本
なれし本
なれし本
なれし本
なれし本
なれし本
なれし本

公風印本古風
よりて改めつ

くなるべし。

○前の大納言經嗣云々。この有忠、經嗣、俊顯などは、世に恨みある人なるよし、上に見えたり。四條三位隆久は、公卿補任に、正二位とあれば、三位は誤れり。○對の君は、御乳母なり。○やむことなき君も云々。聖の君の崩し給へる時にても、かくの如く、追慕の情にたへずして、かくあまた公卿、女房たちの出家せられしは、稀なりとなり。○佛などのあらはれ云々。さるはこの邦良親王は、佛の權化などにて、迷ひふかき人々を、濟度し給はむとて、殊更に生れ給ひ、また早世もせさせ給へるに、かど、おもはるとなり。さて衆生とは、釋氏要覽に、梵云僕呼善那、此云衆生、謂衆緣所生故、祐法師云、衆共生世、故名衆生、(中略)證契大乘經云、衆生者何義、佛言、是情想和合、所謂地水火風空識色界人緣起、及因業果會對而生故とあり。○なごやかは。柔和なるをいふ。○大かたの世にも云々。みかど、東宮の御なからひ、むつまじからずればしければ、東宮薨じ給へるうへは、朝廷にも用ひられざるをいふ。○やうなきものに云々。やうは、益の字音にて、世にも用ひられず、さしはなたれては、かくてあらんも、無益のわざと、我身と思ひすてたる類もありて、出家せるならんとの意なり。

若宮三所姫宮などもおはしましけり。御息所の御腹にはあらねど、いつれをも今は昔の御かたみと、あはれに見奉らせたまふ。四月のすゑのかた夏木立心よげにしげりわたれるもうらやましくながめさせ給ふ。晴がた郭公のなきわたるも、いかにしりてか

と、御涙のもよほしなり。

もろともなきかましものをはと、ぎす枕ならべし昔なりせば

○若宮三所は。康仁、邦世親王、及び深守法親王にて、姫宮は瑤子内親王なり。○御息女の云々。康仁親王の御母は、權大納言源定教の女にて、深守法親王の御母は、尾張局あり。○いつれをも云々。此宮たちを、東宮の御かたみと思しめせば、我御腹ならねど、寵愛し給ふとなり。○いかにしりてかどは。わが悲しき心を、いかに郭公の知りて、かくはなくならむとの意にて、本歌あるべけれど、今もとめえず。○御涙のもよほしは。御涙のたねとなるをいふ。○もろともにの歌。かく郭公のなきわたる聲も昔ならば、東宮ともろともに聞くべきものを、今は東宮もまします。たゞ一人にてさくがかなしさにたへずとなり。

まことや、例のさきに聞ゆべき事を、時たがへ侍りにけり。兵衛督爲定、故中納言のあとをうけて撰びつる撰集の事、正中二年十二月の頃、まづ四季を奏するよし聞えしのこと、この程世にひろまれるいとおもしろし。御門ことの外にめでさせ給ひて、後拾遺とぞいふなる。中宮大夫師賢うけたまはりて、この度の集のいみじきよし、さまゝ仰せつかはしたるに、御返しに爲定、

今ぞまゐるおつむる玉のかすく、に身をてらすべき光ありとは

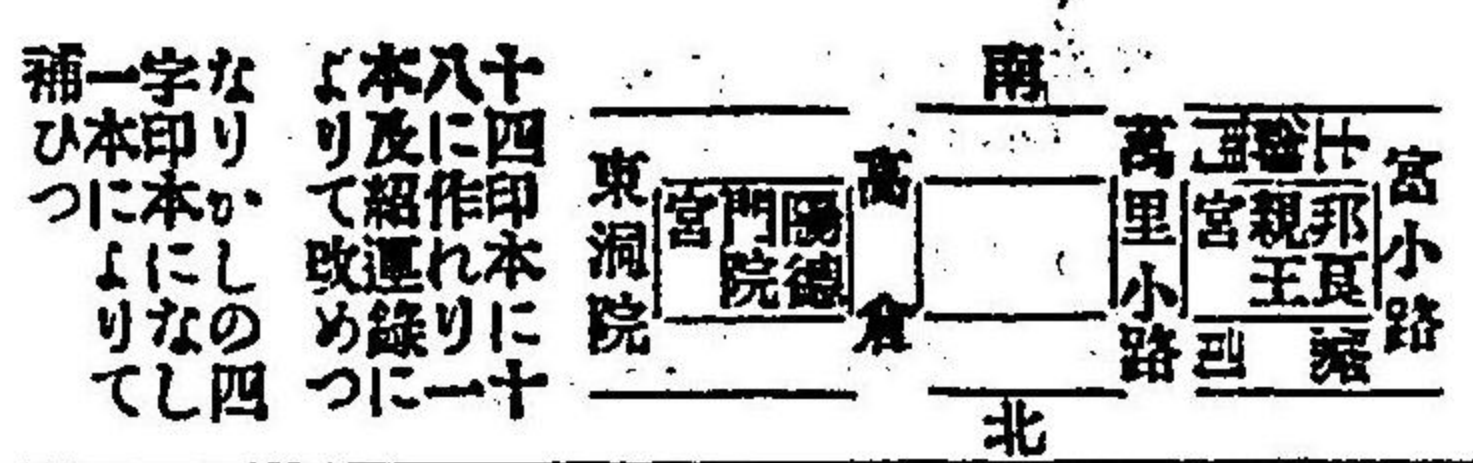
御返し、内の御製、

うけて印本一
けつて印本一
つに作る本一
より作る本一
改
うけて印本一
めつに作る本一
いみじきよま
印本にありき
本にありき
印本にありき
あつむる玉を
めつに作る本一
玉に作る本一
さばりありし
もに作る本一
一もに作る本一
改
改

人々印本
もさあり一本
つりて改め

の節會行はる。陣の座より引きわたして、持明院殿に人々まゐる。院の殿上にて、祿なご
たまはる。常の事なれど、俄にいとめでたし。

○爲定のはらからは。權大納言爲道の女にて、後に三位の局といへるよし、紹運録に見えたり。
○中宮の宣旨は。中宮にたら給へる時の宣旨を、とり傳へたる女房と云ふ。また春宮の宣旨、關
白家の宣旨などもあり。後には、宣旨をとり入れたるには、あらねど、まか號するもありしよし。
有職問答に見えたり。○宮の内侍は。中宮の内侍なり。右近衛中將公賢の女にて、太政大臣公賢
の養女なり。○次々いとあまは、正中元年恒良親王、同二年成良親王、嘉暦元年義良親王、(後
村上帝)生れ給へり。○藤大納言の御腹云々。太平記に、第一の宮尊良親王は、御子左の大納言
爲世卿の女、贈從三位爲子の御はらにておはせしと、吉田の内大臣定房公養君にし奉り云々とあ
り。○二の御子は。世良親王にて、御母は參議宗俊卿の女、遊義門院一條也。○御あづかりは。
養育し奉るをいふ。○この度いかで云々。こたび皇太子邦良親王薨じ給へるをもて、何ぞぞ諸皇
子の中をえらびて、皇太子に立て奉らむと、おぼし給へるをいふ。さてこの事につきては、使を
關東に下して、北條氏を諭し給ひし事など、梅松論、太平記等に見えたり。○けやけきは、さば
だちてはなはたしとの意。○陣の座よりは。立太子の儀によりて、陣座にまゐれる人々も、引き
ついで、後伏見院の御所なる、持明院にまゐれりとなり。○院の殿上は。持明院の殿上なり。
さて、江次第立太子の條に、立太子の儀をはりてのち、公卿以下、皇太子の宮に参り、殿上の座
につきて、饗饌に預り、祿を給はる事を記せり。○常の事なればは。定れる儀なればも、今まで伺
候するものもなく、いとさうしかりし持明院に、かく公卿たちまゐりつとひて、俄にめでた
くなれりとなり。



八月になりて、陽徳門院の土御門東の洞院殿へ行啓はじめあり。先坊の宮は鷹司なれ
ば、間近きほどに、世のねどなひきこしめす。入道の宮、女院などの御心のうち、今さら
いとかなし。本院新院ひとつ御車にたてまつりて、先立ちて入らせ給ふ。行啓は、東の洞
院おもての棟門に、御車とめて、中門まで筵道をまきて、歩み入らせたまふ。御びひづ
らゆひて、いとさびはにうつくしげなり。十四ばかりにやおはしますらすむ宮づかさ
も、院の殿上人など、多くつかうまつれり。花ひらけたる心ちをもすべし。あはれある世
のなちひなりかし。

○陽徳門院の。後深草帝の三女、御母の太政大臣公相の女なり。○鷹司の。土御門萬里小路にて。
上に見えたり。○入道の宮の。邦良親王の御息所祿子内親王にて、女院の内親王の御叔母永嘉門
院也。前坊と同居し給へるよし、上に見えたり。○棟門の。櫓なくして、常の屋棟の如く造れる
門を云ふ。秋のみ山の巻に註せり。○筵道の。御道筋に、筵を敷きて、往來とするをいふ。○御
びひづらひ。童の髪結びさまなり。上にいへり。○十四ばかりにや云々。皇胤紹運録に、嘉暦
元年七月廿四日立太子、十四とあり。○宮づかさの。東宮の坊官にて、大夫、亮、大進、少進、
大屬、少屬などをいふ。○院の殿上人の。持明院の殿上人をいふ。内裏のみならず、上皇、皇太

子、女院等にも、各殿上ありて、皆定まれる殿上人ありしなり。○花ひらけたる云々。兩統迭立の約束をも引たがへて、みかど、同じ大覺寺殿の御流れなる、邦良親王を東宮にすゑ奉りしかば、持明院殿にて、ゆくささいかゝあらむと、おぼつかなくおぼしたりし程に、こたび、量仁親王太子に立ち給へれば、冬がれし草木の、のどかなる春にあひて、花のさきたらんやうなること、ちせらるべしとなり。こは、秋のみ山の巻に、本院(後伏見)は、廣義門院の御腹の一の御子(光嚴)を、この度、坊にやとおぼされしかど、ひき過ぎぬれば、いとほるけかるべき世にこそと、さうしくおぼさるべし、御歌合のついでなりしにや、いふくは都は春のときにあへどわがすむ山は花もひらけず」とあるをうけて、まかかきつるなり。

かくて今年も暮れぬれば、嘉暦も二年になりぬ。一の宮御かうぶりし給て、中務卿尊良親王とさこゆ。去年より、内に御どのの所して、わたらせ給ふ。正月の十六日の節會に、めぐらしく出で給ふ。御門も、後醍醐徳治の頃、帥にて、七日の節にいでさせ給へりしためし、おぼしいづるにや、大方ふるくは、皆さこそありけれど、近比はいたくかやうにはなかりつるを、御子たち、御冠ののちは、いづれも昔おぼえて、さるべきをりくいでつかへさせ給ふめり。

○一の宮御かうぶりし云々。續史愚抄に、嘉暦元年二月八日癸未、今上第一皇子尊良親王、於宮中被加元服、(被用保延例云々)加冠關白太政大臣冬平、理髮藏人頭左中將具行朝臣云々、此日親

十^かく^て云^々に^なり^ぬ
一^の宮^御か^うぶ^りし^給て^は
中^務卿^尊良^親王^とさ^こゆ[。]
去^年よ^り、^内に^御ど^のの^所し^て、^わた^らせ^給ふ[。]
正^月の^十六^日の^節會^に、^めぐ^らし^く出^で給^ふ。
御^門も、^後醍^醐徳^治の^頃、^帥に^て、^七日^の節^にい^でさ^せ給^へり^した^めし[、]
お^ぼしい^づる^にや[、]大^方ふ^るく^は、^皆さ^こそ^あり^けれ^ど、^近比^はい^たく^かや^うに^はな^かり^つる^を、
御^子た^ち、^御冠^のの^ちは[、]い^づれ^も昔^おぼ^えて[、]さ^るべき^をり^くい^でつか^へさせ^給ふ^めり[。]

王任中務卿、有叙品事、叙二品とあり。本書、嘉暦二年の事としたるは誤れり。○十六日の節會云々。正月十五日男踏歌、十六日に女踏歌とて、紫宸殿前庭にて行はる。公事根源に大かた、正月十五六日は、月の比なれば、京中の男女の、聲よく物うたふをめしつとへて、年始の祝詞をつくりて、舞をまはせなせられし故に、踏歌とは申なめりとあり。○めぐらしく出で給ふは。續史愚抄に、嘉暦二年正月十六日丙辰、節會、内辨左大臣冬教、外辨王卿中務卿尊良親王、右大臣經忠以下十五人參仕とあり。たゞし同書に、正月一日の小朝拜、元日の節會にも、參列し給ひし事見えたり。○徳治の頃云々。徳治は、後二條天皇の年號なり。この事は、續史愚抄に、徳治二年正月七日癸酉、節會、有出御、粉熟後入御、内辨某、外辨王卿太宰帥尊治親王、(親王參節會、近代頗希云、)内大臣道平、按察大納言實泰以下參仕、此日親王參内、依勅定權大納言師信風從云々と見えたり。○七日の節は。江次第抄に、此節以引白馬爲宗、故名曰白馬節會とありて、其儀、公事根源にも見えたり。○ふるくは云々。いにしへ元日白馬踏歌などの節會には、親王其儀式につらなり給へる例なりしが、近代は、諸公事みな皆略せられて、さる事もさこえざりしとなり。さて往昔親王の參列し給ひし事は、北山抄、江次第などに見えたり。○昔おぼえて云々。後醍醐天皇の皇子は、御元服の後、昔の皇子たちの如く、さるべき儀式のむしろには、列らせ給へりとなり。こはこの天皇、朝儀のすたれたるをおこさんの敬慮ましくまなるべし。建武一統の世に至りて、建武年中行事を撰び給ひしなどにも、思ひあはせらるゝなり。

今日の節會は、常よりことにひきつくるはるゝなるべし。みこはすはらのうへのさぬ

すはらの下印
本經忠の二字

諸師法の下の
の字及び法親
王の法の子印
本によりて補ひ
つにふたまり
行ふ印本に給
ふに作れり一
本によりて改
めつにあり一本
動むるあり一
本動むるあり一
めつにあり一本

の興福寺をいふ。○祭祝の。陰陽師のするむなり。

七佛薬師の法は青蓮院二品法親王慈道勤めさせ給ふ。金剛童子、常住院の道昭僧正、如意輪法道意僧正、五壇の御修法の中壇は座主の法親王行はせたまふ。如法佛眼は、昭訓門院の御志にて、慈勝僧正うけたまはり行ふ。一字金輪は浄経僧正、如法尊勝は桓守僧正、愛染王賢助僧正、六字法は聖尋僧正、准胝法は達智門院の御沙汰にて、信羅僧正つとめらる。その外猶本坊にて、さまざまの法とも行はせらる。

○七佛薬師法は。内野の雪、及びあすか川の巻に註せり。續史愚抄に、嘉暦元年十月十三日甲申。爲中宮御産進々御祈、於常盤井殿、被始行七佛薬師法、(阿闍梨青蓮院二品慈道法親王)普賢延命等法とあり。○青蓮院は。愛宕郡粟田口にあり。天養元年、大僧正行支の開基なり。慈道法親王は、龜山帝第十六の皇子、御母は、兵部卿時仲朝臣の女、神典侍なり。○金剛童子は。あすか川の巻に註せり。○常住院は。山城國愛宕郡にあり。○道昭大僧正は。諸門跡に、道昭大僧正、准三后、後光明寺攝政道經公男、圓明寺攝政實經公孫、行昭僧正弟子とあり。○如意輪法は。諸法要略抄に。如意輪息災書之、以輪寶化衆生、故名如意輪、此法有加星供云々とあり。○道意僧正は。太政大臣實兼の子なり。○五壇の御修法の事。上の内野の雪の巻に註せり。續史愚抄に、嘉暦元年六月十一日癸未、爲中宮御産御祈、於常盤井殿、被始行五壇法、中壇阿闍梨、天台座主無品承鎮法親王、奉行宮司藏人大進季房とあり。今川家本太平記に、尊雲法親王なるよし見えたる誤れり。○如法佛眼は。諸法要略抄に、息災修之、山門秘法也、此法有蟻洞供置物等、大原云、修此法者、現當所求成就、此尊以七曜衆、爲使者、此七曜掌天地陰陽人間禍福故也とあり。○昭訓門院は。龜山帝の妃にして、中宮の御姊なり。○慈勝僧正は。關白近衛家基の子なり。○一字金輪。これも息災のためこれを修して、秘法たるよし、要略抄に見えたり。○如法尊勝は。要略抄に、此法功能甚深也、軌云、一切佛頂中、能除一切業障煩惱、故號爲尊勝佛頂とあり。○桓守僧正は。太政大臣公守の子なり。○愛染王は。内野の雪の巻に註せり。○賢助僧正は。桓守僧正の弟なり。○六字法は。六觀音之本尊として修する法なり。要略抄に、六字、是六觀音也、利六趣故、有六名と見え、六觀音は、千手、正觀音、馬頭、十一面、准提、如意輪なるよし、諸乘法數に見えたり。○聖尋僧正は。關白基忠の子にて、南都東南院に住せり。○准胝法は。要略抄に、息災修之、但可隨事、東寺專依用之、此法有咒鏡、爲一切可通行之とあり。○達智門院は。後宇多帝第一の皇女にて、後醍醐帝同母の御姊なり。○信羅僧正は。東寺の長者なり。○本坊は。僧の居所をいふ。

六月ばかりいみじう暑き程に、壇をも軒をさしりて、護摩の煙みちくたるさま、いと
おどろくしきまでけふたし。社々の神馬はさらにもいはず、醫師、陰陽師、かむなき
も、立ちさわき世のひくさま、めでたくゆしきにも、もし皇子にておはしまさば、
むをり、いかにと思ふだに胸のふるに、いかなる御事にか、あやしうさるべき程も

醫師印本に薬
師に作る一本
つによりて改め

つづぶるに

御本につぶれ
待るにさあり
一本によりて
改めつ
さうそ印本に
一本によりて
改めつ

ち過ぎゆけば、なほしはしはさこそあれ、なほ待ち聞ゆれど、さらにつれなくて、十七八
廿卅月にも餘らせ給ふまで、どもかくもおはしまさねば、今はそらごとのやうにぞな
りぬる、大かた上下の人の心ち、あさましきともいふべきさはならず、御うぶやの儀式の
るべき事どもなど、こちたさまでもよほしかかれ、よろしき家の子ども、二親うち具し
たるえらばれしかど、こゝらの月比には、あるいふくになり、そのぬしも病して頭おろ
しちど、すべてよろづあいなく、めづらかなれば、いはむ方なし。

○六月ばかりは、嘉暦元年なり。○軒をさしりて、各壇を設けて、われこそ願をわらはめど、
御修法を行へるさまなり。○護摩は、梵語にて、御修法は、ものなまき新るをいふ。下筆集に、
護摩、梵語、唐云火祭、如此方燔柴と見えたり。其作法は、空海の作れる、建立護摩といへる書に
詳なるよし、平家物語考證にあり。○おとろしきは、御山なるをいふ。○かひなきは、巫覡
にて、神を齋に祀り、神樂など奏するものなり。上に註せり。○皇子にさおはしまさるるをいふ
云々。かく御修法、御祝、何くれとおそろしくのしれるに、引きたがへて、生れ給はれ御
子の、もし姫君にましまさむ時、いかにわらむと思ふたに、胸のふもろきなりとなり。胸の
ふるど、驚さいたむ意。○さるべき程にも云々。御産あるべき日時も経過したればの意。○の
れなくて、何ともなく平氣なるをいひて、御産の事もなくての意なり。○十七八云々は、いみ

じく月日の過ぎたるをいふ。○そらごとのやうにぞ云々。太平記に、元亨二年の春の比より、中
宮懷妊の御祈とて、諸寺諸山の貴僧高僧に仰せて、さまざまの大法秘法を行はせらる云々、かや
うに功をつみ、日を累ねて、御祈の精誠を盡されければ、三年まで、かつて御産の御事はな
りけり。後に子細を尋ねれば、關東關伏のために、事を中宮の御産に寄せて、かやうに、秘法を
修せられけると也と見えたり。なほ御産御祈の事は、参考太平記に引ける島津家今川家本にも詳
なればおはせ見るべし。○あさましきとも云々。上下の人、たいあさるゝばかりにて、あさましな
きいひてあるべき際にはあらず、あざれてことばもなしとなり。○御うぶやの儀式云々。御養産
の儀をはじめ、御産につきては、よろづ、ことごとく支度し置かれしとなり。○よろしき家の
子ども云々。然るべき家にて、両親のうらうろひたるを、乳母に授け置かれしをいふ。かく両親
のうちぐせらをえらび給ふなるならひは、吾妻鏡にも、壽永元年六月十三日、若公(頼家)誕生之
間、(中略)御家人等献御馬、及二百餘疋、以此龍蹄等、被奉于鶴岳宮、當國一宮、大庭席、三浦
十二天、栗濱大明神以下諸社也。兼備父母之壯士等、被撰御使など見えたり。○あるはよくにな
り云々。乳母にえらばれし人の親死して、服記にかゝるもあり、或は其乳母も、病氣のために出
家したりなど、さへはる事のみにて、すべてはりあひなく、あやしくふしきなるわざなりとなり。
前坊のはじめつかた、中院の内の大庭通重の御女まゐり給ひて、十八月にて若宮うま
れ給へりしかば、やがて御子も、母御息所もうせ給ひにしかば、いみじうあさましき事

やみき一本に
やみねさあり
なやまし
本にやまし
に作れり
つ又なやみ
したる本あり
左印本右ま
りて改めつ

にいひさわきし程に、又その後、このどまり給へる入道の宮参り給へりしも、十七月ばかりにや、たいなちすおはしましと、既に御氣色ありとて、宮の中たちさわで程に、たやくくくと、水のみいでさせ給ひて、むかしの弘徽殿の女御の、太素にてありけむやうにてやみきを、よりふし賀茂の祭の頃にて、春宮の使もとせりなごして、さやうのをりをり、人の口さがなさせめても、先坊の御かたさまの事を、おとしめさまにいひなやまし、人々も、この頃ぞ、又かくまさるためしも、ありけりとはしたなく、思ひおはせける。さのみやは、さてしもおはしますべきならねば、内へかへり入らせ給ふにも、いとあさましう、珍らかなる事を、思しあげくべし、御修法をも、ありしばかりころなけれ、猶少しづつは、絶えず、いつをかきりにかと見えたり。その頃左の大臣實素も、うせ給ひぬ。世の中いみじくなげさあへり。

○内大臣通重は、從一位准大臣通頼の子なり。○とまり給へるは、邦良親王に、かくれて、いまだながらへおはすと、なり。○入道の宮云々。藤子内親王とて、春の別の春に見えたり。○ゆくくとは、すらくと、滑りもなくの意なり。讃岐典侍日記に、種彦をかせ給ひし時、心のまに、ゆくくくともひてなどあるに、おなじ。○むかしの弘徽殿の女御の云々。弘徽殿は、永香殿の誤りなるべし。こは、一條天皇の御代、永香殿の女御元子、御産に、よると、太素の廣隆寺に、數

ニヤスツルヤシ
有つたものた

今年の下印本
に、今一本に
よれり

日参籠ありしが、御産は、あつて、やがて水のみ田で給ひしと、いへり。事は、榮花物語浦々の別の書に見えたり。○賀茂祭は、四月中、西日に行はるなり。○春宮の御も云々。春宮、邦良親王とて、當日使をたてらる、例なるを、かく御産所のまじし御産は、おはらねせ、其御氣色まじし、宮の中、穢れしかば、祭の使も、いめられたりと、なり。○さやうのを、まじし云々。先坊、邦良親王と、みかたどの御中らひ、よからずまじませば、かく異やうなるべき事のある時には、あしさまにいひふらし、先坊にかへはる事は、まひてなやまし、いひかをしりつる人々も、その頃に至りては、御息所のより、しは、あさましき中宮の御さまを、不都合に思ひおはせたりと、なり。○さのみは云々。さのまに、にしておはすべきならねばと、也。○内へかへり入らせ給ふ云々。中宮の、御産所なる常盤井殿より、内裏へかへらせ給ふにつけても、あさましくあやしき事なれば、思しなげき給ふべしと、なり。○ありしばかりころ云々。御修法も、これまでのやうに、ことごとく、しくはなけれど、なほうち續きて、行はせ給ひしが、まじし御産に、おはらねば、いづを限りに行ひ給ふにか、はてしなきわさかなと、なり。○左大臣實素も云々。實素は、太政大臣公守の子にて、嘉暦二年八月十五日、五十八歳にて、薨せらる。

かくて元徳元年にも、なりぬ。今年はいかなるにか、まはぶきやみはやりて、人多くうせたまふ中に、伏見院の御母、玄輝門院、前坊の御母代、永嘉門院、近衛大北政所など、やむことなきかぎり、うち續きかくれ給ひぬれば、こゝかしの御法事まげく、いとあは

て、とりわへず頭おろしぬ。この人のかく世を捨てぬるを、親王の御事にうちそへて、か
 たくいみじく御門も口をしくおぼしなげく世にもいとあたらしく惜みあへり。
 ○春日の社に行幸し給ふ。續史愚抄に、元徳二年三月八日己未、行幸春日社云々とあり。こは
 太平記にも載せて、さて多年臨幸の儀もなかりしと、此御代に至りて、絶えたるをつぎ、廢れた
 るを興して、鳳蓋を廻し給ひしかば、衆徒歡喜の掌を合せ、靈佛威徳の光を添ふと見えたり。さ
 て、この春日日吉の行幸の、なみくの事にあらで、おぼし立たせ給へる事の御祈と、衆徒の
 心をなづけて、味方にめし給はんの御慮より出でしなるべし。○例のいみじき云々。こたびの行
 幸は、絶えたる舊儀を再興し給ひて、いみじき見物なれば、行列のさまを拜觀せむとて、大路に
 樓敷ども、互に競争してかけわたしたりと也。○日吉の社にも参らせ給ふ。續史愚抄に、元徳
 二年三月廿六日丁丑、行幸日吉社、酉刻着御社頭とありて、群書類從に載せたる行幸記、及び太
 平記にも詳なり。○今年もひとおほく云々。常樂記に、この年、定顯中納言、眞光院僧正、尹中
 納言惟資卿、坊城中納言定資卿、眞乘院顯助僧正、冷泉前兵衛督爲成卿、武家にては、名越遠江
 入道、長井泰貞等逝去せるよし見えたり。○師の御子云々。常樂記に、元徳二年九月十八日、内裏
 二宮師親王世良薨とあり。○さやうさくは、警策にて、物ごとの難れたるをいへり。杜寄、湖中
 王の詩に、荷憐詩警策、猶憶酒頭狂と見えたり。○記録所は、百寮調要抄に、禁中にて、訴訟を
 判斷せらるゝ所なり、上卿、辨、寄人など、皆世務にたへたる器量をえらびて、補せらるゝ事な
 りとありて、後醍醐天皇、親臨し給ひて、直に民の訴をさこしめし、理非を決斷し給へるよし、

兩社印本に兩
 の字なし一
 つによりて補
 ひ

具親の子の五
 字印本になし
 一印本により
 補ひつ

神皇正統記、太平記に見えたり。○議定をないふ事云々。秋のみ山の巻に、院の文殿、議定所に
 うつされとありて、記録所の外に、議定所とて、政を議定せらるゝ所あるなり。續史愚抄に、式
 日とて、日次を定めて、關白以下参仕せるよし見えたり。此世良親王は、そこへも参入せらるべ
 きよしにさゝつるに、かくはかなく失せ給ひしかば、いとあさましと也。但し同書に、嘉暦三年
 正月十七日辛巳、議定始、太宰帥世良親王、(初参、兼日参入、議定事有議)關白道平以下、公卿
 参入とありて、本書と違へり。○我世つさぬるは、己の命數つきて、この世を去りたるこゝちせ
 りとあり。既に春の別の巻に見えたり。○頭おろしぬは、公卿補任に、大納言正二位源親房、淳
 和并學院等別當、九月十七日出家、依太宰帥世良親王事也とあり。○かたし、いみじくは、こなた
 も、かなたもにて、親王の薨去も、親房の出家も、いみじうかなしとの意なり。
 おなじ年の冬の頃平野北野兩社に、一度に行幸なり。勸修寺の殿原、ひかしより、近衛司
 などにはならぬ事にてありつれど、内の御めのと吉田大納言定房、過にし頃、從一位し
 て、いとめづらしくめでたければ、今は上臈とひとしききにや、稚き子の宗房といふも、少
 將になさる。色ゆりなどして、この平野の行幸の舞人にまゐる。土御門大納言顯實の子
 に、通房の中將堀川の大納言具親の子の具雅の中將など、皆よき君たら舞人にさゝれ
 て、いづれも清らにに美しう出でたちて、仕うまつられたり。その外はくたくしけれ
 ば、例のといめつ。

○平野北野両社に云々。續史愚抄に、元徳二年十一月二十四日辛丑、行幸平野、及北野社、日野宰相資國卿爲行事とあり。○勸修寺の跡原云々。勸修寺は、閑院右大臣冬嗣の六男なる、良門の子、高藤の裔にて、後世甘露寺、葉室、勸修寺、萬里小路、清閑寺、中御門、坊城、芝山、池尻、梅小路、岡崎、穂波、堤、の十三家に別れたり。附録の系圖見合すべし。○從一位にして云々。公卿補任に、前權大納言定房、五十、正月十三日從一位、去元亨二年十二月行幸吉田亭家賞とあり。定房は、清閑寺家の祖也。○上臈とひとしきにはや。大納言なれど、從一位にすゝみたれば、大臣と同格なるにやとなるべし。○色ゆりは。禁色と聽さるゝといふ。禁色の事、上に註せり。○土御門大納言顯實は。正二位權大納言雅長の子なり。○堀川大納言具親は。權中納言具俊の子なり。

常よりしもの
の字印本に
てし一本に
て補ひつ
花の宴印本
花御覽の下
試樂のめさ
てなめされ
本に作る並
め本よりて

かやうのめでたきまされにて過ぎもてゆく。又の年の春三月のはじめつかた花御覽
とに、北山に行幸なる常よりも殊におもしろかるべし。度なればかの殿にも心づかひ
去給ふ。まづ中宮行啓藤子またの日行幸、前の右の大臣兼季まゐり給ひて、樂所の事など
きてのたまふ。康保の花の宴のためしなと聞えしにや。北殿のさじきにて、うちく、試
樂めきて、家房朝臣舞はせらる。御簾の内に大納言二位藤子補任内侍など琴かさ合せて
いとあもしろし。

○かやうのめでたき云々。元徳二年は、中殿の御會、諸社の行幸など、めでたき事のうちのい

まされにて、いつしか月日もすぎ行きたりとなり。○又の年は、元徳三年にて、八月十日、元弘
と改元せられたり。北山に行幸なる云々。北山は、西園寺の第にて。元徳三年三月三日、中宮行
啓、四日行幸、五日花宴あり。其さま、群書類從に載せたる舞御覽記に詳なり。○おもしろかる
べしは。おもしろかるべきにて、べしはべきの音便なり。○樂所の事云々。樂所は、樂屋にて、
音樂を奏する所を定め置くといふ。○康保の花の宴は。日本紀略に、村上天皇康保二年三月五日
丙子、諸卿着陣座、翫南殿前新移櫻樹、有詠歌盃酒管之興、大内記大江昌言記小序、權大納言
師尹朝臣以下、於仗座翫之、右近將監尾張安居奉仕律呂舞とありて、こたびと同日なれば、其例
をひきいでしなり。○北殿のさじきに云々。舞御覽の記に、北殿の小五月の御所へなりて、習禮
ありと見えたり。試樂は、音樂を試みるといふ。

六日の辰の時にことばはじまる。後殿の階の間に御まどねまゐりて、内後殿のうへかはしま
す。第二の間に藤子後の宮、その次永福門院、昭訓門院も渡らせ給ひけるにや。階の東に二條
前殿道平、堀河大納言具親、春宮大夫公宗、侍從中納言公明、御子左中納言爲定、中宮權大
夫公泰などさぶらはる。右大臣兼季琵琶、春宮權大夫冬信笛、源中納言具行笙、治部卿兼
築琴は室町の宰相公春、琵琶は園宰相基成など聞えしにや。尼冬定その日の事見給へねば、
さだかにはなし。稚きわらはばなとの、まどけなくかたりしまゝなり。この中に御覽と
たる人もおはすらむ。うけたまはらまはしくこそ侍れといふ。御簾のうちに、大納言

中納言爲定印
本に中納言爲
及ひ公卿補任
つよりて改め
公卿補任に
公卿補任に
基成印本に
氏成印本に
公卿補任に
給へれ印本に
給へれ印本に
て改めつより

二位殿琵琶播磨の内侍等、女藏人高砂といふも、琴彈くとぞ聞えし。まことにやありけむ、尊良中務の宮もまゐり給へり。兵仗たまはり給ひて、御直衣に太刀はき給へり。御隨身どもいと清らにさうぞきて、所えたるさまなり。

○辰の時は。今の午前八時なり。○御志とねまるりては。御齒をたてまつりての意。○第二の間に云々。舞御覽記に、東の第二の間、中宮の御方の御所とす。その東のすみの間、永福門院の御座、それより東の二むね、公卿の座かけて、女院の御方の女房の候所とすとあり。○永福門院は。伏見帝の後、太政大臣實兼の一女、母は内大臣通成の女なり。昭訓門院の事、上にあげたり。○治部卿筆葉云々。前後の例によれば、治部卿の下人名あるべし。公卿補任に、前權中納言藤冬定、二月廿一日任治部卿とあれば、冬定の二字を脱せるにや。○見給へねば云々。地の文にて、即ち物語する尼の詞なり。おのれは、當日のありさまを見ざれば、この物語明ならずとの意。○まどけなくは。ままりなきをいふ。○この中に云々。このさゝか給ふ人たちの中には、此時のさまを、見給へるもおはすべし。くはしき事は、さる人にとひさかまほしとなり。○女藏人は下臈の女房なり。有職問答に、禁中にて、朝夕下臈の女房の所役をのぞむるなりと見え、禁秘抄女房の條に、下臈、諸侍、賀茂、日吉社司女也、皆稱候名也、不及國名、但其内宿老者、或賀茂祭爲命、婦渡後、或國名云々、國名ヲモヨビ、又候名モ有也、是近代知此、近世近世代中臈品、上品藏人多敷云々。また拾芥抄に、御櫛筒殿在貞觀殿中、以上臈女房爲別當、有女藏人など見えたり。○兵仗たまはりては。武官の外は、帶劔をゆるされざる制なれど、文官の中にも、特に

地しき印本に
下しき印本に
て今一本により
改めつ

二色に印本に
一本によりて
改めつ

中務省の卿以下は、帶劔の職なれば、尊良親王も、中務卿に任じて、兵仗を賜はり給へるなり。職原抄中務省の條に。又當省卿以下、雖文官帶劔之職也とあり。

萬歳樂より納蘇利まで、十五帖手をつくしたる、いとみどころおほし。青海波をけしきばかりにてやみぬるぞ、飽かぬ心ちしける。暮れかゝるほど、花の木の間、夕日花やかにうつろひて、山の鳥の聲をしまぬほどに、陵王のかゝりやきて出でたるは、えもいはずおもしろし。その程後醍醐うへも御引直衣にて、椅子につかせ給ひて、御笛吹かせたまふ。常より殊に雲井をひゝかすさまなり。宰相中將顯家、陵王の入あやをいみじうつくしてまかづるを、召しかへして、前關道平白殿御衣とりてかづけぬ。紅梅のうはぎ二あゐのさぬなり。左の肩にかけて、いさゝか一曲舞ひてまかでぬ。右の大臣長通太鼓うち給ふ。その後源中納言具行探桑老を舞ふ。これも紅の打ちたるかづけ給ふ。

○萬歳樂、納蘇利、青海波等、舞樂の名なり。上に註せり。○十五帖云々。帖は疊にて、樂のさりなり。くはしきは既に註せり。○青海波をけしきばかり云云。すこしばかり舞ひてやみぬるは、ものたらぬこゝちせりとあり。舞御覽の記には、青海波は、物語のおもかげも思ひ出でられて、ことにめでまり侍りさどあり。○暮かゝるほど云々。日もくれかゝりて、さきにはへる花の梢に、夕日はなやかに映じて艶なるに、ねぐらもどめて、山の鳥の聲も惜ますなける、夕暮の程にとなり。○陵王の云々。陵王も樂の名なり。さて陵王をはなやかにまひ出でたるさまの、光るやら

にて、えもいはずおもしるしとなり。○引直衣は。草枕の巻に註せり。○雲井をひいかすは。笛のねの雲井までひやくやうに、すみわたるをいふ。源氏物語桐壺巻に、わざとの御學問はさるものにて、琴笛の音にも、雲井をひいかし云々を見えたり。○入あやは。舞の手なり。既に註せり。○いみじうつくして云々。いみじう手をつくして、舞をばり、退出せるを、召しかへして、御衣を賜ふとなり。○二あわは。染色の名なり。桃花葉葉に、二藍以赤花及青花染ルヲ云と見えたり。赤花は、紅花、青花は、藍なり。後には、下を藍に染めて、上に紅色を薄く附くとぞ。○採桑老は。唐土傳來の樂にて、盤涉調なり。巴陵三江口の諸商客の作り謠へる、三州の曲に因りて作れるよし、音樂略史に見えたり。

又の日は、無量光院の前の花の木陰に、上達部たちつゝさ給ふ。廂に荷子立て、うへは後編おはします。御遊はじまる。拍子に治部卿冬定まゐる。うへも櫻人うたはせ給ふ。御聲いとわか花やかにめでたし。去年の秋の頃かといふ、資親の中納言に、この曲はうけさせ給ひて、實に正二位ゆるさせ給ひしも、今日のためとにやありけむと、いふなり。物の看ともとのほりて、いみじうめでたし。その後歌をもめさる花を結びて文盛にせられたるは、保安のためしとぞいふゆりし。

○又の日は。七日なり。舞御覽の記に、くれかゝる程になりて、無量光院の八重櫻の下にて、花の宴ありと見えたり。○無量光院は。北山の第内にあり。内野の雪の巻に見ゆ。○拍子は。相う

ちて、歌の節をなすもの也。舞御覽の記に、まづ御遊あり、拍子御所作、治部卿村歌とありて、天皇みづから拍子をと給ひしなり。○櫻人は。催馬樂の呂の歌なり。梁塵愚業抄に、櫻人その船ちいめ、ままつたを、とまらつくれる、見てかへりこんや、そよや、さすかへりこんや、そよやとあり。○去年の秋は。元徳二年をいふ。○正二位ゆるさせ給は。公卿補任、元徳二年の條に、前參議藤資親、廿八、四月七日叙正二位、公家補樂官人曲御傳受賞、七月十七日、任權中納言とあり。○今日のためとにや云々。今日催馬樂をうたひ給はんとて、資親に其曲を受け給ひしにやわらんとなり。○花をむすびて云々。花の枝をむすびて、文盛とせらるゝをいふ。舞御覽の記に、藏人めされて、のきの花を折らせらる、片のはすにて、一枝ひき折てまゐらすけしきも、いとつきたし、それを文盛にて、和歌を講せらるとあり。○保安のためし云々。保安は、崇徳天皇の御代にて、其時行はれし花の宴に、花の枝を折りて、文盛とせられし例にならひたるをいふ。百鍊抄に、崇徳天皇保安五年閏二月十二日、兩院(白河苑河)臨幸法勝寺、覽春花、太政大臣雅實、攝政以下騎馬前駈、内裏中宮女房、連車追後、男女裝束裁錦繡金銀、於白川南殿、披講和歌、内大臣有仁献序と見え、其さまは、今鏡白川花宴の巻にも詳なり。

春宮大夫公宗序か、れけり。海内艾安之世、城北花開之春、我君促宸臨於此、處調樂懸於厥中、重課六義之言、葉屬賞數柯之濃花、奉稍疑出雲之昔雲、再懸滿庭省廻雪之昨雪、猶殘雖小風情、滌露詠其詞曰、

公宗印本に宗
俊あり一本
つよりて改め
艾安を史籍集
つに安に
作印本に促

さて、歌の意は、後嵯峨院以來、歴代の天子行幸ありし所と想へば、この西園寺の、茶のよきは
さらなり、其庭園に咲ける花の艶なるも、朕が心にかなひて、猶足におぼしめすととなり。宿から
のからは、其品位の意なり。後嵯峨院西園寺に御幸の事は、内野の雪の巻に見えたり。舞御覽の
記にも、代々の御幸のあと、思へばの御歌の、たけたかく、御ことばたくみにためしなく、人々
沙汰申侍りき、御あるじの面目も色とひて云々とあり。○代々をへての御歌。かくささあへる花
御覽に、この西園寺の第に行幸ありて、和歌管絃の御遊ありて、上下和樂し給へる例とつきて、
これより後、代々のみかどの御幸も、たゆる事なかるべしとなり。○このすぢにのみ云々。花
のみゆきなきいふ詞にのみ、か、づらひてよめるが多く、めづらしうかばりたる歌もなしとな
り。

その夏の頃御門例ならずおはししまして、御業の事なきとゆいとも重くのみならせ給
ふとて世の中あわてたるさまなり。時しもあれやかの一年とられたりし後、またい
かに聞ゆる事の出できたるにか、からめどらひとまければ、
わきて陣のはどりまで武士ともうちこみの、しれば、
し。いともさわがしく肝つふれて、あるかきり、
りさまにて、おは殿ごもれるに、かゝるよし奏す、
波羅へつかはしたれば、あづまへむてくだりぬ。うへは御覧、
からさ思す事まされり、日比も御心にかげさせ給へる事なれば、遠にこのあらまし給
げてひとひたふるにおぼしたちて、忍びてこゝかしこその用意すべし。

つにりて補ひ
いさや印本に
いさや印本に
てり一本に
てり一本に

つにりて補ひ
いさや印本に
いさや印本に
てり一本に
てり一本に

○その夏の比は。元弘元年なり。○例ならずは。天皇御不豫といふ。續史愚抄は、元弘元年五月
爲御腦、典藥頭丹波長直朝臣献御藥、御祈被行佛眼法於宮中、同國藥寮寺長者前大僧正道意とあ
り。○一年とられたりし云々。大内記俊基、正中元年捕へられて、鎌倉に下り、後赦免せられし
をいふ。春の別の巻に見えたり。○うちこみのよしを。衛府の陣までも濫入して、さわぎ立つ
をいふ。○さ、わくまでもなし。事のゆるよしを、とひたすにいたらずとなり。○あるかき
り。宮中に伺候せる人の、悉くあわて惑へるをいふ。○うへも物覺え給はぬ云々。天皇御惱重
く、物も覺え給はぬ御容跡にて、御寝ありしが、俊基の捕へられたるよしを奏したりとなり。○
又の日六波羅へつかはしたれば云々。俊基を、武士に引わたされしなり。太平記に、七月十一日
に、また六波羅へ召捕られ、關東へ送られ給ふとあり。○御惱おこたらせ給ふは。御病氣平癒し
給ふをいふ。續史愚抄に、六月十二日丙辰、有小除目、典藥頭丹波長直朝臣、御藥平癒賞、叙從
三位、十五日己未、御惱御平癒後、有御湯、醫師等蒙勸賞とあり。さて、俊基の速捕せられし
の、御病中にて、御平癒の、六月あれば、太平記に七月十一日としたるの、誤りなるべし。○日
比も云々。かねてより、北條氏を追討せんと、御心にかげさせ給へるをいふ。○このあらましと
げてむ。速に、本意をとげむと思しめして、内々其支度し給ふとなり。

後の宮の御腹の一品内親王御占にわはせ給ひて、去年の冬頃より御さまはよりあり

さて、歌の意は、後嵯峨院以來、歴代の天子行幸ありし所と思へば、この西園寺の、家のよきは
 さらなり、其庭園に咲ける花の艶なるも、朕が心にかなひて、精足におぼしめすと成り。宿から
 のからは、其品位の意なり。後嵯峨院西園寺に御幸の事は、内野の雪の巻に見えたり。舞御覽の
 記にも、代々の御幸のあと、思へばの御歌の、たけたかく、御ことばたくみにためしなく、人々
 沙汰申侍りき、御あるじの面目も色そひて云々とあり。○代々をへての御歌。かくささあへる花
 御覽じに、この西園寺の第に行幸ありて、和歌管絃の御遊ありて、上下和樂し給へる例をつきて、
 これより後、代々のみかとの御幸も、たゆる事なかるべしと成り。○このすぢにのみ云々。花
 のみゆきなどいふ詞にのみ、かゝづらひてよめるが多く、めづらしくかはりたる歌もなしと成
 り。

その夏の頃御門例ならずおはしましたして、御業の事なきとゆいと重くのみならずせ給
 ふとて、世の中あわてたるさまなり。時しもあれやかの一年とられたりし俊基を又い
 かに聞ゆる事の出できたるにか、からめどらむとせられし内、
 わきて陣のはどりまで武士どもうちこみの、しれははは何事と聞きわくまで、
 し。いともものさわがしく肝つふれて、あるかさう、
 りさまにて、おは殿ごもれるにか、るよし奏すれば、
 波羅へのかはしたれば、あづまへむてくだりぬ。うへは御座をさせ給ひて、い

わての二字印
本になし一本

つよりて補ひ
いさや印本に
いさや印本に
てり一本に
てり一本に
てり一本に

からぞ思す事まされり。日比も御心にかけてせ給へる事なれば、速にこのあらしを
 げてひとひたふるにか、ぼしたちて、忍びてこゝかしこにその用意すべし。

○その夏の比は。元弘元年なり。○例ならずは。天皇御不豫をいふ。續史愚抄に、元弘元年五月
 爲御腦、典藥頭丹波長直朝臣献御藥、御祈禱行佛眼法於宮中、阿闍梨東寺長者前大僧正道意とあ
 り。○二年とられたりし云々。大内記俊基、正中元年捕へられて、鎌倉に下り、後赦免せられし
 をいふ。春の別の巻に見えたり。○うちこみのしるの。衛府の陣までも濫入して、さわぎ立の
 をいふ。○さゝわくまでまなし。事のゆるよしを、とひたすにいたらずとなり。○あるかき
 り。宮中に伺候せる人の、悉くあわて惑へるをいふ。○うへも物覺え給はぬ云々。天皇御惱重
 く、物も覺え給はぬ御容態にて、御寝ありしが、俊基の捕へられたるよしを奏したりとなり。○
 又の日六波羅へつかはしたれば云々。俊基を、武士に引わたされしなり。太平記に、七月十一日
 に、また六波羅へ召捕られ、關東へ送られ給ふとあり。○御惱おこたらせ給ふは。御病氣平癒し
 給ふをいふ。續史愚抄に、六月十二日丙辰、有小除目、典藥頭丹波長直朝臣、御藥平癒賞、叙從
 三位、十五日己未、御惱御平癒後、有御湯、醫師等蒙勸賞とあり。さて、俊基の逮捕せられし
 の、御病中にて、御平癒の、六月されば、太平記に七月十一日としたるの、誤りなるべし。○日
 比も云々。かねてより、北條氏を追討せんと、御心にかけてせ給へるをいふ。○このあらしと
 げてむの。速に、本意をどげむと思しめして、内々其支度し給ふと成り。

后の宮の御腹の一品内親王御占にわはせ給ひて、去年の冬頃より御さまはりあり

たうじ一本に
たうじ一本に
たうじ一本に
たうじ一本に
たうじ一本に
たうじ一本に
たうじ一本に
たうじ一本に
たうじ一本に
たうじ一本に

つる今日明日齋宮に居給ふ。八月二十日、まづ河原へいでさせたまひて、やがて野の宮
に入らせ給ふ。その程の事どもいみじうきよらなり。この御いそぎ過ぎぬれば、まづ六
波羅を御からじあるべしとて、かねてより宣旨に随へりしつばものどもを、そのひて
めす。源中納言具行とりもちて事行ひけり。

○御占にあはせ給ひて。齋宮の龜卜を以て占ひ定むるにて、其占形にあはせ給へるをいふ。女
院小傳に、宣政門院、權子、院后、後醍醐女、母後京極院、元徳二年十二月十九日卜定齋宮とあ
り。○御占よりあはせ給ひて。初齋院に齋戒し給へるをいふ。延喜式に、凡齋内親王定畢、
即下宮城内便所、爲初齋院、祓禊而入、至于明年七月、齋於北院とあり。○齋宮に居給ふは。初
齋院に居給ふをいふ。○河原へいでさせ給ひて云々。河原にて、みそぎし給ふなり。延喜式に、
更下城外淨野、造野宮畢、八月上旬卜定吉日、臨河祓禊、即入野宮、自遷入日、至于明年八月、
齋於此宮、九月上旬卜定吉日、臨河祓禊、又伊勢齋宮と見え、野宮は、嵯峨の有栖川にある
し、花鳥餘情に見えたり。○この御いそぎは。齋宮の御支度と見え。○六波羅を云々。六波羅は、
六波羅探題にて、此時、北條時益、仲時、南北にあり。御占よりあはせ給ひて。勅書に
なしく、勅勘によりて、追討せしめらるべしとあり。○御占よりあはせ給ひて。勅書に
に應じて、味方にまゐるべき兵士どもを、密にめしむつめ給へるをいふ。宣旨を以て、東軍指南に、
宣、天子親賜誥命云々、また旨者、立意於内、發言於外云々と見え、有職小説に、宣旨、上卿口

宮の二字印本
山の下補ひつ
印本に下補ひつ
ひつに下補ひつ
ひつに下補ひつ
ひつに下補ひつ
ひつに下補ひつ
ひつに下補ひつ
ひつに下補ひつ
ひつに下補ひつ

宣ヲ受取、是ヲ副本トシテ、我家ニ納メ、別ニ寫シテ、外記ニ違フ、是ヲ口宣案ト云、官一通、
位二通、合二通ナリ、外記是ヲ受テ、書出メ文書ヲ、宣旨ト云云とあり。○源中納言具行云
々。上卿となりて、兵士徵發の宣旨を下したりとなり。具行は、從三位師行の子なり。これによ
りて、北條氏の咎をかうより、近江國にて、うしなはれし事、下の久米のさら山の巻に見え
り。
むかし龜山院に、御子など産み奉りて候ひし女房、此頃は后の宮の御方にて、民部卿三
位と聞ゆる御腹に、當代の御子もいでものし給へりし。山の前座主にて、今は大塔の二
品法親王尊雲と聞ゆる、いかでならはせ給ひけるにか、弓ひく道にもたけく大かた御
本性はやりかにかはして、この事をも、おなじ御心にたきての給ふ。又中務のみこのひ
どつ御腹に、妙法院の法親王尊澄と聞ゆるは、今の座主にてものし給へば、かた^比比
叡の山の衆徒も、御門の御軍に、加はるべきよし奏しけり。

○民部卿三位は。權大納言源師親の女なり。○山の前座主にては。天台座主をいふ。天台座主記
に、尊雲法親王、嘉暦二年十二月六日任、三年四月罷、元徳元年十二月十四日還補、二年四月罷
とあり。○はやりかは。氣ばやきさまをいふ。○たきての給ふは。御かどの御くはたてに同意し
給ひて、謀議にあづかり給ふをいふ。○中務のみこのひどつ御腹云々。御母は、冷泉爲世卿の
女、贈正三位爲子也。○妙法院は。愛宕郡にあり。今の下京區妙法院前側町なり。延暦寺三千坊

あなれ一本に
なれに作れり

あたり印本に
れり今一本に
よりつ一本に
なより一本に
あり

の内にして、天台座主三院の一なり。○今の座主に云々。天台座主記に、三品尊澄、元徳二年十二月十四日任と見えたり。○かたゞは。かれこれの意にて、両法親王の座主となり給へる縁によりてとなり。

つゝひとすれど、事廣くなりければ、武家にもはや漏れ聞えて、さこそおなれと用意す。まづ九重をきびしくかため申すべしなどさだめけり。かくいふは、元弘元年八月廿四日なり。雑務の日なれば、記録所におはしまして、人の争ひうれふる事どもを行ひくらさせ給ひて、人々もまかで、君も本殿にまばしう休ませ給へるに、今夜既に武士どもきはひ参るべしと忍びて奏する人ありければ、とりあへず雲の上をいでさせたまふ。中宮の御方へわたらせ給ひても、まめやかにあらずいとあわたいしかねて思し設けぬにはあちねども、事のさかさまなるやうにならぬれば、よろづうきくど我も人もあきれたり。内侍所神璽寶劍ばかりをどひて、わたらせ給ふ。うへになよらかなる御直衣たてまつり、北の對よりやつれたる女車のさまに、之のひ出でさせ給ふ。かの二條院のむかしも、かくやと思ひ出でたる。

○武家にもはや漏れ聞えて、もどより御謀の秘密に給へるも、さかしまなり、殊方にくはるものいできて、事廣くありにければ、いのか武家方にもれ聞えて、両六波羅にても、さ

やうなる事あるべしとて、用心せりとなり。○九重をきびしくかため云々。宮城を嚴重に警固とべき事を、六波羅にて議定したるをいふ。○雑務の日。さまりたる取にあらで、人民の雑訴など、さこしめさるゝ日なるべし。○争ひうれふる。訴をいふ。○人々もまかでの。退出するをいふ。○本殿の。常の御所にて、清涼殿なり。○忍びて奏する人あり云々。太平記に、八月廿二日、東使兩人、三千餘騎にて上洛すと聞えしかば、廿四日、夜に入て、大塔宮より、竊に御使を以て、主上へ申させ給ひけるに、今度、東使上洛の事、皇居を遠國に還し奉り、尊雲を死罪に行はん爲にて候なる、今夜急ぎ南都の方へ御忍び候べしと申さる。(探要)とあり。○まめやかにあらずの。落つき給はず、そはくとしたまふをいふ。○事のさかさまなるやうに。こなたより、六波羅を攻めむとればしたるを、かへりてかなたよりよせ來りて、御ばかりごと相違したればとなり。○うきくどは。心のうかるゝさまにて、人々たゞそはくとして、あきれたるのみなりとの意。○内侍所云々。内侍所三種の神器ばかりを。御身にとりとへて、出でさせ給へるをいふ。○なよらかなるは。萎へくやばらかなるをいふ。○北の對は。北の對の屋なり。對の屋の事、上に註せり。○やつれたる女車のさまは。さまあしく粗末なる、女房の乗れる車のさまにてと也。太平記には、三種の神器を乗奉り、下簾より出絹を出して、女房の車の体に見せ、主上を扶け乗せ進らせて、陽明門よりなし奉るとあり。○二條院のむかしも云々。平治の亂に、二條天皇、及び後白河上皇、信頼のために幽閉せられ給ひしを、經宗、惟方等、相謀りて、天皇に、女房の裝束をめさせ奉り、あやしき車にのせ奉りて、藻壁門より忍び出で給ひしをい

ふ。平治物語に詳なり。

日比の御用意には、まづ六波羅を攻められむまされに、山へ行幸ありて、かしてへつはものどもを召して、山の衆徒をも相具し、君の御かためとせらるべしと定められければ、かの法親王たちも、その御心して、坂本に待ちきこえ給ひければ、今かやうに事違ひぬれば、あいなしとて、俄に道をかへて、奈良の京へぞ赴かせ給ふ。中務の宮も、御馬にて追ひて参りたまふ。九條わたりまで御車にて、それより御門も、かりの御衣にやつれさせ給ひて、御馬にたてまつるは、こゝにかにまつる事と、夢の心ちしておぼさる。御供に按察大納言公俊、萬里小路中納言藤原源中納言具行、四條中納言隆實などをまわれり。いづれもあやしき姿にまぎらばして、暗き道をたどりおぼさるは、げに闇のうつゝの心ちして、我にもあらぬさまなり。

○日比の御用意は。かねてよりの御心算にの意。○かしてへつはものどもと云々。延暦寺に、諸國の兵士をりし給ふをいふ。○かの法親王たちは。尊徳の御子の二皇子をいふ。○坂本の。北畠山の麓なり。近江國滋賀郡にありて、延暦寺をも、やがて坂本といふ。○かきつる。御供の親王の、延暦寺にて、行幸をまち奉れるをいふ。○あいなし。はりあいなし。○奈良の京は。大和國添上郡にあり。○かりの御衣は。狩衣をいふ。○御馬にたてまつる。御馬にのせ奉るをいふ。太平記には、三條河原にて云々。此より御車をば止らせ、怪しげなる張與に、召

替へさせ進らせられたれども云々とありて、本書といふかたがへり。○いかにしつる事と云々。かく御装束もかはり、なれ給はぬ馬に乗せ奉りしかば、いかにまたる事かと、あさましく思しめさるなり。○公俊は。洞院左大臣藤原泰の子なり。○藤原は。大納言宣房の子なり。○隆實は。左近中將隆實の子にて、權大納言隆顯の孫なり。太平記には、具行、公俊、六條少將忠顯、藤原及び其弟季房の五人なるよし見えたり。○あやしきすがたにまぎらばし云々。奇異の装ひをして、夫と悟られざる様に、紛らすをいふ。太平記には、供奉の諸卿、皆衣冠を解きて、折烏帽子に東垂を着し、七大寺詣する、京家の青侍などの、女性を具足したる体に見せて、御輿の前後にぞ、供奉したりけると見えたり。○くらき道を云々。暗夜にて、さだかならぬ道をたどりくるをいふ。○やみのうつゝの云々。古今集戀三に、うは玉のやみのうつゝのさやかなる夢に、いづらもまらざりけり。とある歌の詞によりてかけり。現ながらも、闇路をたどるは、おぼつかなきものなるよしなり。○我にもあらぬさまは。我身ながら、我とも思しめさぬ程の御容子となり。

丑三つばかりに、木幡山過ぎさせ給ふ。いとむくつけし。木津といふわたりに、御馬とめて、東南院の僧正のものとへ、御消息つかはす。それより御輿を参らせたるに奉りて、奈良へおはしましつさぬ。こゝに中一日ありて、廿七日わづかの鷲峯山へ行幸ありければ、も、そこもさるべくやなかりけむ笠置寺といふ山寺へ入らせ給ひぬ。所のさまたやすく人の通ひぬべきやうもなく、よろしかるべしとて、木丸殿のかまへをばじめらる。こ

くをいふ。○ごくそつとかや云々。地獄にて、亡者を苛責する悪鬼をいふ。書言字考に、獄卒、世云地獄惡鬼と見え、佛祖統記に、熱地獄者有八云々、四名叫喚、獄卒捉人、擲鉄籠中云々、八名無間、獄卒捉罪人、剥皮纏身、著火車上云々とあり。○萬里小路大納言宣房は、從二位資通の子にて、權中納言藤房の父なり。公明は、從二位實仲の子、實世は、太政大臣公賢の子、成輔は、權中納言平惟輔の子なり。光明寺殘篇に、二十五日、萬里小路大納言宣房卿云々、以上四人被召捕之、於宣房被預因幡左近太夫將監、公明者被預波多野上野前司、成資者被預丹後前司、實世卿者筑後前司被預之とあり。○肝心もうせでは。さもたましひもなくなりとの意。○心どかさけち云々。捕へられぬ人々も、物おそろしくおぼえて、我心どいづちともなくにけのくをいふ。○ぬしなき宿は。かく人々にけかくれたれば、主人のなき家のみ多しとなり。

まつりの下あ
本にての字あり
下又おひての
訂一本につりて

さうなく印本
にさふなくふ
作りに一本あり
今一本に作れり
て改めつ

坂本には、行幸をまち聞え給ひけるに、引きたがへ南さまへおはしませしぬれば、そのよし衆徒に聞かれなば、あしかりぬべし。又とまれかくまれまことのおはしませし所をさうなく武家へ知らせじのたばかりにやありけむ花山院の大納言師賢を山へつかばして、忍びて御門のおはしますよしにもてないて、かの南法親王奉行ひ給ひつ、六波羅のつはものどものかこみを防がせ給ふ。その日は大納言も大塔の御座主の宮も、ちるはしき武士姿にいであせ給ふ。卯花をどしの邊に、鏡形の境たまたまつる大矢をみてぞおはする。妙法院の宮は、すゝしの御衣の下に、蒨黃の御腹巻どかや着給へり。大納言は、からの香染の薄物の狩衣に、けちえむに赤き腹巻をすかして、さすがに巻繪の細太刀をどはき給ひける。

○坂本は。延曆寺をいふ。行幸をまちし事前段にあり。○南さまは。奈良をいふ。○衆徒に云々。みかど御約束をたがへて、奈良へ行幸ありし事の、延曆寺の僧徒に聞えなば、恨み奉りて、離叛すべしと也。○さうなくは。左右なくにて、わけもなしにの意也。○たばかりにやは。謀計にやあらむの意。○もてないては。もてなしての音便にて、御門御座あるよしに取つくらふをいふ。太平記には、尹の大納言師賢の卿は、主上の内裏を御出有し夜、三條河原まで供奉せられたりしを、大塔の宮より、さまざま仰られつる子細あれば、臨幸の由にて、山門へのぼり、衆徒の心をも窺ひ、又勢をも付て、合戦いたせと仰られければ、師賢法勝寺の前より、袈龍の御衣を着して、瑤輿に乗りかへて、山門の西塔院へ上り給ふ云々、西塔の釋迦堂を皇居となされ、主上山門を御頼み有りて、臨幸なりたる由、披露有ければ、山上坂本は申に及ばず云々、我先にと馳參る、その勢東西兩塔に充滿して、雲霞の如くにぞ見えたりける。○卯花をどしの鏡は。平義盛談に、これは系威也、卯の花はうつ木の花なり、花白く葉蒨黃なるにかたどりて威すなり、一段は白く一段はもえぎに、段々色を替ても威し、又上半分は蒨黃にも威すなりと見えたり。○鏡形は。前立とて、かぶどの自庇の上に、雙角の如く立つるものをいふ。○大矢は。通常の矢よりは、長く大なるものなり。平家物語富士川の條に、齋藤別當あざわらつて、さ候へば、君いさねもりを、大矢とおぼしめされ候けるか、わづか十三束をこそつかまつり候へ、ばんごうに大矢申ぢやうのもの

の、十五束に劣つてひく候はず云々と見えたり。○すゞしの御衣は、生絲織の練らぬ絹をいふ。
 ○萌黄の御腹巻は。萌黄絲を以て、威したる腹巻をいふ。腹巻は、鎧の一種なり。背後にて合は
 するわり具足にて、肩と腰とに引合せの緒あり。平義器談に、腹巻は元來、鎧の下に著し、腹を
 厚く保護する爲の物なれば、腹巻と名付しなるべし。鎧の下に著すべき爲に作りたる物故、草摺
 も細かにわりて、七間にまたるは、鎧の草摺に障るまじき爲なり、又鎧の下に著すべき物なる故、
 本は背板もなきなり、(背板を、臆病の板とも云ふ)腹巻に袖付と云事は、右に云ふ如く、腹巻
 には、元來、袖なき物なる故、腹巻を、鎧の代りに著する時には、鎧の袖を取て付なり云々とあ
 り。○からの香染の薄物は。唐よりわたれる薄物の香染なるをいふ。今日の日影、つげの小櫛の
 巻にも、からのうすもの、御裳など見えたり。薄物は羅にて、今の紗の如きもの、香は、淡紅に黄
 を帯びたるものなり。さて、下にきたる腹巻をすかして見せんために、薄物の狩衣とさたるなるべ
 し。○けちえむには。掲焉にて、さはやかに目たつ程の意。○腹巻をすかしては、薄物の狩衣なれ
 ば、下に着たる赤き腹巻の、さはやかに見え透くをいふ。○さすかに云々。腹巻を着たれども、公
 卿なれば、武士の太刀を用ひず。装束の時の細太刀を佩びたりとなり。巻物は、箱に巻物したる
 をいふ。新野問答に、螺鈿劔、蒔繪劔、皆細太刀にて候、劔木刀の類にて、真劔にあらざる、なまがね
 にて作りたるにて候云々と見え、貞丈雜記に、劔刀は、たゞ威儀にはかゝる類を云ふ、實用にあら
 ず、威儀のため計にする故、なまがねにて及をほそく作るに依て、細太刀といふなるべしとあり。
 六波羅より御門後醍醐こゝにおはしますと心えて、武士どもははくまゐりかこむ。山法師も

たゝかひなどして、海東とかやいふつはもの討たれにけり、事のはじめに、東うせぬ。
 めでたしなどぞいふめる。かゝれども、御門笠置におはしますすよじ程なくさこえぬれ
 ば、謀られ奉りにけるどて、山の衆徒もせうく心がはりまぬ軍器宮々も逃げいでたまひ
 て、笠置へぞまうで給ひける。大納言師賢は都へまされおはすとて、夜ふかく志賀の浦を過
 ぎ給ふに、有明の月くまなくそみわたりにて、寄せかへる浪の音もさびしさに、松ふく風
 の身にまみたるさへ、とりあつめ心ぼそし。

思ふ事なくてぞ見ましはの、とありあけの月の志賀の浦波
 その後辛うしてぞ笠置へいたどり参らせける。かやうの事ども、例のはや馬にて、あ
 づまへ告げやりぬ。

○こゝにおはします云々。延暦寺に御座ある事と思ひてとなり。光明寺殘篇に、元弘元年八月廿
 七日、被差向佐々木大夫判官、海東備前左近大夫、波多野上野前司等於山門東坂下、被向長井左
 近大夫將監、加賀前司於西坂下、被向常陸前司於勢多云々とあり。太平記にも詳に見えたり。○
 山法師の。延暦寺の僧なり。○海東とかや云々。海東は敵の大將なり。同書に、廿八日、海東備
 前左近大夫將監、其勢十七騎、於東坂下致合戦、主従十六騎討死すとあり。○事のはじめに云々。
 手はじめに、東と名にかへる敵の大將海東將監を討ちとれるは、吉兆なりとの意。○謀られ奉
 り云々。欺ひかれぬとぞりて、衆徒の中にも、心がはりして離叛するもありとなり。○宮々も云

々。太平記には、妙法院は、笠置へ越えさせ給へば、大塔の宮は、十津川の奥へどこゝるさして、先南都の方へぞ落ちさせ給ひける云々、また、大塔の宮熊野落の條に、大塔宮二品親王は、笠置の城のあひ否をきこしめされむ爲めに、まばら南都の般若寺にまのびて、御座ありけるとありて、本書といさゝか違へり。○まされかはすは、それとあらぬやうに、雜人にまじりて、都へ出で給へりとなり。○志賀の浦は、近江志賀郡にて、琵琶湖のはどりあり。○くまなくすみわたるは明かにすみわたるをいふ。○よせかへる浪の音は、岸べに打よせては、あどへかへる浪の音をいふ。○とりあつめ云々。月影、松風、浪の音、いづれもこゝろほそくさびしきをいふ。○思ふ事の歌。うれひにまづめる身にては、志賀の浦波に、くまなくらす月影も、心ほそくのみ思はれて、そのかひなければ、何ぞぞ、物思ひもなくして、この月を見たしとなり。はのどとは、俗にはんのりといふにねなしく、ありあけの、微に明くなりゆくをいふ。新古今集にも「はのど」と有明の月の月かげに「ちと見えたり。この歌、新葉集にも載せて、元弘元年八月、俄に比叡山に行幸なりぬとて、彼山にのぼりたりけるに、湖上の有明、ことたふもしろく侍りければ、文貞公とあり。文貞公は、即ち師賢卿の諡號なり。○かやうの事とも云々。六波羅より、都のさわざを、鎌倉に注進するをいふ。○はや馬は、馬にのれる早打の使なり。

只今の將軍はむかし式部卿久明親王とて下り給へりし將軍の御子なり守邦の親王とぞ聞ゆる相摸守高時といふは、病によりて、いまだ若くは幼少にして、今はその大事ともいふはねと鎌倉のぬしにて、いあめり、心ばへなとにかにどやうかゝなり

に愛しける一本
るに作れりし
時印本に有
本に作れり
あつたりて改
めたり一本に
よりて改めつ

て朝夕このむ事とては、犬くひ田樂などを愛しける。これは最勝園寺入道貞時といひしが子なれば、承久の義時よりは、八代にあたり。この頃私の方影るみには、長崎入道圓基とかやいふものあり。世の中の大小事、只この圓基が心のまゝになれば、都の大事かばかりになりぬるをも、かの入道のみぞ、とりもちて、たきて計ひける。重き武士をも多くのぼすべしときこゆ。大かた京も鎌倉もさわざの、しるさまけしからず。承久のむかしもかくやと、今さらに思ひやらる。

○久明親王は、後深草帝の皇子也。鎌倉へ下向の事は、つげの小櫛の巻に見えたり。○守邦親王は、花園帝徳治三年八月廿六日、征夷大將軍になり給へり。○一とせ入道して云々。將軍執權次第に、高時、正和五年七月十日任執事、嘉暦元年二月十三日依病出家、法名崇監とあり。時に二十四歳なり。○世の大事とも云々。高時出家の後は、相摸守時を執權に、修理大夫維貞を連署として、政事をいふはねとも、北條氏の嫡流なれば、鎌倉のぬしとして、衆人にあがめられし様子なりとなり。○心ばへなと云々。されど、其性質は、時頼時宗などに似もやらで、本心にてはなく、狂人のさまなりとなり。○犬くひは。犬をくひ合するをいふ。田樂の事、北野の雪の巻に註せり。さてこの事の、太平記に、大名たちに、田樂法師を一人づゝ預けて、裝束をかざらせける、宴にのぞみて、一曲を奏すれば、相摸入道をはじめとして、一族大名、我おどらじと、直垂大口を脱てなげ出す、これをあつめてつむに、山の如し云々、犬のくひ合ひけるを見て、面白き事に思ひ、

これを愛する事、さつづぬに入り、則諸國へ相ふれて、或は正税官物に募りて犬を尋ね、或は權門高家に仰せて、是を求めける間、輿にのせて路次を通る日は、道をいそぐ行人も、馬よりふりて是にひざまづき、農をすゝむる里民も、夫にとられて是を昇ぐ、如此賞賚輕からざりければ、奇犬鎌倉中に充滿して、四五千疋に及べり、月に十二度、犬合の日とて定められしかば、一族大名御内外様の人々、或は堂上に座をつらね、或は庭に膝を屈して見物す、時に兩陣の犬共、一二疋づゝはなち合せたりければ、入ちがひ、追合て、上になり下になり、嘯合ふ聲天をひびかし、地をうごかす、云々、(節畧)と見えたり。○八代におたれるは、義時、泰時、時氏、經時、時頼、時宗、貞時、高時の八代をいふ。○私のうしろみみ。後見にて。太平記には、これを執事とし、保曆間記には、内管領と云たり。長崎圓喜は、左衛門光綱の子なり。たゞし、同書には、この時、圓喜は老耄によりて隱退し、其子左衛門尉高資權を專にして、北條氏の政をたつへしよし見えたりは、こゝに圓喜とあるは、高資の誤にあらじか。○直さ武士どもは。まかるべき大名といふのけしからずは。異様なる意なり。○承久のむかしも云々の承久の事は、新島守の巻にあり。持明院殿には、春宮量仁はしませば、思の外にめだかるべき事なれど、今日あすはいまだ軍のまぎれにて、何のさたもなし御宿直のものいづべくしきもなくて、離れおはしますもあふなき心ちすればにやせめても六波羅近くとて六條殿へ、本院、新院、春宮引き續きてうつらせ給ひぬれど、日にそへて、天の下さわきみち、おそろしき事のみ聞ゆれば、猶これ危しとて、六波羅の北に、代々の將軍の御料とて、つくりおける椀皮屋ひとつあるに、兩院春宮いらせ給ふ。大かたのいともものしきやうなれど、よろしき時こそあれ、かばかりのきはに、何の儀式もなかるべし。

いせ給ふ印
本まおらせ給
本に作れり
本によりて改
めつ

○持明院殿は。後伏見上皇の御所なり。○思ひの外に云々。かく後醍醐帝、京師を出で給ひしかば、持明院殿がたにて、思ひがけもなく、東宮速に踐祚し給ふべきなれど、今日あすの日は、戦争のさわきにとりまぎれて、未だ踐祚のさだめもなしとなり。○うべくしきもなくて。宿直の武士の、もの、役にたつべきのなくての意。○はなれおはします云々。持明院殿は、今の上立賣の北、新町の西、安樂小路といふところにて、六波羅との間、いみじくへだたりたれ、敵方より、春宮を奪ひ奉る事もやあらんと、あやふきこゝちせらるゝ故にやあらんとなり。○六條殿の。後深草院のおはしまし、とてころにて、六條の北西洞院にあり。鴨川をへだてたれど、六波羅に近き所なれば、そこへ遷幸ありしなり。○六波羅の北に云々。光明寺殘篇に、八月二十七日、春宮自持明院殿有行啓六條殿、即御入于六波羅、(北方)供奉軍兵、丹後前司、筑後前司、備後民部大夫等數百騎也とあり。また太平記にも見えたり。○御料とてつくりおける云々。將軍宗尊親王の時つくりしなり。北野の雪の巻に見えたり。○ものしき。物々しく、仰山らしきをいふ。○よろしき時こそあれ。世の穩に無事なる時こそ御幸行啓など、物々しき儀式もいと花やかにて、見所もあれとの意なり。○かばかりのきはに。かゝるさわきの時に際しての意なり。

笠置殿には、大和、河内、伊賀、伊勢などより、兵ども参りつとふ中に、事のはじめより頼み

もものなしに
本にのしな
りばに作れ
御事印本に
の字なし御
つよりて御
あ本のきほ
一の本にか
れの本に作

思されたりし、楠木兵衛正成といふものあり。心狂くすくよかなるものにて、河内國に、
れのがたちのあたりを、いかめしくまたゝめて、このおはします所若し危からむをり
は、行幸をもあしきこえむなど、用意しけり。あづまの文びすども、やうく攻め上る
よしきこゆも、とより京にある武士ども、我先にときほひまゐる。木丸殿には、さこそ
いへ、むねくしきものなし。いかになりゆくべきにかど、いと物心ほそくねほしみだ
る。我御心もての御事なれば、かこつのかたなけれど、故郷の空も、おはれにおほしいでら
る。秋も深くなりゆくまゝに、山の木の葉のうちまぐれ、谷の嵐のおとづるゝも、あだの
きはふかと肝をけす、御すまひいつしか御身をかへたる心ちし給ふもあぢきなし。
うかりける身を秋風にさそはれて思はぬ山のもみちをぞ見る

○笠置殿は、後醍醐帝のおはします所也。○楠木兵衛正成は、橘諸兄の裔にて、楠正遠の子なり。
○すくよかは、まつかりとしたるをいふ。○れのが館のあたりは、赤坂城をいふ。太平記に、九月
十一日、河内より早馬を立て、楠兵衛正成といふ者、御所方に成て、旗を擧る間、近邊の者ども、
志あるは同心し、志あさは逃隠る。即ち國中の民屋を追捕して、兵糧のために運取、己が館の上
なる赤坂山に城郭を構へ、其勢五百騎にて精鋭候とあり。○いかめしくまたゝめては、嚴重に、
城柵を構ふるをいふ。○このおはします所。○笠置殿をいふ。○あづまの文びすは、鎌倉の武士
をいふ。○京にある武士は、兩六波羅なる兵士をいふ。○さこそいへり。○笠置殿には、諸國の武

あづまのあづま
印本にのしな
なびに作れ
作られたか
山より下り
ふのりて印

士参りつどふといへども、意なり。○むねくしきは、重だちたる人をいふ。○いかになりゆ
くべきにかと云々。かく關東より、あまたの賊兵攻め上り、六波羅の武士さへ、うちまじりて、
押よせきたるに、こなたにては、はかしくしき大將者なれば、とてもかなふまじきを、もし打
ちまけたらむには、いかになりゆくべきにかど、さこそ思召さるとなり。○我御心もての
云々、我心よりまいで給へる事なれば、いかになりゆくとも、恨み給ふべきかたげなけれど、
○故郷の空も云々。かく思ひつゞけ給ふにつけても、故郷あるみやこに、のこり留まり給へる中
宮、宮々の御事をさへ、おはれにおほし出で給へりとなり。○あだのきはふかと云々。谷間に吹
きささぶ嵐の音は、敵兵の我さきにとさはひて、襲ひ來るかと思はれて、肝心も消ゆるばかりに思
はるゝ御住居となり。○いつしか云々。九重の雲深く住みなれ給へる御身にて、かゝるさびしき
笠置の山奥の御すまひなれば、今もとの天子の御位にのゐらで、いつのまにか、たい人にかは
れるこゝちし給ふとなり。○うかりけるの御歌。北條氏を滅して、本意をとぐる事もかなはず、
つらしと思へる此身を、いづちともなく、禁中よりさそひ出されて、思ひがけぬこの笠置の山
の、紅葉を見る事となり。

既にあづまの武士ども、雲霞のいきはひをたなびかし、上るよし聞ゆれば、笠置にもい
みじうねほしさをわぐもどよりいどけはしき山のつゝらそりをえもいはず、木戸さか
も木石弓なぞいふ事どもまたゝめらる。さりとともたやすくは破れじと、願ませ給へる
に、後の山より御かたきどもくづれ参りて、木戸ども焼きはらひ、おはしますあだ近

坂に、行幸し給ひと思しめさるとなり。○藤房具行云々。太平記には、藤房、季房の兄弟のみ供奉せるよしに見えたれど、此時季房は、中宮に従ひ奉りて、京師に留りたれば、誤なるべし。○はのはは。火の穂にて、火焰をいふ。○夢とだに云々。夢ともうつゝども、思ひわけられずとなり。○のびさせ給ひ云々。逃げのび給ひしをいふ。○ならばぬ山路に云々。なれ給はぬけはしき山路を、こえさせ給へば、御心ちあしく、疲勞し給ひてとなり。○たかまの山。山城國經喜郡にあり。山城名勝志に、中村南、市野邊村巽、有多賀村と見えて、そこにゐる山なるべし。○御心ちを云々。ためらひ、躊躇にて、えもゆきやらす、御疲勞をやすめんとて、えばし躊躇し給ふをいふ。○案内聞えたるしも云々。深須は、敵の武士なり。案内のみちびきにて、御歸路あるべきよし申して、導き奉るをいふ。めざましう口をし、あきるゝ程のありさまにて、残念なりとなり。さて、此事の、光明寺殘篇に、九月三十日、先帝マカノ山御落之處、山城國住人、深栖三郎入道參向有王山、告申陸奥殿、先帝、妙法院、源中納言具行、万里小路中納言藤房卿、六條少將忠顯、四條少將以下生捕了と見え、また太平記にも詳なり。○上達部。具行、藤房等なり。○思ひやるかたなく云々。思ひやる、思ひをばらすにて、敵のために見つけらるゝうへ、思ひをばらすひやうもなく、いづれも、たゞ顔を見あはするのみにて、いかせせんかと、あされたる様子なりとの意。○陸奥國の守貞直は。北條時政六世の孫、民部少輔大佛宗素の子なり。○今いたる云々。かく敵の大將貞直、あまたの軍兵にて参りたれば、いかにすとも、運るべき道なればとなり。やがて宇治に行幸あるべきよし奏すれば、御心にもあちでひかされおはします程に、

心うしといふもなめなり。具行、藤房、忠顯少將など、やがておのが手のものどもに隨へさせつ。大納言入道、御馬のまりに走りぬれど、師賢かちるの掛かげ木のもとはみつゝ、どかくためらふ程に、それも見つけられてどられぬ。後置君をば宇治へ入れ奉りて、まづ事よし、六波羅へ聞ゆる程に、一二日御逗留あり。かくいふは九月三十日なれば、空のけしきさへ時雨がちに、涙もよほしがはなり、平等院の紅葉御覽じやらるゝも、かいらぬ行幸ならば、おいなじ。後冷泉院かどよ、こゝに行幸去給ひて、三四日おはしましける、その世の人の心ち、上下何事かはど、うちやましくおはれにればさる。

○御心にもあらでは。御心はすゝみ給はねど、貞直に引かれ奉りて、行幸あるをいふ。太平記には、十月二日、六波羅の北の方、常葉駿河の守範貞、三千餘騎にて、道をけいと仕て、主上を宇治の平等院へおし奉る云々、三日まで平等院に御逗留ありてぞ、六波羅へは入らせ給ひけるとあり。○なめなりは。一通の意にて、只心うしなせといふは、普通の詞にて、つらき事の上もなしとの意なり。○おのが手のもの云々。大佛貞直、部下の兵士をして、具行藤房等につけ隨はせて、警護せしめたりとなり。○御馬のまりは、笠置より落ちさせ給ひしとき、御馬の後に從ひしをいひ、走り後れては、師賢卿は、徒歩なれば、走りたれど、御馬に後れてとなり。○見つけられて云々。敵の武士に見つけられて、捕へられたりとなり。公卿補任に、元弘元年、大納言正二位藤師賢廿九、出家、法名素貞、山城國寺田郷地頭代野邊若熊丸、召捕之進武家云々と見えたり。○六

波羅へ聞ゆる。みかどを宇治へ行幸なし奉れるよしを、大佛真直より、六波羅へ注進せしなり。
 ○時雨がちに云々。空のけしきさへあはれをそへて、涙をもよほすやうに、時雨するをいふ。○
 かゝらぬ行幸云々。かゝるあさましき事にはあらで、御なぐさみの行幸ならましかば、いかにあ
 もしろからまじと、思しめせば、はりあひあしとなり。○後冷泉院かといふ云々。帝王編年記に、
 治暦三年十月十五日、行幸平等院、河上儲樂屋、立錦燈、遊之與古今絶歎、十六日、依雨還宮延
 引、十七日有御作文云々、今日還御、有種々賞と見えたるをいふ。○其世の人の心ち云々。昔後
 冷泉帝宇治に行幸ありし時、幽篁のさまの美々しさなど、拜觀し奉る世人の心ち、さて其をり
 のみかど、供奉人のありさま、いかばかりなりけむとらやましく、こたびとらばれの身とな
 りて、心ならず行幸し給ふ事を、あはれにかなしくおぼしめさるとなり。

十月三日、都へ入らせ給ふも、思ひしにかはりて、いとすさまじげなる武士ども、術府の
 すけの心ちして、御輿近くうちかこみたり。風箏にはあらぬ綱代輿のあやしさにぞた
 てまつれる。六波羅の北なる檜皮屋には、もとより、後伏見花園光厳兩院春宮おはしませば、南の板屋の
 いとあやしきに、御まつらひなぞしておはしませするも、いとはしうかたせけなし。聞
 近きほどに、よろづさこしめし、御覽じふる、ことごとくにのけてあかかでお舞心動か
 めやうのあらむ。口をしうおぼしみだる。ならばぬ御やどりに、時雨の音さへはしたな
 くて、

またなれぬいたやの軒のむら時雨音をさくにもぬる、袖かひ枕詞

○十月三日云々。光明寺殘篇、歷代皇紀、皇年代略記等には二日とし、太平記、天正本、及び光嚴院
 宸記には、四日とあり、御歸洛のさま、同宸記に、十月四日、此曉、先帝被奉入時益宿所云々、
 見物者等云、云々、及寅終刻、先帝又乘輿、數萬騎武士打圍之、就中、真直若鏡、不着甲、在御
 輿前、其外軍士圍繞前後、左右每手取松明、又在地人、燒松明、最如白晝云々と見え、太平記に
 は、日比の行幸に事かはりて、風箏は、數萬の武士に打かこまれ、月御雲客は、あやしげなる籠
 の輿傳馬にたすけのせられて、七條を東へ、河原を上りに、六波羅へといそがせ給へば、見る人
 なみだをながし、聞人心をいたましむとあり。○思ひしにかはりては、常の行幸のさまには違ひ、
 思の外にてと也。○すさまじげなる武士の。恐ろしげなる武士をいふ。すさまじひ、枕草子に、
 すさまじきもの、晝吠ゆる犬、火おこさぬ火桶云々などありて、興さめて、おもしろからぬ意
 なるを、轉じて、物すこき意にも用ひ、また恐ろしき意にもいへり。○術府のすけの。六術府のす
 げにて、近衛の中將少將をいひ、衛門兵衛の佐をいふ。いづれも、行幸の供奉の官なるよし、延
 喜式に見えたり。○風箏には云々。風箏とは、天子の御乗物にて、登車の屋形の上に、金風を立
 てたるものなり。さて、太平記には、風箏に御したまへるよしに見えられど、前に擧げたる宸記
 にも、本書と同じさまに見ゆれば、そは誤なり。○綱代輿云々。綱代にてはりたる、きたなき輿
 をいふ。○北なる檜皮屋に云々。兩院春宮の、こゝにうつりおはしますよし、前に見えたり。
 ○南の板屋の云々。六波羅の南方にうつし奉るをいふ。光明寺殘篇、梅松論にも見えたり。板屋

にわたり給一本
にわたり給一本
にわたり給一本

御孫にて印本
に孫にて印本
に孫にて印本

出できぬるな
印本に出でき
印本に出でき

は、板蕨の家なり。○御まつらひの。御造作などつくらふをいふ。○間近き程に云々。六波羅の南方にふはしまして、間近かさ程なれば、北條氏のわがまゝに振舞ふ事を、見給ひさし給ふにつけても、御心の動かせ給はぬ事の、いかでかなかるべき、事毎に残念におぼしめすとすなり。○まだなれぬの御歌。いまだ住みなれし事もなき、この板屋の軒ばに、ふりかゝる時雨の音を聞くにつけても、かくあさましく、あばらやに幽閉せらるゝ事の、くちをしくなしさに、あつから、涙をもよほして、時雨のもるにあらで、わが涙のために、袖のぬるゝ事かなとなり。こは、新葉集雜上に載せて、題まらず、後醍醐天皇と見え、太平記に、遠からぬ雲の上の御すまひ、いつしかと、思召出す御事多き折節、時雨の音、一通り軒端の月に過ぎけるを、聞しめして、とありて、初句まだなれぬを、すみなれぬとまたり。さるかたやよからむ。また、五句のぬるゝ袖かなを、袖のぬれけりとまたり。

中務の宮は、正成がもとにねはしましつれど、御門のかくならせ給ひぬれば今はかひなしとして、それも都へ入らせ給ひて、佐々木判官時信といふものゝ家にわたり給ひぬ。つれづれと物思しみるゝより外の事なし。

世のうさを空にもまゐるや神無月ことわりすぎてふる時雨かな

この御子は藤大納言爲世の御孫にてものし給へばかの家に常のすみ給ひしほどに、大納言のすゑの女大納言の典侍と聞ゆるに御覽じつきて、その御腹に姫宮なごいできたまへり。又中宮の御匣殿は、宮の御兄の右の大臣公願を聞えし御女なり。其御腹にも男みこなごおはします。思ふまゝなる世をも待ちいで給はれど、誰も行末頼もしく思ひ聞えつるに、かくおもひの外に、おさましき事の出でさぬるを、深う思ひなげく人々かすまらず。御匣殿のうせ給ひしかば、この頃は、たゞこの典侍の君をのみまたなきものに思しかはしつるに、吹きかふ風もま近きはどに、おはすれど、御對面のかもひよらず。おぼつかなさの慰むばかりなる御消息などだに、通ふこともかなはぬ御ありさまを哀にいふせう、思しむすば、れたり。

○正成がもとに云々。尊良親王の、護良親王と共に、楠正成の居城にうつり給へる事、上に見えたり。○かくならせ給ひ云々。父御門、六波羅に幽閉せられ給ひし上り、今いかにせだ、力なしと思しめしてとなり。○都に入らせ給ひ。自ら京師に入り給ひしなり。光明寺殘篇には、十月二日、右馬助殿家人口口四郎、於河内國、奉捕一宮とありて、本書どたがへり。○佐々木判官時信の。左衛門尉頼綱の三男にて、檢非違使左衛門尉なり。判官は、職原抄に、檢非違使尉稱之判官とありて、尉は、四部官とて、官等を長官、次官、判官、主典の四等にわかつて、判官にあたれるをもて、まかいへり。○つれづれと物思しみるゝは。獨さびしく、つくづくと物をもの思しめすをいふ。○世のうさをの御歌。神無月は、十月をいふ。ことわりすぎて、道理にもすぎたて、例よりも、多くの意なり。さて、一首の意は、世をつらく思へる我心をくみまはりて、大空も

おはれと思ひけるにやあらじ、この十月の、わきて時雨の降ることとなり。こは新葉集雜上に
も載せて、元弘元年百首よみ侍りける中に、中務卿尊良親王とあり。○藤大納言云々。尊良親王の
大納言爲世卿の女、贈從三位爲子の腹にて、上に見えたり。○かの家の。爲世卿の家をいふ。○
中宮の御匣殿の。御匣殿の別當にて、中宮につかへたるをもて、まかよべり。御匣殿の事は、烟
の末々の巻に註せり。○右の大臣公顯は、實象の二男なり。○思ふまゝなる世を云々。此尊良親
王は、まうけの君に、そなはり給ふべき皇子におはせば、つひには、天位にもつき給ひて、思ふ
まゝに、世をまらすべき時をも待ちつけ給ひなば、いかばかりめでたからましと、人々の望をか
けわたるにとなり。○吹きかふ風も云々。この皇子の預けられ給へる、佐々木時信の家と、大納
言の典侍のすまひとは、風も吹きかよふべき程に、いとま近きところなれどなり。○おもひも
よらずの。御對面の事のかけても思ひよらず、難き事ぞとなり。○おぼつかなさの云々。逢ひ給
ふ事のかなはぬ心もとなさの、すこしばかりにても慰むべき御消息なりども、典侍の君に、つか
はし給はまはしけれと、それもかなはぬうき御さまをとなり。○いふせうは。心のはれぬさまを
いふ。

法親王一本に
宮親王とあり

ひとつ御腹の座主の法親王も、長井の高廣とかやいふ者、あづかりたてまつりぬ御門
遠くうつらせ給はむほと、此御子達も、かのがちりくになり給ふべしなと聞えけり。
春宮は、世をつしみて、六波羅に渡らせ給ふ先帝のわたのため、同じ御やとり、葦垣
ばかりをへだてにておはしませば、主なき院の内、いとさびしく、衛士のたく火も、か

丈の上一本に
其の字あり
髪を前に印本
に髪をへに
あり一本に
りて一本に
重りの下
部の字あり

げだに見えず。内にいひつしか、けしかるものなとすみつきて、或時は、紅の袴長やかに
ふみたれて、火ともしたる女、見るまゝに、丈は軒とひとしくなりて、後には、かさけち失
するもあり。又いみじう光を放ちて、髪を前にみだし、かけたる童なども見えけり。鬼殿
なぞの、かくやありけむとおそろし。人すまで年経あれぬる所なとにこそ、かゝる事も、
おのづからありけれ。僅に一月二月の中に、かゝるべきにあらぬを、これかれいと怪
しきわざなるべし。

○ひとの御腹は。尊良親王と御同腹なるをいふ。○長井の高廣云々。光明寺殘篇に、妙法院宮、
預長井因幡左近大夫將監と見えたり。○おのがちりくに云々。後醍醐帝遠島へうつされ給はむ
程は、この尊良親王、尊澄法親王たちも、國々へわかち流され給ふべしなど、うはさせりとなり。
○あし垣ばかりを云々。葦垣は、葦をもてつくれる垣にて、一重にて間近きよしなり。後醍醐帝の、
六波羅南方におはし、東宮の同じき北方にましますれば、其間、たゞ一重隔るのみにて、いとまぢ
かしくなり。さて、東宮の已に賤祚ありて、此時の内裏におはしませば、このさまの誤にて、群
に下條に辯せり。○ぬしなき院の。今までの皇居にて、二條宮小路殿なり。その秋のみ山の巻に見
えたり。さて御門も、東宮も、六波羅におはしませば、二條内裏を、ぬしなき院といへるなり。
○衛士のたく火云々。衛士の、衛門府に屬する兵士にて、禁中を守衛し、夜の火をたきて守るな
り。こも秋のみ山の巻に註せり。○けしかるものども云々。異やうなるものにて、禁中には、い

のまにか、狐狸などのすまひせるをいふ。○紅の袴長やかに云々。以下妖怪のさまをいへり。ふみ
たれての、長く引き垂るゝをいふ。○鬼殿の。妖怪のすめる家にて、俗にばけものやしきといふ
に同じく、世に鬼殿などいへるの、かゝるものにはやとの意なり。今昔物語にも、三條東の洞院の鬼
殿の跡に、大なる松木ありけりなど見えたり。○僅に一月二月の中に云々。此時の、十月なかばな
れば、後醍醐天皇、八月廿四日、笠置に行幸し給ひしより、未だ二月に満ざれば、まかいへり。
さて、すむ人もなく、年久しくあはれてたる處にこそ、妖怪のすむものなれ。一月二月の中に
の、いまだかゝる事の、あるまじきわざなるを、これかれを思ひあはすれば、甚不思議にたへぬ事
なりとなり。

さてれいのあづまより御使のぼれり。代々のためしとかやとて、秋田の城のすけ高景、
二階堂出羽の入道道雲とかやいふものを参れる。西園寺大納言公宗卿に事のよし申
して、春宮御位につき給ふ。さるべき御事といひながら、今日あすといひ見えざりつるに、
いどめでたし。さて六波羅より、この度は世のつねの行啓の儀式にて、持明院殿へ入ら
せ給ふ。後伏見花園雨院もひきつくるひたる御幸のよしなり。ひしめきたらぬ世の音なひを、聞
しめす先帝の御心ちたどしへなく、ねたく入わろし。もとの内裏へ、新帝うつらせ給ふ。
上達部のこりなく仕う奉らる。後伏見院も常盤井殿へおはしまいて、世の政事聞しめせば、後
宇多院のむかし思ひ出でられてあはれなり。いつしか十月十二日繪旨下されて、前の

公宗の下印本
一本の字なり
補ひつゝ御事
さるべき御事
印本にさる御
中によりて改
めつゝ御事
木につかまつ
本にさる御事
に據て改めつ

繪旨印本に令
目より改め

御代の人々、大中納言宰相すべて十人、宣房、公明、藤房、具行、隆資、實世、實治、季房、隆重、忠顯、
つかさやめらるゝよしきこゆるも、昨日までの時の花と見えし人々、つかのまの夢か
とあはれなり。

○御使のぼれりは。光明寺殘篇に、九月十八日戌刻、(秋田城介殿、二階堂出羽入道殿)京着、自路
次六波羅北方被參とあるをいふ。○代々のためし云々。この高景道雲の先祖の、承久の時かゝる
御使にて上れる例によりて、此度も、此二人を使者として、上せたりとなり。土御門天皇踐祚の
時、高景の祖秋田城介義景、道雲の祖出羽前司行義の兩人、上洛せるなどをいへり。そは、保曆間
記に見えて、三神山の巻に引けり。さて高景は、義景の曾孫左兵衛尉時顯の子にて、道雲は、行義
の曾孫出羽守行藤の子、從五位下出羽守貞藤あり。道雲は法名にて、尊卑分脈、太平記には、道
蓋に作れり。○御位につき給ふは。皇年代略記に、元弘元年辛未九月廿日癸巳踐祚、十九、被下太
上天皇詔命、于時劔璽不渡之、壽永之例也、十月六日、渡劔璽、(自六波羅、奉渡土御門東洞院皇
居。或説、神璽聊有子細云々)とあり。○さるべき御事とは云々。皇太子の踐祚あらひは、まかあ
るべき事といへども、いまだ今日あすといひ思はざりしに、かくいひ早く帝位につかせ給へるは、
いどめでたしとなり。こは上の條に、持明院殿には、春宮おはしませば、思ひの外にめでたかる
べき事なれど、今日あすは、いまだ軍のまされにて、何のさたもなし云々とあるを、うけたる文
なり。○六波羅より云々。續史愚抄に、九月二十日癸巳、自六波羅館、行啓于土御門東洞院殿、
被行踐祚儀云々とあり。下文に、もとの内裏へ云々とあれば、まづ持明院に行啓ありて、それより

土御門内裏にうつり給へるなり。○ひきつくるひたる云々。さわぎの時の御幸とかはり、こたびは定りたる隨身車副なを従へ、行列たゞしく整へられし御幸なりとの意。とも上に六波羅へ御幸の事を記して、かばかりのきはには、何の儀式もなかるべし、とあるをうけたる文なり。○ひしめきたちぬる云々。六波羅北方にて、行啓御幸とて、従者どもあつまりて、押しあひさわぎたつ物音を、同所南方に幽閉せられてさへ給へる、後醍醐帝の御心ちは、たゞふるはものなき程、ねたましくうらめしくおぼしめして、外聞わるさばかりにおはすとなり。さて、光嚴院の職祚は、九月廿日にて、後醍醐帝いまた笠置におはします時なれば、本書は誤れり。○常磐井殿へ云々。續史愚抄に、九月二十日癸巳、院、新院等、自六波羅、幸常磐井殿とあり。○後宇多院のむかし云々。後宇多院も、むかしこの常盤井殿にて、院政をさこしめしたれば、その時の事なき、思ひ出でらるとなり。後宇多院の事は、秋のみ山の巻に見えたり。○繪旨は。勅旨と同じく、繪旨の旨の義なり。禮記に、王言如絲、其出如綸とあり。其様は、任官の勅を、職事方より、上卿に下知する状を、口宣案といひ、其旨をうけて、上卿より外記に下知する状を、宣旨といひ、外記宣旨の趣を受けて、書て出す状を繪旨といふよし、貞丈雜記に見えて、三内口決にも載せたり。○大中納言云々。宣房は大納言、公明藤房は中納言、具行實世は權中納言、實治季房は參議也。○時の花と云々。時にあひて、さきにはへる花の如く、君の寵遇をかうぶりて、時めさし人々と也。○つかのまの云々。つかは、十握劍、八束篋のつかと同じく、一握は巻の間にて、暫しの間をいふ。かゝるにつけて、いひとつ御どうのみ、今、わく方なく定り給ふべきかと、世の人も思ひ聞

たてまつらるるにたてまつるに作れり
印本にたてまつるに作れり
改めつ

ゆる程に、龜山院の御流絶ゆべきにあらすどにや、先坊の一宮を、太子に立てまつらる。御乳母の雅藤の宰相の法性寺の家に渡らせ給へるを、土御門高倉の先坊邦真の御跡へ入れ奉りて、十一月八日坊に定りたまふ。今は思ひのたえぬる心ちしつるに、いとめでたし、松が浦島に年経給ひぬる入道藤子の宮も、御親の心ちにておはしますべければ、木上天皇になすらへて、崇明門院ときこゆ。よるつ斧の柄杓らしむかしを改めたる宮のうちなり。ありし後、かのがさま、まかで散りにし古女房、上達部殿上人など、世の中くむじいたくて、こゝかしこに籠り居たりしも、いつしかと参りつとよさま、谷の鶯の春待ちつけたる心ちして、いとたのもしげなり。傳には、久我右の大臣長通、大夫に、中院大納言通顯なり給ふ。なべて世に年比うづもれたりし人々、いつしかとつかさ位さまさまに思ふまゝなる氣色ども、目の前にうつりかはる世のありさま、今さらならぬぞいと老るくけちえひなるも、あぢきなし、かくて年もくれぬ。

○一御どうのみ云々。どうの、族の音便にて、御一族の意なり。さて、持明院の御すぢの皇子のみ、御位をうけつがせ給ひて、兩統立なきいふ事もなく、他流をまじへず、この御一流に定り給ふべきかと、世人の思へるにとなり。○雅藤の宰相は。參議顯雅の子なり。○坊に定り給ふ云云。公卿補任に、元弘元年十一月八日、以康仁親王爲皇太子、關東計申之とあり。○今は思ひの

たえぬる云々。先坊邦良王薨じて後、光嚴帝東宮に居給ひしかば、此皇子の東宮にそなはり給ふ事は、よもかなふまじと、望みのたえぬる心ちせしにとなり。○松がうらしまに云々。尼宮にてましますをいふ。後撰集雜に、西院のきささ、ねはんぐしあるさせ給ひて、おこなはせ給ひける時、かの院の中島の松をけづりて、かきつけ侍る、素性法師、「音にさく松がうらしまけんぞ見るうべこゝろあるあまもすみけり」とあるをとりて、まかへるあり。季吟の抄に、松がうら島、陸奥也、松ある中島を比してよめり、蛸を尼によそへて、西院の後の行ひたまふ事を、はめ申す心なりと見えたり。此御息所祿子内親王御出家の事は、春の別の卷にあり。○御親の心ちにて云々。祿子内親王は、先坊邦良親王の御息所にて、この康仁親王の御生母にわらねど、まことの御親のやうにてねはしませばとなり。これは春の別の卷にも見えたり。○崇明門院とさこゆは。女院小傳に、崇明門院、祿子、先坊妃、後宇多女、正中三年月日爲尼、元弘元年十月廿五日准三宮、同日院號とあり。○斧の柄の朽にし云々。晋の王質の故事なり。斧の柄の朽ちはてたる如く、先坊のかくれ給ひて後は、世にさしはなれて、さびしげなる昔を、改めたる宮の中也となり。さて王質の事は、列仙傳に、王質晋衢州人也、入山伐木、至石室山、見石室中、有數童子圍棋、質置斧觀之、童子以物如棗核與質、令含咽其汁、便不覺飢渴、童子云、汝來已久可還、質取斧、柯爛已盡、質亟還家、已數百年、親舊無復存者、復入山得道、人往々見之、と見えたり。○ありし後云々。先坊の薨じ給ひし後には、女房、上達部、殿上人など、思ひくは逃散して、世の中の事を、おもしろからず思ひで、ひきこもり居れるをいふ。くむじは、屈しの意なり。○谷の鶯の云々。此人々の、再び御子の東宮に仕へ奉りて、今までの愁の眉を開きたるさま、冬ごもりせる、谷間の鶯の、春を待ちつけて、長閑なる光に逢へるが如き、心ちするならむとなり。傳には久我右の大臣云々。傳とは、東宮職員令に、傳一人、家以道德輔導東宮とあり。この事は、公卿補任に、右大臣從一位源長通、(五十二)十一月八日兼春宮傳、大納言正三位源通顯、十一月八日兼春宮大夫と見えたり。長通は、太政大臣久我通雄の子、通顯は、内大臣中院通重の子なり。○なべて世に云々。後醍醐帝の、かくならせ給へる後は、この東宮附の人々のみならず、これまで用ひられずして、ひきこまれる人々も、いつの間にか、官位をたまはりて、得意なる様子どもを見るに、もとより、定めなき浮世の狀態なれば、今更變へべきにもあらねど、かく變遷のいちじるく、色はやかなるを見れば、あまりはなまけなきあざなりとの意なり。○としもくれぬは。元弘元年の暮れゆくをいふ。

第十九 久米のさら山

元弘二年の春にもなりぬ。新しき御代の年のはじめには、思ひなしさへはなやかなり、
光厳
うへも若うきよらにおはしませば、よろづめでたく、百敷の内、何事もかはらず、さるへ
き公事のそりく、さらでも、院内おなじ陣の中なれば、ひとつに立ちこみたる馬車隊
なくにきはしけれと見し世の人の、ひとりもまじろはず。参りまかづる顔のみぞかは
れる。

○久米のさら山。元弘二年三月、後醍醐天皇、隠岐に遷幸と給へる御道すがらの事ども、ふよび
尊良親王、尊澄法親王以下、諸忠臣の配流せられ、又は殺害せらるるさへは、委しく記し、光厳帝
の大嘗會の儀、隠岐の御ありさ等、同じ年の終までの事との六たり。卷の名は、後醍醐天皇の、美
作國にて、「さ、おさし久米のさら山こえゆかぬ道と」かぬて思ひやれせしとよませ給へる御歌
によれり。○新しき御代は。元弘元年九月廿日、北條高時、後伏見院の皇孫義隆親王と、位にの
け奉りたれば、今は代始の新年なり。○うへも若う云々の。去年御隠岐の時、御年十九とあれば、今
年は二十にならせ給へるなり。○百敷の内は。禁中といふ。○何事か。後醍醐天皇の御代、
元弘三年正月一日辛未、節會、三日癸酉、有殿土淵殿、七日丁丑、節會、八日戊寅、女教位、御
齋會始、後七日法、十六日丙戌、節會などあれば、よろづの公事ども、常にかはらず行はせ給へ

わはしの下
にの二字印
よりて補ひ
にたりて
かきたてし
木にのき
し又たは
いさあり
一本に
改めつ

るをいふ。○さらでも院内云々は。主上は、二條宮小路殿におはしませし、後伏見、花園兩院は、常
盤井殿におはしませして、間近ければ、仙洞を離れ、御用ひたるなる入し。こは、秋のみ山、および
むら時雨の巻にも見えて、そこに圖をおぼたす。さう然るべし公事あるときは、御所に馬車のたち
こむは勿論なるに、同じ所に仙洞御所へおれば、院と内とに参る百官の馬車、二つ所に、すき
間もなくたちこみて、にさはひたりとなり。○見し世の人は、光厳より見知りたる人は、一
人もあらずして、皆新参の、見なれぬ顔のみになれりとなり。
後醍醐
先帝のいまだ六波羅におはしませす。二月の頃、空の景色の、とやかたかすみわたたりて、ゆ
るらかに吹く春風に、軒の梅なづかしくかたりきて、鶯の聲うららかなるも、うれはし
き御心ちには、ものうかるねにのみ、聞し召しなされる。ことやうなれど、かの上陽人の宮
の中、思ひよをへらる。長さ日影も、いとくらし難き御なぐさめに、とや聞え給ひけむ。
中宮より、御琵琶奉らせ給ふついでに、いとくしかなる物のはしに。
思ひやれちりのみつもる四の緒にはらひもあへずかゝる涙を
げにどおほしめしやるに、いとかなしく、玉水のながるゝやうになむ。御かへし。
かきたてしねをたちはて、君こふる涙の玉の緒とぞなりける
○六波羅におはしませす。村時雨の巻に、六波羅の雨の板屋の、いとあやしさに、御まつらひな
どしておはしませすも、いとどおほしうかたどけなし、とありし御所にて、年をこえさせ給へ

る也。○ゆるらかに吹く春風は。春風の、輕々として、ぬるくゆく程をいふ。○うら／＼かは。うら／＼と、長閑なるをいふ。○うれはしき御心ちは。憂ひありげなる御心ちの意。うれはしは、憂ふることを、形容にいひなせる詞なり。○ものうかるねは。懶くある音の意にて、俗語に、いやさうなる聲といはんが如し。さて、うら／＼かある聲の聲も、憂ある御心には、物らげに鳴ぬる如く思はれ給ふとなり。この詞は。古今集に、「春たてど花もにははぬ山里のものうかるねに驚のなく」とあるによりてかけり。○ことやうなれば。たどへを上陽人にとるは、異様に、ふさはしからぬやうなれどとなり。○上陽人の宮の中は。白氏文集新樂府に、上陽白髮人あり。註に、天寶五載己後、楊貴妃專寵、後宮人無復進幸矣、六宮有美色者、輒置別所、上陽是其一也。貞元中尙存焉と見え、其詩に、上陽人、紅顏閣老白髮新、綠衣監使守宮門、一閉上陽多少春、玄宗末歲初還入、入時十六今六十、同時采擇百餘人、零落年深殘此身、憶昔香塵別親族、扶入車中不數哭、皆云入内便承恩、臉似芙蓉胸似玉、未容君王得見面、已蒙恩寵逐側目、妬令潛配上陽宮、一生遂向空房宿、秋夜長、夜長無寐天不明、耿耿殘燈背壁影、蕭々聞雨打聽聲、春日遲、日遲獨坐天難暮、宮鶯百轉愁厭聞、梁燕雙栖老休妬、鸞歸燕去長情然、春往來秋不記年、唯向深宮望明月云々とあるより、歌にも多く讀る中に、夫木集に長方卿はかなしや空しき床に明くれて年のむぞちの空にすぎぬる「定家卿、」さらさらの塵も拂はぬ床の上にはひとまよはひのつるべしどは「なごいと多かり。○いとくらし難き云々。たいさへ長き春の日だ、かゝるところにねびのさせ給ひて、つれづれにおはしませば、一しは暮しかねさせ給ふべきと、その御慰みにもやなら

れど、御琵琶を奉らせ給ふついでに、次なる御歌をも、さこえ給ひつるならむとなり。○思ひやれ云々の御歌。君ましまさすなりて後は、うき日月をまかりつゝ、かきたつる事もなければ、四つの緒に、塵のみつりて、拂ひもあへぬ涙の、はふりかゝるを、せめてあはれと思ひやり給ひてよとなり。此御歌、新葉集雜下、及び太平記にも載せたり。四の緒とは、琵琶をいふよし、八雲御抄に見えたり。○玉水のながるゝやうには。御涙の、せくかたもなく、玉水のごとくに流るとなり。玉水とは、雨などよるとも、軒端よりかふる雨の、玉をなして垂るゝをいふ。式子内親王の御歌に、「山ふかみ春ともえらぬ松の戸にたえゝかゝる雪の玉水」などもよあり。○かきたてし云々の御歌。そのかみかきたてならして、たのみみし琵琶の音をも、今は絶ち果て、かくらき世ながらに、わかれ奉りつゝ、いつあふべしとも、定めなき身となりたれば、そのたえし琵琶の緒も、やがて君を戀ひ去の涙の玉を、ぬくべき緒となりけりとなり。琵琶をかこせ給へるにつけて、ねどいひ、緒などいひつゝ、さて玉を貫く緒といふに、涙の玉といひ下せり。太平記には、ひき返して御返事ありけるに、「なみだゆるなかばの月のかゝることも共に見しよのかげのわすれし」とありて、これとたがへり。

かの承久のためしにとや、あづまよりの御使には、長井の右馬助高冬といふものなるべし。これは頼朝の大將の時より鎌倉に重きものゝふにて、いまだ若けれども、かゝる大事にも、のぼせけるとぞ申しける。遂に隱岐國へうつし奉るべしとて、三月のはじめの七日に、都を出でさせ給ふ。今はと聞しめす御心まごひども、いへばさらなり、所々の

ためしにさや
のさの字印本
になき一本
にあづまよりの
あづまよりの
下の字一本に
よりつ
七日の下に
半一本より
て補ひつ

加りける印本
加り一本により
て改めつ
生れけむ一本
に思ひけん
わり

なげき近うつかまつりし人々の心ちども、おき所なくかなし、御門もかぎりなく御心
憐むべし。いとからし人も人に見えごと、かつのいおぼしまつむれど、わやにくにすゝみ出
づる御涙をもてかくしつゝ、おはします。ふりにし事を思しいづるにも、立ちかへりま
た世をやすく思さむ事のいとかたければ、よるつ今をとちめにこそ、思しめぐらす
に、人やりならず、口をしきらざり加りける前の世のみぞ、つさせすうらめしき。

つひにかく沈みはつべき報いあらば上なき身とは何生れけむ

○かの承久のためし云々。後鳥羽土御門、順徳三上皇を、遠所に遷し奉れる例などといふ。事は
新島もりの巻に詳あり。○長井の右馬助高冬云々。續史愚抄に、元弘二年三月五日甲戌、關東使
右馬助高冬、長合重事入六波羅先帝遷云々、六日、自鎌倉、奏言可有御落訪由于先帝、而不被聞
食、因疑重祚叙慮云、七日丙子、爲相模守入道高時商量、奉遷先帝于隱岐、已刻出御六波羅館、
兩御車寄西園寺中納言、(公重不供奉)殿上人頭中將行房朝臣、前左少將忠顯、女房二人(藤内侍
三位某、大納言宰相某)等供奉、武士貞胤(千葉)已下、奉數百騎警固とあり。○今はと聞しめす
云々。かねて期し給へる事にはおはしませせ、今はいさしと、御遷幸の事を聞しめし給へるに
つけて、いかにせんと、御心まどはし給ふも、げにさる事にて、そのかしてさは、いへば更な
りとの意。○所々のなげきは。女院、中宮、其他宮たち、および近侍の男女房どもにいたるまで、
どのおひの、心もそらに、いかにせせしと、まどひかなしむとなり。○御門もかぎりなく云々。

さすかにわが身の御上を、かなしむ事は、なやみ思召したまふなるべしとなり。○いとからし
云々は。かく歎きかなしむさまを、人には見られまじと、かたつかたには、御心を頼り給へども、
かたつかたよりは、又わやにくにも、涙の何となくはふりたつるを、袖などにて抑へ隠しつゝ、
まのびればしますとなり。○ふりにし事をおぼしむるは。かの承久の昔をいふべし。○立ちか
へりまた世をやすく云々は。昔後鳥羽順徳上皇も、御志をもたらし、遂に遠所ながらに、かく
れさせ給へるが如く、御みづからも、今かくて遠所にうつらせ給ひては、再び立ちかへり、天の下
を知食て、世をもやそく治め給はむと思すことは、高の一もかなひがたかるべければ、すての
事ども、今日をかぎりの事と思召し給ふにつけても、よそよりの事にはあらで、われどわが御上
のあさましくればされて、前の世の宿縁のつたなきを、盡ることなく、口をしく恨めしく、思召
し給ふとなり。○人やりならずは。わが心からにて、人にひかされたる事ならずの意なり。古今集
の歌に、「人やりの道ならなくに大方のいさうしといひていさ歸りなん」ともよめり。○つひにか
く云々の御歌。ありく、一天下のあるとは、えればしきさで、つひにこの度の如く、遠所
に遷され、おきの小島に沈淪して、身をはたしつべき果報の者あらば、その因縁はより外、はじ
めより、わまの子などにも、生れてありぬべきを、何故に、上もなき、天子の身とは生れたるなら
ん、今更に、宿縁のつたなきを、恨めしく思ふとの御意あり。三の句、天正本太平記には、身と
ならばとあり。

已の時ばかりにいでさせ給ふ。朝代の御車に、御前どもなどは、故院の御世より仕う奉

已の時印本

いみじき印本
あり今一本に
なりして印本
なりして印本
あり一本に
りて改めつ

つくし、染めつくして、いみじき清らを好みと、のへたれば、かくてしも、世にめぐらじき見物なり。六波羅より、七條を西へ、大宮を南へ折れて、東寺の門前に御車れさへらる。とばかり御念誦あるべし。物見車所せきはととなり。よろしき女房も、つばさうぞくなどして、かちの物ども、うちまじれり。わかきも老いたるも、尼法師、あやしき山がつまで立ちこみたるさま、竹の林にことならず。たのしく目押し拭ひ、鼻すゝりあへるけしきども、げにうき世のきはめは、今につくしつる心ちぞする。

○御供には云々。前に引ける續史愚抄を、合せ見るべし。○おのがじは。各自の意。さて御供の人々も、かのく都を離る、事なれば、とりくに、親戚知人、其他の名残の惜さも、いひつづくすべくもあらずと也。○六波羅よりの御おくりの武士云々。太平記に、明れば三月七日、千葉介貞胤、小山五郎左衛門政秀、佐々木佐渡判官入道道譽、五百餘騎にて、路次を警固仕て、先帝を隠岐國へ遷し奉るとあり。○千葉介貞胤は。胤宗の子也。○いろくの綾にしきの水干直垂云々。警固の武士の装束のさまなり。水干の事。既に註せり。直垂は、貞丈雜記に、直垂は、本は地下人無位無官の者の服なり、堂上の人の着給ふべきものにあらず、鹿苑院將軍義満公の頃より、堂上衆も着用し給ふなり、堂上に着給ふは、袖括の緒あり、これ地下の直垂と、わかたん爲なるべし、本は武家のも袖く、りあれども、今關東の制には、袖括なし、露ばかりなりとあり。さて其袴は、素襦の袴に、やゝおなじくして、前後の腰に上刺あるを用ふ、猶委しくは、同書に見え

つてにのみ印
本に音にのみ
よあり一本に
あはれ改めつ
て印は改めつ
今一本にあり

たり。○かくても云々。本は遷所は遷幸ある事なれば、臣子として、いかにかしこく、かなしび奉らでは、えあらぬわざなれど、さてしもその行列のきよらに、よそはひつくしたるさまは、世にも珍らしき美觀なりとの意なり。○東寺は。壬生の東、大宮の西、九條坊門の南、九條の北にて、今の京都下京區九條町にあり。また教王護國寺と稱し、桓武天皇の御代、これを創建せらる、後弘法大師に屬して、永く密教流布の道場と定められたり。○御車を駐め給へるをいふ。○御念誦あるべし。御心中、御恢復などの事を、祈念せさせ給へるをいふ。○よろしき女房は。極めて上臈にあらねど、やゝ上品の女房の意なり。○つばさうぞくは。河海抄に、俊成卿女説に云、市女笠に薄衣きたる女を、つばさうぞくといふとありて、源氏物語、枕草紙等にも見えたり。○山がつは。樵夫などをいふ。○竹のはやしは。物見る人の、立ちみてすまもなきを、竹の林にたとへいへるなるべし。○目をかしのとひ云々は。遷幸を見奉る貴賤老少の、御別をかなしみて、涙おとし、泣くさまをいふ。○うき世のきはめ云々。世の中の憂き事のかぎり、今日この處に、盡きたりと思ふはを、心うくかなしくありしとなり。

崇徳院の讃岐にねはしましけむ程のありさま、後鳥羽院の隠岐にうつらせ給ひけむ時なども、さこそありけめなれど、つてにのみ聞きて、見ねば知らず。これを始めたる心ちぞする。日頃は何の御にはひにもふれず、數ならぬ人、及ばぬ身までも、今日の御別のあはれさ、なべておき所なげにぞ、感ひあへるかし、君も御藤少しかきやりて、このもかのも御覽じわたしつ、御目とまらぬ草木もあるまじかめり。岩木ならねば、武士の

鏡の袖ども、まほどけげにぞ見ゆる。都のこすゑをかくるゝまで御覽じれくるも、
夢かどればゆ。鳥羽殿にかはしましつきて、御よそひあらため破子などまゐらせけれ
ど、氣色ばかりにてまゐらす。これより御輿にたてまつれば、留るべき御前せもの空し
き御車をなくく、やりかへるとて、くれまどひたるけしきいと堪へがたげなり。

まほどけげに
す印本に
るはげの
し今補ひつ
一本にあり
けうさあり
まわらす
にまわらす
り一本に
て改めつ
空しき印
ひ本の字
つにより
てし
補一

○崇徳院の讃岐に云々。崇徳院讃岐へうつされ給へるは、保元元年七月廿三日の事にて、保元物
語に見えたり。○後鳥羽院の隠岐に云々。後鳥羽院隠岐へうつされ給へるは、承久三年七月十三
日の事にて、新島守の巻に詳なり。さて崇徳院、後鳥羽院の遷幸の時のありさまも、武士ども、
こたびの如く、あまたうち圍みて、さこそめさましき事にてありつらめど、そのはどは、たゞ人
づてに、まかどと聞きたるのみにて、まさしく見ねば、いかにありけん、よくも知らず。今日
まのあたり見奉れるにつけて、かゝるありさまは、此度こそはじめてのやうなる心地のすれどな
り。○何の御にはひにも云々は。日頃の、御傍ちかく、御にはひにふれ、親しく仕らまつりしに
もあらず。また賤しくて、物の數にもあらざる人、下か下の、かけても及ばぬ臣民までも、かく
遠くおはします御別の、おはれなる事は、立ちみ見れくり奉る人々、なべて心もそらに、せんか
たもなささうに、惑ひをるとなり。御にはひとは、玉体の御やうすをいふ。○御簾少しかきやり
て云々。御簾は、車の簾にて、後醍醐天皇の、御車ながらの御ありさまをいふ。○このもかのも
は。此面彼面、にておちらこちらの意なり。○御目とまらぬ草木も云々。草木までも御目をとい
めて御覽せらるゝよしにて、道のべになみたちて、見送り奉れる臣民の上をも、よくめたる意な

り。○岩木ならねばは。岩木は非情のものにて、うきもかなしきも、知らぬものをいふ。さて武
士とて、あらくしきものにいれども、さすがに情ある人なればとなり。書言字考に、行路難
云、心非石木、豈無感、又見遊仙窟とあり。○鏡の袖は。鏡の綿上の半に、袖つけの緒といふが
あり。そこより袖をつく。その左なるを射向の袖といふ。さて武士どもも、さすがに君の御上を
かなしび奉りて、おどす涙に、さたる鏡の袖も、まほどけたる如く、濕ひわたれりとなり。○都
のこすゑをかくるゝまで云々。都のかたの梢を、かくれて見えすなりゆくまで、なごりをしげに
見かへり、見かへらせ給ふも、猶うつゝにねはしますとはおぼえ給はず、夢のみ、たせらせらる
いと也。こは大鏡に、菅原道真公の、筑紫に下らせ給ふ條に、都どほくなるまゝに、おはれに心
ほそくれぼされて、「君がすむやどのこすゑをゆくゝもかぐるゝまでにかへり見しはや」とある
さまをうつせり。○鳥羽殿は。山城國紀伊郡にあり。○御よろひあらためは。御冠直衣の御装束
を、鳥帽子狩衣などに、改めさせ給へるなるべし。○わりとは。破子にて、晝の御膳を奉れる也。
○けしきばかりにて云々は。御わりとも、御氣色ありしのみにて、いさゝかも聞食し給はずとな
り。○これより御輿に云々。こゝより、鄣路に入ることなれば、御輿に乗りかへさせ給ふなり。
この所のさま、光嚴院御記に、先帝御装束、御直衣下結云々、於鳥羽棧敷口、供御破子之後、有
數刻出御、今度御輿四方輿、蒔卷三方籠云々、と見えたり。○留るべき御前ども云々。御前駈の
公卿以下、京に留るべきかぎりは、こゝより別れ奉りて、これまで乗御ありし綱代の空車を、京
へ遣りかへすとて、なくくも、途方にくれぬるありさま、まことにかなしさに堪へかねたるや

○うすなりとの意なり。

かくて君は遙に赴かせたまふ。淀のわたりにて、むかし八幡の行幸ありし時、橋わたしの使なりし佐々木の佐渡の判官といふもの、今は入道して、今日の御おくりつかまつれるに、その世の事思しいでられて、いと忍びがたさに給はせける。

まゐるべする道こそあらずなりぬとも、淀の渡りは忘れじもせし。

○かくて君は云々。遙に隱岐國をさして、西のかたへ赴かせ給へるをいふ。○淀のわたりは。淀川の渡なり。○八幡の行幸は。石清水八幡宮へ行幸あらせらるゝなり。○正中元年三月二十三日の事にて、秋のみ山の巻にあり。○橋渡の使は。桂河淀川に浮橋をわたす役にて、檢非違使の所在切立、供奉公卿、近衛司下馬、大理令看督長掃雜人給、駕輿丁相代昇立御輿、巨浮橋於桂河、(檢非違使資能志令渡云々)淀浮橋、行事檢非違使資經(行幸之時候橋北頭)など見えたり。○佐々木佐渡判官は。檢非違使宗氏の子高氏なり。正中三年、北條高時と共に出家して、道譽といへり。○その世の事云々。天皇、その時の事どもを思召し出でられ、懐舊の情禁じがたくおはしませして、道譽に、御歌をまたはせたりとなり。○まゐるべする云々の御歌。(ゆのかみ八幡行幸の節、橋わたしの使にて、先導えたりしに、こたびも、わが遠所遷幸の先導として、誓固にまゐれる。これかれおなじく先導にのあれど、むかしにかはれるあさましきみゆきなりとも、この今ゆく淀のわたりは、昔に變らねば、さこそ忘れぬすまじきに、今昔の感、いかに覺ゆるぞとの御意なり。

この條の事ども、天正本太平記に、佐々木道譽ハ、去正中元年三月二十三日、石清水行幸ノ時、橋渡ノ使ニテ有シカバ、思召出テ、道譽ヲ召レ、シルベスル云々ト仰下サレケルニコソ、道譽頭ナ地ニツケテ、涙ノ袖ヲ抑ヘツ、シバシハ御前ニ伏沈ケレトあり。

又の日は、中務のみこ土佐の國へおはします。御供に爲明中將まゐる。日頃かくわやしき御やどりにも、のし給ふを、辱く思ひきこえつるに、遙なる世界にさへゐておはしませば、ましていかさまなるわざをして、御覽せられむと、あると時信けいめいしとわぐ宮既にた、せ給ふとて、瓶にさしたる花を折らせ給ひて、

花は猶とまるあるじにかたらへよわれこそ旅にたち別るとも

おちじ日やがて妙法院の座主尊澄法親王も、讃岐國へおはします。

○又の日は中務のみこ云々。續史愚抄に、八日丁丑、爲鎌倉沙汰、流中務卿尊良親王于土佐、(中將爲明朝臣供奉)無品尊澄法親王(妙法院)于讃岐、(已上先帝皇子)東南院某子硫磺嶋とあり。○日頃かくわやしき御やどりに云々。前篇村時雨の巻に、中務の宮は、云々、都へ入らせ給ひて。佐々木判官時信といふもの、家に、わたり給ひぬとあり。あやしき宿は、賤しき宿所の意。○辱く思ひきこえつるは。時信の、畏れ多き事に、思ひ奉れるよし也。○遙なる世界は。土佐の國をいふ。世界とは、只國といはむが如し。○ましていかさまなる云々。日頃も、いふせき御やどりを、畏れ多き事に思へるに、今また遠國へわたらせ給ふべきにつけて、御名残に、いかなる事を

折らせ給ひて
印本に折ひて
さあり一本に
よりて補ひつ
妙法院の云々
一本に座主明
法

に、後三條天皇の跡をかひ奉りて、津の國天王寺住吉等に詣でさせ給へる事、烟の末々の巻に見えたり。布引の瀧なども、ほど近き所なれば、かならず見そなはし給へるなるべし。さて今その所を見給ふにつけて、われも、遊覽のための行幸ならましかばと、遠き世の事を、思ひ合せ給ふなるべし。○いふたの森とばとばで云々。生田の森は、矢田郡にて、生田神社あり。今生田宮村といふ。さてこの里、詞花集に、「君すまばとはましものを津の國の生田の森の秋の初風」、新古今集に、「昨日たにとはむと思ひし津の國の生田の杜に秋は來にけり」など、ふるくよりよめるもめで、ことに、とはで云々といふへり。○湊川の宿は、兵庫の北口にあり。○この宿におはしますと云々。尊良親王は、天皇御京出の翌日、京を發せられしが、この日、昆陽野の宿につき給ひて、御父帝のおはします湊川には、間近き程なるよしを聞食されて、同じ道ながら逢ひ奉りたさを、悲しみなげき給ひてとなり。○いとせめて云々の御歌。まことにわが心からいでたちし道にのわらで、逆臣の爲に、遠くうらうらに遷さるゝ、いとさしせまりて憂さかざりの道ながらも、父帝もともに、同じとまりにおはしますとさくが、よにうれしき事をとなり。上句、人やりのいとせめてうき道ながらと、詞をおさかへて意得べし。いとせめては、甚くさしせまりての意。人やりとは、前に人やりならぬとある反對の意にて、わが心より思ひたちしにあらで、人の爲に、あながちにせらるゝよしなり。さて新葉集に、元弘二年三月、遠き方に赴かん事も、只けふあすばかりになり侍りしに、雨さへ降くらして、いと心細さたぐひなくおぼえしかば、宗良親王、「うき程のさのみ涙のあらばこそわが袖ぬらせよその村雨」、打出と云ふ所に、とまり侍りしに、尊

良親王、よへこの處にしもとまりけるよし聞くに、何とぞかたはらなる壁を見れば、ともなりける爲明卿が筆にて、「いとせめて云々」とあるを見て、また見るべき事のまらねど、書きそへ侍りし、「未までも同じやとりの道ならば我いさうしと思はましやは」とあり。○福原の島は、今兵庫の津の築島といふ。さて兵庫の地は、古の福原の庄にて、かの平相國清盛の、都を遷しし所也。兵庫の津、一名輪田の泊ともいひて、島を築きて、泊舟の便となし、經が島となづけたるよし、攝津志名所圖會等に見えたり。さてこゝより、四國へは舟を出せるなり。

後醍醐 御門は、和田のみささ、新藻川を打わたして、須磨の關にかゝらせ給ふ。かの行平の中納言、關ふさこゆるといひけむは、浦よりをちなるべし。あはれに御覽じわたさる。源氏の大将の「なくねにまがふ」のたまひけむ浦なみ、今もげに御袖にかゝるこゝちするも、さまゝ御涙のもよほしなり。播磨の國へつかせ給ひて、まはやたるみといふ所をか、しさを問はせ給へば、「さなむ」と奏するに、「名を聞くより、からき道にこそこのたまはせて、さしのぞかせ給へる御さまかたち、ふりがたくなまめかし。けぢかきかざりは、あはれにめでたうも、と思ひ聞ゆべし。

○和田のみささは、即ち和田の泊の岬をいふ。兵庫より南出せる角あり。これ清盛の築きたる也とぞ。○新藻川は、攝津志田郡の條に源自鳴越經長田、至尻池入于海、相傳、虜平重衡處とあり。○須磨は、攝津國八田郡にて、兵庫より西壹里半にあり。西須磨東須磨、濱須磨など三村に

打わたし印本
一本の字なりし
一本によりて
一本つて又一本
に打つてしてま
あり

あはれに云々
一本にあらはれ
しと思ひ聞ゆべ
しとあり

世にあり今
一本にあり今
一本にあり今
一本にあり今

野中のまみづふたみの浦高砂の松など名ある所々御らむじわたさるゝもかゝらぬ
御幸ならばをかしうもありぬべけれどよろづかきくらす御みだり心ちに御目とま
らぬも我ながらいたう屈しにけるかなとおぼさるいと高き山の峯に花かもしろく
咲きつゝきて白雲をわけゆく心ちするも艶なるに都の事かすく思しいでらる。

花のなほうき世もわかすさきてけり都も今やさかりあるらむ
あど見ゆる道のまをりのさくら花この山人のなさをぞ知る

○大くら谷は。これ今の明石の驛なるよし、播磨鑑に見えたり。風雅集に、世の中さわがしく侍
りけるころ、みくさ山をどほりて、大藏谷といふ所にて、前大納言尊氏、「今むかふかたのあかし
の浦ながらまだはれやらぬ我思ひかな」とあり。○人麿の塚は。大藏谷の西、忠度塚の北、三
丁ばかりにあり。もとは今の明石の城の跡にありしを、元和中、築城のために、今の所に移され、
なほ小祠は、城中にもありよし、播磨鑑に見えたり。○明石の浦は。そこらわたりの海邊を、
廣くさしていへり。○島がくれゆく船ども云々。古今集に、題えらす、「はのく」と明石の浦のあ
さ霧に島がくれゆく舟をしぞ思ふ」裏書に、此歌は、ある人のいはく、柿本の人麿が歌なりとあ
り。人まろが塚といへるより、この歌の詞をとりいで、文をなせり。さてこの歌、古くまかい
ひ傳へたれど、今昔物語には、小野篁の歌として載せたるを、よしといへる説もあり。さて島が
くれゆくは、本歌には、目前に島のかくれゆくにいあらで、遠く八十島かけて、ゆく末そのくま

くに、隠れゆく意あれば、こゝも末とほくさきゆく船どもと意得べし。○水のあわの云々。水の
泡の、浮きては消ゆる如く、思ひさえつゝ、憂き世の中を、経ゆくわが身のはかなさに、そのか
みは、さばめてはかなきものと見てし、睡のつり船も、今は中々に、美しく思ふとなり。消えて
は、思ひさゆる意、うき世は、憂きに、浮く意をかねて、ともに水の泡の縁語なり。○野中の清
水は。明石郡の驛道、清水村の東北野中村にあり。播磨國十水の第一にして、古くよりこれを賞
するよし、播磨鑑にあり。○ふたみの浦は。加古郡にて、明石の浦の、西續きの海濱をいふよし、
同書に見えたり。夫木集に、美作國へ下りけるに、播磨の國二見の浦にて、時鳥を聞て、兼輔中
納言、「たまくしげ二見の浦の時鳥わけ方にこそ鳴さわたりけれ」とあり。○高砂の松。高砂も、
同郡にありて、古より、いと名高き所なり。古今集に、高砂住吉の松も、相おひのやうにおぼえ
どかけるより初めて、歌どもいと多し。○かゝらぬ御ゆきならば云々。かゝる心外の御たひ路な
らで、まことに遊覧のための行幸なごにてあらば、名高き所々につけて、をかしく思召さるべき
をどの意なり。○よろづかきくらす云々。何につけても、御心かきくれて、現どもなく思召し給
ふまゝに、をかしき所も、御目にどまらせ給はぬを、御自身ながらも、かばかり痛く思ひ屈した
る事かど、はかなくおぼしめすととなり。○いと高き山の峰に云々。明石郡の大山寺山などをさして
いへるにや。○白雲をわけゆく云々。花の下道をゆくが、白雲をかきわけて、ゆく心地のすとな
り。○かすくは。種々數多の意なり。○花はなほ云々の御歌。心なき花は、憂き世の中なりと
も、わさまへえらすして、例年のごとく、なほ咲さいで、今こえゆく山にも、雲のごとくみち

たり、さてこれにつけても、わがわかれ來し都の方も、今はさぞ盛なる頃ならんかど也。○あど見ゆる云々の御歌。ところらゝに、花の枝を、折り散してゆきしめを見れば、さながら道のまをりにとて、おきたるが如くにて、さてこの山人の、わがみゆきのまるべにとて、心ありて、まかせざるわざと知らると也。そこそなくちりばひたる、花の枝を見よなはして、かくとりなしませ給へるあるべし。まをりは、山道なせに、標のために、柴なを折りて、さしおく事にて、即ち道のしるべをするといふ。

十二日に、かこ川の宿といふ所にねはします程に、^{尊澄}妙法院宮讃岐へわたらせ給ふとて、おなじ道少しちがひたれど、この川の東野口といふ所まで、参り給へるよし奏せさせ給へば、いとあはれに、相見まはしう思さるれを御送りのつはものども、許し聞えねば、^{尊澄}宮ひなしく歸らせ給ふ御心のうち、堪へがたく亂れまざるべし。さらなる事なれど、かばかりの事だに、御心にまかせずなりぬる世の中、いへばえにつらくうらめしからぬ人なし。

○かこ川の宿は。印南郡にあり。○妙法院宮讃岐へ云々。尊澄法親王の、讃岐へ遷され給ふ御道なれば、御門のおはします道とは、いさゝかかはりたれど、御門に逢ひ参らむと思しめして、道をひきたがへて、後より追ひつされはしましてとなり。○この川の東野口云々。川は加古川といふ。野口の、加古川の宿と、川を隔て相むかへる處なるべし。○いとあはれに云々。御門の御あ

贈らせ印本に
贈りさあり一
本に又一本に
めつ又一本に
さまたせさあ
つらく印本に
り一本に
て改めつ

本物からで
し一本の字
て補ひつな
我民を一本
今もないつ
ともありつ

どを慕ひ奉りて、尊澄親王の、わさゞ道を引たがへておはしましたるを、あはれに思しめして、御對面おらまはしく、其よし誓固の武士に仰せられたれど、然るべからずとて、ゆるし奉らざりしかばとなり。○宮空しく云々は。わさゞ對面し奉らむとておはしたれど、ゆるされ給はねば、折角の思召も空しく、徒にもとの道に、かへりおはします御心の中、たゞさへあるに、まして堪へがたきほど、かなしくも恨めしくも、思し亂れ給ふなるべしとなり。○さらなる事なれど云々。御門も親王も、ともに流され給ふ御身おれば、思ふ事のかなはせられぬも、勿論の事にはあれど、格別の大事といふにもあらず、御父子御對面し給ふばかりの事は、何かはくるしかるべきなれど、それだにも、御心にまかせ給はぬほどになりたる世の中を、さてありのまゝに、いひもつくされねば、いはずこそあれ、なべてみなつれなく、はた恨めしからぬ人なきはなしとなり。即ち誓固の武士よりはじめて、なすけといふ事、つゆもなきことを、思召しかなしみ給ふ御心を、推しはかり奉りたる意なり。いへばえには、俗に、ありのまゝにもいはれずといふ意なり。

十七日、美作の國におはしましたつきの御心ちなやましく、この國に二三日やすらはせ給ふほど、かりうめの御やどりなれば、物深からで候ふかぎりのものゝふども、おのづからけぢかく見奉るを、あはれにめでたしと思ひ聞ゆ。君もおもはしつゝくる事ありて、

あはれとはなれも見らむ我民を思ふこゝろは今もかはらず

いはり印本に
はなりさあり
改一本よりて

おはしますに續きたる軒のつまより、煙の立ちくれば「いはりにたける」と、うち誦せさせ給へるもえひなり。

よそにのみ思ひをやりしれもひきや民の籠をかくて見むとは

○御心ちなやましくて云々。御門の、御不豫におはしますによりて、二三日、この美作國に、御返留めらせられしとなり。この御駐轡の所は、苦西郡院庄なるよし、作陽志に見えたり。○かりそめの御やどりなれば云々。御旅のかりの御宿所なれば、御門のおはします所も、物深く、はなれおはしますで、磐固したる武士どもまでも、自然御傍近くたちならして、龍顔をも、まのあたり拜するやうにあると、武士どもも、さすがに玉体を、あはれめでたしと思ひ奉りたりとなり。○君も云々。御門も、御傍近く、武士どもを見給ふにつけて、我民を思ひ給ふ御心の、今も變らぬに、賤しき民も、さすがに朕を、聊かあはれと思ふならんなど、思召し續け給ふ事もおはしますて、次の如く、御歌をよませ給へり也。○あはれとは云々。今わがかく遠くさすらふるを、あはれいとはしき事とは、心なき汝等も思ふ事ならむ、されば朕もかくの如きあたましき身ながら、猶わが民を、いかでやすきに救ひえさせむと思ふ心は、いさゝかも、そのかみの素志にかはらずとなり。○おはしますに續きたる云々は。行在所におはします所に、續きたる家の軒の端より、煙のたりのばれば、そを見ぞなはして也。○いはりにたけるとは。源氏物語須磨の巻に、源氏の君のよめる歌に、「山がつの巻にたけるまばくもこと、ひこなむこふる里人」とあるを誦せさせたまへるなり。○うち誦せさせは。御聲をあげて、この歌を誦はせ給ふなり。○よそにのみ云々の御歌。これまでは、高さ雲におはしましたれば、民の籠のけぶりをも、遠くよそにのみ、とあらむかゝらむと、想像してありしが、今かく軒端つゞきに、民の籠の煙を見むとは、思ひかけし事ならんや、つゆも思ひかけざりし事ぞとの御意なり。

廿一日、雲清寺といふ所にて、いとかもしるき花を折りて、忠顯少將そうしける。

かはらぬを形見となしてさく花の都はなほもまのばれにける

後醍醐
御かへし

色も香も變らぬしもぞうかりけるみやこの外の花のこすゑは

又小山の五郎とかやいふ武士に、ねなほ花をやるとて、少將

うきたびと思ひいはては一枝の花のなさけのかゝるをりには

かくてなほおはしますせば、來し方はそこはかとなくかすみわたりて「あはれに遠くもきにけるかな」と、日數にそへて、都のいと隔たりはつるも、心ほそうかほさる。はのかに咲きそむと見えし花の梢さへ、日數も山も重るにそへて、うつろひまさりつゝ、上り下るつゝ、をりにいと白く散りつゝもりて、むらぎえたる雪の心ちす。

花の春また見むことの難さかなおなじ道をばゆきかへるとも

○雲清寺は。その所在、今のまびらかならず。○かはらぬを云々の歌。かゝる遠き所ながらも、

かばらぬの
し及ひ御
印本の四字
本ににりて
ひつにりて
補

都に見しにかはらで咲きぬるを、せめて形見と思ふにつけて、なほ都にあらば、この頃花は盛ならむを。却て思ひいで、暮はしく思はるとなり。さく花の都は、さく花につけて、花の都は云々と、いひ下せるなり。○色もかも云々の御歌。都の外の、かゝる遠きひな路の花の梢は、ひなびてさかばこそあらめ、その色も香も、なほ都の花にかはらねば、それにつけても、都のかたの思ひ出られて、暮はしければ、却てなぐさめとはならずして、そを愛くつらき物に思ふとなり。○小山の五郎は。上に引ける太平記に、小山五郎左衛門とありて、下野守貞朝の子秀朝なり。○うきたびと云々の歌。一枝の花に、まばし心をなぐさむと思へば、その花のなまけの深きにつけて、かく外になぐさめもなき折には、かばかりのものにもなぐさめて、いさゝか心ゆけば、末が末まで物うき旅とは思ふまじとなり。この秀朝、折につけて、なまけありし事多かりしなるべし。さて花にそへて、まかほめてつかはし給へるならむ。○かくてなほ云々。さて御不豫もよろしくならせ給へば、猶隠岐のかたを心ざして、美作路を、遠くゆかせ給ふよし也。○来し方へそこはかどなく云々。過來し方は、遠くなりゆきて、かへり見給へば、そこといふあてどもなく、霞に入だりて、かすかになりてとの意也。○あはれに云々。御門のねほしめし給ふさまなり。過ぎ来し跡も、霞みて見えぬほどに、あはれ、遠くも来にける事よと思召して、それにつけても、一日一日と、日敷を経るにそへて、都のますく遠くのみ隔りゆくも、いよく心細く思召さると也。○はのかに云々。播磨路のほどは、わづかに花の咲きはじむと思ひしも、日敷をも重ね、過ぎ来し山も、幾重となく重なるにそへて、花もはや、一日々々に時過ぎ、散りがたにのみなりゆきて、

山路の坂の、上りつ下りつ、つらさをり、かたへの櫻の散りて、花の白くつもりたるが、初春のほど、むらく消え残りたる雪の如き、心持のせらるるをさす。つらさをりは、高臺の、折曲れるが如き意にて、左に折れ右に旋りて、上り下る坂路をいふ。○花の春云々の御歌。よし思ふ事かなひて、再び都にかへる事を得べくして、この今ゆく同じ道を、たちかへりて往反すとも、花のさき散りて、かくの如くをかきさ春を、再びこの道に見むことは、難き事よ、ましてふたゝびかへるべしども、行末さだかならぬわが身なれば、これやかぎりならんもまられずとの御意なり。いとかたしとはおぼすものから、猶さりととも、たひらかにだにあらば、たのづから御本意遂ぐるやうもありなむなど、御心もて、慰めねばすもはかなし。久米のさら山といふ所、越えさせ給ふとて、

さゝれさし糸のさら山越えゆかむ道とはかねて思ひやはせし逢坂といふは、東路ならでもありけりと聞しめして、立ちかへりこえゆく關とおもはりやみやこに聞しあふ坂の山みか月の中山にて、昔後鳥羽院の仰せられけん事、思しいづるさへげにうかりけるためしなり。

○たへさく昔がたりぞうかりけるその名ふりぬる三日月の森
○いとかたしと云々。上の御歌の意をうけて、御門の御心を、おしはかり奉りて書けり。再び

こえゆく關あり
印本に關もさ
その名印本に
そのえさあり
今一本により
つみか月の森
本に里或は松
ともあり

かたしは
は字印本に
し一本に
て補ひつ

都にたちかへらむの御たのみ、甚だむづかしき事なり、思召し給ひながらも、猶難くはありとも、御身すこやかに、無事にてだにおはしまさば、長き月日の中に、自然御恢復の御本意を透けて、都にたちかへる事もえ給はむと、今のうきをも、わが御心をもちて慰めつゝ、たのみ難き行末の事を、たのみ思召すも、はかなき御わざなりとなり。○久米のさら山の。美作國久米南條郡にて、その麓に、皿村といふ里あり。この山、ふるく歌にもよみて、名高き所なれば、下の御歌に、さゝおきしともよみ給へるなり。そは、古今集大歌所歌に、「みまさかや久米のさら山さらさら我名はたてじ萬代まで」など見えたり。○さゝおきしの御歌。都にありしほど、この國に、久米のさら山といふ名所ありとは、かねてさゝおきたる事なれど、さてその久米のさら山の山道を、今日越えゆかん物とは、思ひし事ならんや、つゆ思ひもかけざりきとの意なり。○逢坂は。作陽志真島郡に、相坂、草加部初村界曰相坂峠と見えたり。○東路ならでも云々は。近江の逢坂山は、古く關などもあり、京より東路に下る要所にて、名高き所なり。さて東路にのみと思召したるに、それならずして、この美作にも、ねなじ名の、相坂といふはありけり、と聞食してとの意也。○立かへりの御歌。都近くありと、かねてさゝし相坂山は、こゝにもおなじ名所ありて、ともに逢ふといふ名に負へれば、再び立ちかへり越えゆきて、都の人々にも、逢ふよしの關と思はまほし、何とぞその名の如くあれかしとの御意なり。○三日月の中山は。美作と伯耆との界にある山也。○昔後鳥羽の院の云々。此中山をこえ給ふにつけても、昔承久に、後鳥羽院の、隠岐にうつされ給ひし時、こゝを過ぎさせ給ひて、よませ給ひけむ事さへ、思ひ出でられて、げ

さうがき云々
十五字一本に
なきは脱せるに
なるべければ
従はず

衣一本に又し
さわり

にこれも、物うきためしありとなり。さて、後鳥羽院の事は、承久軍物語に、美作と伯耆とのさかひなる中山を、こえさせ給ふ時、むかひの岸に細き道あり、いづへかよふ道ぞと、御たづねありければ、都へかよふ古き道にて侍ると申しければ、「都人たれぶみとめてかよひけむかひの道のなづかしきかな」とあるをいへり。○つたへさくの御歌。この三日月の森は、昔後鳥羽院の感慨おらせられて、世に名高く、人の耳になれ、ふかたる所なるが、其昔物語を傳へ聞くたに、物うきかぎりなりけり、まして今は、そのかみの、同じ道にいであちて、同じ所を過るにつけては、いとし身につみて、感慨の情に堪へがたく思召すとの意也。此御歌、上下打反して意得べし。ふりぬるは、俗に、ふるくさくなりたるの意にて、其名高く、人のいひなれ、耳に熟したるよし也。御道なかばになりぬれば、御送のものども、上下、都いでしよりも、猶花やかに、今めかしうさうぞさかへたり。大方は、あやしうさまことなる御幸なれど、道すがらの御まうけ國々に心づかひしたる氣色などは、かうさまの御ありきとは見えす、いとやむことなくなむ。さはいへど、今まで國のあるじにて、世をもいみじう治めさせ給へりける、名残にやあらむ。いとねむるにのみつかうまつれり。いにしへの御幸どもには、かうはあらざりけり。とぞ、ふるき事知れる人々、いひ侍りける。四月一日の頃、百敷の宮の中、ねばしいでられて、

さもこそは月日もまらぬ我ならめ衣がへせし今日にやはあらぬ